

# 金融機関に対する付加価値課税の検討

市澤 正昌

## 目次

序章 - 消費税における金融機関に対する課税強化の必要性 - .....	1
第1章 日本の消費税制度 .....	4
第1節 付加価値税の種類 .....	4
1. 付加価値の概要 .....	4
2. 課税ベースによる分類 .....	4
3. 課税方法による分類 .....	5
第2節 消費税の意義、類型及び基本的仕組み .....	8
1. 意義 .....	8
2. 消費税の種類 .....	10
3. 基本的仕組み .....	13
(1) 課税の対象 .....	13
(2) 非課税 .....	14
(3) 輸出免税 .....	15
(4) 納税義務 .....	16
(5) 課税期間 .....	17
(6) 税率 .....	17
(7) 仕入税額控除 .....	18
(8) 中小企業者に対する特例措置 .....	20
第2章 付加価値税における金融サービスに対する非課税措置 .....	23
第1節 理論上の金融機関の付加価値 .....	23
1. 金融サービス .....	23
2. 金融仲介サービスの付加価値の測定 .....	23
(1) 金融仲介サービス .....	23
(2) 金融仲介サービスの付加価値の測定 .....	24
(3) 利子の本質 .....	25
第2節 日本の消費税における非課税措置 .....	30

1. 金融仲介サービスに対する非課税措置 .....	30
2. 非課税措置が適用される理由 .....	30
3. 非課税措置の実態 - 脱漏する金融機関の付加価値課税 - .....	32
第3節 非課税措置により生じる問題点 .....	39
1. 最終消費段階において非課税措置が適用された場合における過小課税 .....	39
2. 中間取引段階において非課税措置が適用された場合におけるカスケード.....	41
3. 仕入税額控除の配分問題 .....	44
4. 他産業との公平性の損失 .....	44
第3章 金融機関に対する付加価値税課税の検討 .....	45
第1節 付加価値税課税の困難性 .....	48
1. 前段階税額控除法付加価値税 .....	48
2. 加算法付加価値税 .....	54
3. 減算法付加価値税 .....	55
第2節 付加価値税課税の検討 .....	56
1. 純粋キャッシュフロー方式 .....	56
(1) 概要（金融機関負担） .....	56
(2) 数値例 .....	58
(3) 金融機関負担の発生 .....	59
(4) 純粋キャッシュフロー方式の修正（顧客負担） .....	63
(5) リスクプレミアムの取扱い .....	67
(6) 執行上の困難 .....	68
2. TCA付キャッシュフロー方式 .....	72
(1) 概要 .....	72
(2) 数値例 .....	73
(3) 執行上の困難 .....	76
3. 修正リバースチャージ方式 .....	77
(1) 概要 .....	77
(2) 数値例 .....	79
(3) 執行上の困難 .....	89

第4章 金融サービス課税の国際比較 .....	91
第1節 非課税措置 - EU .....	92
1. 制度の概要 .....	92
2. 非課税措置の長所と短所 .....	93
第2節 非課税措置の縮小 - 南アフリカ .....	94
1. 制度の概要 .....	94
2. 非課税措置縮小の意義と限界 .....	95
第3節 部分税額控除 - オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド .....	95
1. オーストラリアの制度概要 .....	97
2. シンガポールの制度概要 .....	99
3. ニュージーランドの制度概要 .....	101
4. 部分税額控除の長所と短所 .....	103
第4節 加算法付加価値税 - イスラエル .....	104
1. 制度の概要 .....	104
2. 加算法付加価値税の長所と短所 .....	105
第5節 減算法付加価値税 - イタリア .....	105
1. 制度の概要 .....	105
2. 減算法付加価値税の長所と短所 .....	106
第5章 日本の金融機関の付加価値に対する課税のあり方 .....	107
第1節 金融機関の付加価値に対する課税強化の必要性 .....	107
第2節 課税のありかた .....	108
1. 純粋キャッシュフロー方式 .....	108
(1) 純粋キャッシュフロー方式の優位性 .....	108
(2) シミュレーションによる金融機関の納税義務及び税収の推計 .....	109
(3) 執行にあたっての課題 .....	112
2. 加算法付加価値税 .....	113
(1) 加算法付加価値税の優位性 .....	113
(2) 執行にあたっての課題 .....	114

終章 .....	116
参考文献.....	118

## 序章 - 消費税における金融機関に対する課税強化の必要性 -

日本の消費税において、金融サービスに対して非課税措置が適用されているのは、通常、税としての性格上、本来課税対象とならないものとされている。しかし、金融サービスを提供するにあたって、金融機関は資本、労働の生産要素を投入しているため、付加価値を生産していることに疑いの余地はなく、課税の対象とすべきであると考えられる<sup>1</sup>。しかしながら、課税の対象とされないのは、金融機関の中核的サービスである、金融仲介サービスが利子を対価としているために、その付加価値を正確に測定することが困難といわれているからである。この点に関しては、付加価値税を導入している諸外国においても同様の困難性が生じているため、ほとんどの国においても金融サービスに対して非課税措置を規定している。

しかし、金融サービスに非課税措置を適用とすると、前段階税額控除法付加価値税<sup>2</sup>の仕組みにもとづき、主に 3 つの問題が生じると指摘されている。すなわち、非違課税措置により仕入税額控除が否認されるため、①過小課税、②カスケード、③仕入税額控除の配分問題が発生することになり、これらは前段階税額控除法付加価値税の短所としても広く認識されている。

これらの問題点を解消するために、世界では EU を中心に金融機関に対する付加価値課税の議論が盛んに行われ、理論的に課税可能な方法が考案されてきている。しかしながら、いずれの課税方法もまだ検討段階にあり、実際に制度として導入している国はない。

一方、日本では上記に掲げた非課税措置による問題はある程度認識されているものの、課税化に向けた議論はほとんどなされておらず、あまり問題視されていないことがうかがえる。

---

<sup>1</sup> なお、金子宏（1995）においても金融サービスに対する非課税措置の再検討を促している。

<sup>2</sup> 周知のとおり、日本の消費税も前段階税額控除法付加価値税を採用している。

図表序 - 1 付加価値の配分（2010 暦年）

経済活動の種類 \ 項目	国内純生産 (生産者価格表示) ①	生産・輸入品に 課される税(控除)補 助金 ②	国内要素所得 ③=①-②	雇用者報酬 ④	営業余剰・ 混合余剰 ⑤=③-④
1. 産 業	330,883.2	34,127.8	296,755.4	205,287.1	91,468.3
(1) 農林水産業	3,324.7	460.3	2,864.4	1,982.1	882.3
(2) 鉱 業	149.6	39.1	110.5	192.8	-82.2
(3) 製 造 業	72,481.3	12,232.2	60,249.1	48,442.4	11,806.6
a. 食 料 品	11,180.2	3,361.3	7,818.9	4,780.5	3,038.4
b. 織 維	273.7	54.1	219.7	498.1	-278.4
c. パルプ・紙	1,857.9	218.2	1,639.7	1,050.1	589.6
d. 化 学	5,599.6	645.7	4,953.9	3,127.6	1,826.4
e. 石油・石炭製品	5,327.4	3,040.9	2,286.5	260.5	2,026.0
f. 窯業・土石製品	2,138.4	244.5	1,893.9	1,494.7	399.2
g. 一次金属	8,068.5	817.7	7,250.8	2,662.1	4,588.7
h. 金属製品	3,518.5	338.4	3,180.1	3,440.9	-260.9
i. 一般機械	7,610.8	697.7	6,913.1	6,640.1	273.0
j. 電気機械	9,166.6	1,016.3	8,150.3	8,609.6	-459.3
k. 輸送用機械	8,748.5	906.3	7,842.2	7,245.1	597.0
l. 精密機械	1,161.2	108.7	1,052.5	1,038.1	14.4
m. その他の製造業	7,829.9	782.3	7,047.6	7,595.2	-547.5
(4) 建 設 業	24,421.3	1,774.7	22,646.6	20,334.1	2,312.5
(5) 電気・ガス・水道業	4,364.7	1,198.9	3,165.7	3,245.7	-80.0
(6) 卸売・小売業	58,200.4	5,975.7	52,224.7	36,036.3	16,188.5
(7) 金融・保険業	20,068.3	-7.0	20,075.3	11,353.0	8,722.3
(8) 不動産業	36,375.7	3,613.0	32,762.7	3,751.4	29,011.3
(9) 運輸業	16,965.4	2,022.6	14,942.9	16,541.8	-1,598.9
(10) 情報通信業	21,659.1	1,671.6	19,987.5	8,064.6	11,922.9
(11) サービス業	72,872.7	5,146.6	67,726.1	55,343.0	12,383.1
2. 政府サービス生産者	29,754.1	81.1	29,673.0	29,673.0	0.0
3. 対家計民間非営利サービス生産者	9,011.8	182.6	8,829.1	8,829.1	0.0

(注) 単位は 10 億円。

(出所) 内閣府 経済社会総合研究所、2010 年度国民経済計算、経済活動別の国内総生産・要素所得をもとに、筆者が一部加筆。

( [http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h22/table\\_s/22s2nf\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/table_s/22s2nf_jp.xls) ) [2012 年 12 月 29 日閲覧]

ここで、図表序-1 をご覧いただきたい。これは国民経済計算における付加価値の配分を表している図表であるが、簡単に説明すると、③国内要素所得は付加価値を、②生産・輸入品に課される税（控除）補助金は消費税を表している<sup>3</sup>。この図表から明らかのように、金融サービスに対して非課税措置が適用されることにより、金融機関は多額の付加価値を生産しているにもかかわらず、

<sup>3</sup> 詳細については、第 2 章で述べる。ここでは、金融サービスに対して非課税措置が適用されることにより、他産業との公平性が著しく損なわれていることを認識していただきたい。

消費税納税額は過小化され、他産業との公平性が損なわれていることがわかる。

したがって、本稿においては、この公平性の損失を非課税措置により生じる第4の問題点<sup>4</sup>ととらえて、金融機関に対する付加価値課税を適正化すべきだと考え、現在世界で議論されている課税方法を中心に日本への導入可能性を検討していく。今後消費税率の引上げが予定され、ますます公平性の損失の拡大が懸念される日本において、この点を検討することは必要不可欠な作業であると考えられる。

金融機関に対して、理論的に前段階税額控除法付加価値税の枠組みで課税する方法は、現在主に3つが議論されている。第1の方法が Hoffman, Poddar and Whalley (1987) が考案した、キャッシュフローに着目して課税する純粋キャッシュフロー方式であり、これが欧米の研究における主流であった。第2の方法が、Poddar and English (1997) が純粋キャッシュフロー方式を改良したTCA付キャッシュフロー方式である。第3の方法が、古くからその困難性が指摘されていた貸付利子を売上高、預金利子を仕入高と捉えて課税する方法を、Zee (2005) が改良することで考案した、修正リバースチャージ方式である。

さらに、日本にこれらの課税方法を紹介している文献としては、鈴木将覚 (2009)、沼田博幸 (2011) があげられる<sup>5</sup>。

しかし、これらの課税方法は前段階税額控除法付加価値税の枠組みで課税することを前提にしているにもかかわらず、純粋キャッシュフロー方式では、インボイスのように付加価値税を顧客に転嫁する方法が示されておらず、実質的に金融機関の負担となっていた。また、鈴木将覚 (2009)、沼田博幸 (2011) においても各制度を紹介し、分析を行っているが、日本の消費税との関係性について深くは言及されていない。

したがって、本稿においては金融機関への付加価値課税を強化すべきとの立場にもとづき、日本の消費税に整合させて執行することに重点を置きながら、各課税方法の長所及び短所を整理することにより、日本に導入する糸口を探る。

---

<sup>4</sup> なお、ここでは公平性の損失を「第4の問題点」としたが、4番目に登場したという意味で、本稿においては、この問題点の解消を最重要視する。

<sup>5</sup> なお、日本において岩村充・新堂精士・吉田倫子 (2007) が考案した課税方法として、指標金利との差額に課税する方法があるが、実行可能性が低い観点から、本稿では対象外とした。



その際に、これまで金融機関負担となっていた純粋キャッシュフロー方式を、前段階税額控除法付加価値税の取扱いと整合するように、顧客負担へと修正する。

なお、本稿は3つのパートから構成される。第1に、理論として、金融機関の付加価値を明らかにしたうえで、付加価値課税の困難性を示す。さらに、現在世界的に議論されている課税方法の検討を行う。第2に、制度として、諸外国がどのように付加価値課税を行っているかを確認する。第3に、これらの議論に加え、シミュレーションを行うことで、日本の金融機関に対する付加価値課税のあり方を導き出す。

第1章では、日本の付加価値税である消費税について概説する。

第2章では、理論上測定される金融機関の付加価値を明らかにしたうえで、日本の消費税において課税されている付加価値と比較することにより、いかに金融機関に対する付加価値課税が脱漏し、公平性が損なわれているかを示す。また、金融サービスに非課税措置が適用される理由及び非課税措置による問題を整理することにより、課税すべきとの見解を導く。

第3章では、金融サービスに対する付加価値税課税の困難性を整理したうえで、現在議論されている理論的に課税可能な方法について、数値例を用いて詳細に説明する。

第4章では、実際に諸外国がどのように金融サービス課税の問題に取り組んでいるかを確認することにより、日本の改革案への糸口を導き出す。

第5章では、これまでの議論にもとづいて、日本の金融機関の付加価値に対する課税のあり方を示す。さらに、国民経済計算をもとに課税した場合に生じる金融機関の納税義務をシミュレーションすることにより、どの程度公平性が改善されるかを確認する。

# 第1章 日本の消費税制度

## 第1節 付加価値税の種類

### 1. 付加価値の概要

付加価値とは、事業者が事業活動によって新たに生み出した価値のことである。すなわち、事業者は原材料を仕入れ、これに資本、労働及び土地といった各生産要素を投入することにより、付加価値を生み出している。事業活動の結果として生じた付加価値は、その事業活動のステークホルダーに対して分配される。出資を行った株主に対しては配当がなされ、労働の提供者には給与、土地の提供者には賃借料、資金の提供者に対しては利子として、付加価値がそれぞれ分配されることになる。さらに各ステークホルダーに分配された付加価値は支出されるため、各ステークホルダーの支出額の合計は付加価値の分配額、生産額と一致することとなる。このように付加価値が生産面、分配面及び支出面で一致することを「付加価値の3面等価」という。

### 2. 課税ベースによる分類<sup>6</sup>

付加価値税は、付加価値の定義により課税ベースが異なっており、理論上では4つの付加価値税の種類が存在している。以下はその課税ベースとなる付加価値の分類と特徴について簡単に整理したものである。なお、C=消費、I=粗投資、W=賃金、P=減価償却費控除後の純利潤、D=減価償却費とする。

#### ①総生産型付加価値

$$\text{総生産型付加価値} = C + I = W + P + D$$

総生産型付加価値とは、消費に投資を加えた金額もしくは賃金、利潤、減価償却費を加えた金額と表すことができる。このとき、国民総生産（GNP）に一致するため、総生産型と名付けられている。

---

<sup>6</sup> 佐藤進（1973：pp.4-5）、宮島洋（1986：pp.54-56）を主に参照した。

資本財に関して、減価償却費を含めて一切の控除を認めないことから、すなわち全額課税されるため、資本集約型産業に対して大きな影響があるといえ<sup>7</sup>、付加価値の4類型の中で、最も広い課税ベースとなっている。

#### ②所得型付加価値

$$\text{所得型付加価値} = C + I - D = W + P$$

所得型付加価値は、消費及び投資の合計から減価償却費を控除したものであり、国民所得計算上の国民純所得に一致する。したがって所得型と名付けられている。

資本財に関して、減価償却費分のみが控除されるため、総生産型付加価値より課税ベースが狭くなる。

#### ③賃金型付加価値

$$\text{賃金型付加価値} = C + I - D - P = W$$

賃金型付加価値とは、資本から生じる利潤を除外したものであり、賃金所得だけからなるものである。

#### ④消費型付加価値

$$\text{消費型付加価値} = W + P + D - I = C$$

消費型付加価値とは、総生産型付加価値から投資の全額控除をおこなうものである。資本財が全額即時控除されるため、4類型の中で最も課税ベースが狭くなる。これに課税するのが世界的に広く採用されている付加価値税であり、わが国消費税においても、その課税ベースとされている。

### 3. 課税方法による分類<sup>8</sup>

付加価値税は課税方法により3つに分類することができる。以下は課税方法について簡単に整理したものである。

---

<sup>7</sup> 石弘光（2009：p.9）参照。

<sup>8</sup> 宮島洋（1986：p.54-56）を主に参照した。

### ①加算法

加算法とは、付加価値の構成要素を加算することにより付加価値を算定し、その付加価値に税率を乗じることで納税額を算定する方法である。したがって仮に課税ベースが所得の場合、賃金及び減価償却費控除後の利潤の合計額に税率を乗じることにより納税額とする方法である。

一般的に加算法は所得型付加価値税と整合するといわれている<sup>9</sup>。なぜなら賃金及び減価償却費控除後利潤の計算は、事業者が法人税等の税額を計算する場合にも求めていることから、実務的に利点があるためである。

### ②減算法（控除法）

減算法とは、売上高から仕入高を控除することにより付加価値を算定し、その付加価値に税率を乗じることで納税額を算定する方法であり、控除法とも呼ばれる。次に述べる前段階税額控除法との違いは、仕入高に係る税額計算の有無にある。すなわち、減算法においては売上高から仕入高を控除して算定した付加価値に対して税率を適用し、納税額を算定する。したがって前段階税額控除法よりも算定方法が容易という利点がある。

### ③前段階税額控除法

前段階税額控除法とは、減算法と同様に売上高から仕入高を控除することにより付加価値を算定し、その付加価値に税率を乗じることで納税額を算定する方法であるが、減算法とは異なり、売上高に係る税額から仕入高に係る税額を控除することにより納税額を算定する。したがって前段階税額控除法の場合、各仕入に係る税額を個別に算定するため、免税制度、複数税率に対応することができる。

前段階税額控除法はさらに税額を計算する際にインボイスもしくは帳簿の使用の使用に応じて2つに分類することができる。前者はインボイス方式と呼ばれ、EUをはじめ多くの国で採用されており、後者は帳簿方式と呼ばれ、日本の消費税はこちらを採用している。

---

<sup>9</sup> 宮島洋（1986：p.55）参照。

## 第2節 消費税の意義、類型及び基本的仕組み

### 1. 意義

消費税とは、「物品やサービスの消費に担税力を認めて課される」<sup>10</sup>租税である。したがって特定の者のみならず、国民全体に幅広く負担を求めており、世代間の公平性を阻害しないことが特徴としてあげられる。税収調達力も高く、平成24年度当初予算の国税収入45兆2,830億円のうち、10兆4,230億円は消費税からの収入であり、国税収入のうち、約23%を占めている（図表1-1参照）。図表1-2は、主要税目の税収の推移を示したものである。この図表から、消費税が国税収入に大きく貢献していること、また所得税、法人税の基幹税と比較すると安定して税収を計上していることがわかる。したがって消費税は日本の財政において、もはや必要不可欠な基幹税とあるといえることができる。

---

<sup>10</sup> 金子宏（2012：p.603）引用。

図表 1-1 消費課税の概要

税目等	課税対象	平成24年度 予算額 (当初)	構成比
		億円	%
国税収入計	-	452,830	100.0
消費課税計	-	174,003	38.4
消費税	資産の譲渡等	104,230	23.0
個別間接税計	-	69,773	15.4
酒税	酒類	13,390	3.0
たばこ税等	製造たばこ	10,912	2.4
揮発油税等	揮発油等	29,123	6.4
自動車重量税	検査自動車等	7,032	1.6
航空機燃料税	航空機燃料	566	0.1
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,290	0.7
石油石炭税	原油等	5,460	1.2

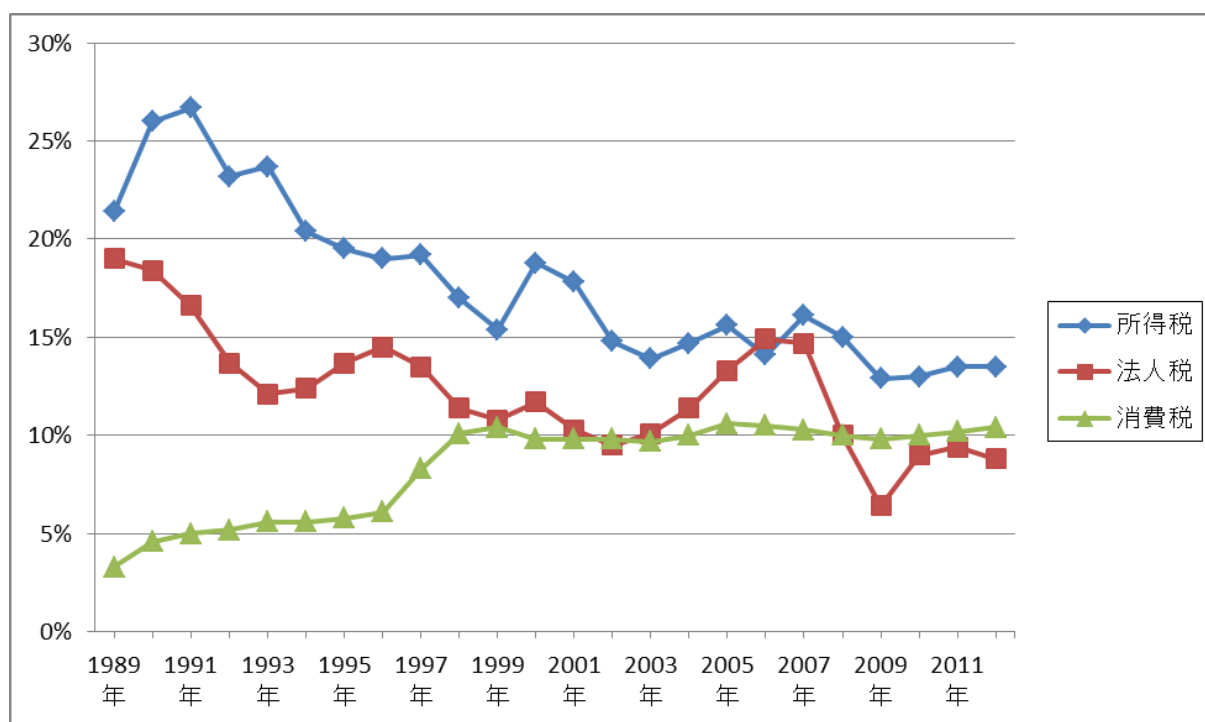
- (注) 1. 上記の予算額には、一般会計分（423,460 億円）の他、特別会計分を含む。
2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら（税収 9,325 億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は 40.5%となる。

(出所) 財務省ホームページ「消費課税の概要（国税）」。

([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/100.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/100.htm))

[2012 年 12 月 12 日閲覧]

図表 1-2 主要税目の税収の推移



(注) 2010年度以前は決算額、2011年度は補正後予算額、2012年度は当初予算額である。

(出所) 財務省ホームページ「主要税目の税収（一般会計）の推移」。

([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/011.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/011.htm))

[2012年12月12日閲覧]

## 2. 消費税の類型

消費税は、租税法における直接・間接概念の観点から直接消費税と間接消費税の2つに分けることができる。

直接消費税とは、「最終的な消費行為そのものを対象として課される」<sup>11</sup>租税のことであり、支出税、ゴルフ場利用税、入湯税などがこれに該当する。したがって納税者と消費者は一致することとなる。

一方、間接消費税は、「最終的な消費行為よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、税負担が物品やサービスのコストに含まれて最終的に

<sup>11</sup> 金子宏（2012：p.604）引用。

消費者に転嫁することが予定されている」<sup>12</sup>租税のことである。したがって納税者と消費者は一致しないこととなる。

間接消費税はさらに課税ベースの設定範囲の観点から、個別消費税と一般消費税に分類することができる。

個別消費税とは「法令の定めによって特に課税の対象とされた物品やサービスに対してのみ課される」<sup>13</sup>消費税のことである。したがって特定消費の抑制、脱税の防止等を目的として、特定の物品・サービスを課税対象としている。すなわち、酒税、たばこ税等はこれに該当する。

一方、一般消費税とは「原則としてすべての物品及びサービスの消費に対して課される」<sup>14</sup>租税のことである。したがって個別消費税とは異なり、理論上はあらゆる財及びサービスを課税対象としており、日本の消費税はこれに該当する<sup>15</sup>。

一般消費税はさらに課税する回数の観点から単段階一般消費税と多段階一般消費税に分類することができる。

単段階一般消費税とは、「1つの取引段階でのみ課税する」<sup>16</sup>一般消費税のことであり、課税対象とする取引段階の観点から製造者売上税、卸売売上税、小売売上税に分類することができる。これらはその名称のとおり、それぞれ製造業者、卸売業者、小売業者を納税義務者とし、その売上金額を課税ベースとして課税される。

多段階一般消費税とは、「複数の取引段階で課税する」<sup>17</sup>一般消費税のことであり、課税ベースの観点から取引高税と付加価値税に分類することができる。

取引高税とは「すべての取引段階の売上に対して、その売上金額を課税標準として課される」<sup>18</sup>一般消費税のことである。この方法では取引が行われるたびに課税されるため、低い税率で多くの税収を徴収することができるというメ

---

<sup>12</sup> 金子宏（2012：p.604）引用。

<sup>13</sup> 金子宏（2012：p.604）引用。

<sup>14</sup> 金子宏（2012：p.604）引用。

<sup>15</sup> 実際のところ、日本の消費税はすべての財及びサービスを課税対象としておらず、後述するように非課税や免税が適用されるものもある。

<sup>16</sup> 金子宏（2012：p.606）引用。

<sup>17</sup> 金子宏（2012：p.606）引用。

<sup>18</sup> 金子宏（2012：p.607）引用。

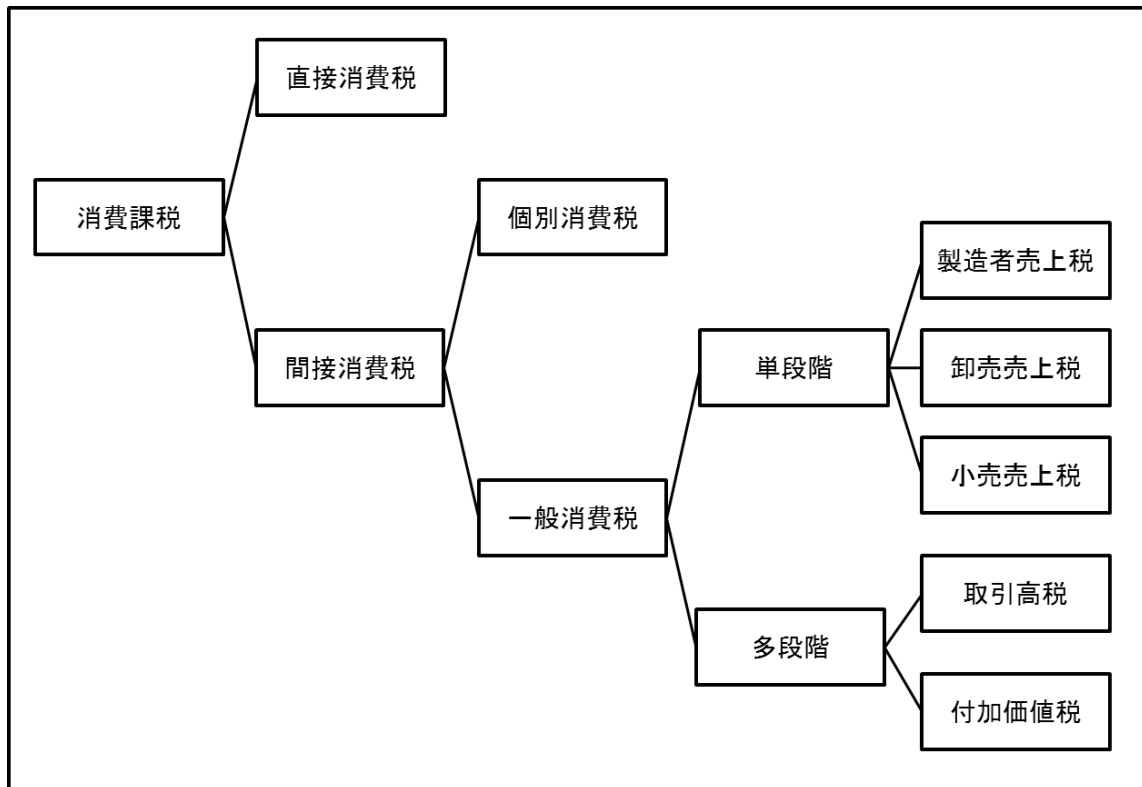


リットはあるが、取引段階の多寡により商品価格に差が生じる等のデメリットも伴う。

付加価値税とは「各取引段階の付加価値を課税標準として課される」<sup>19</sup>一般消費税のことである。この方法では各取引段階における付加価値を課税ベースとしており、取引高税のときに生じるデメリットを避けることができ、理論上最も優れているといわれる<sup>20</sup>。

以上、消費税について説明してきたが、これを体系的に表したのが図表 1-3 である。

図表 1-3 消費課税の体系



(出所) 宮島洋 (1986 : p.51) 図表 III - 1 「消費課税の分類」をもとに、一部筆者加筆。

<sup>19</sup> 金子宏 (2012 : p.607) 引用。

<sup>20</sup> 宮島洋 (1986 : p.54) 参照。

### 3. 基本的仕組み

#### (1) 課税の対象

日本の消費税の課税の対象は、国内取引と輸入取引に分類することができる。

国内取引の課税の対象について、消費税法では「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する」<sup>21</sup>と規定している。

「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び資産の貸付け並びに役務の提供をいう」<sup>22</sup>とされ、その範囲は棚卸資産から有形固定資産及び無形資産まで、取引の対象となるすべての資産を含んだ広い概念である。また、代物弁済による資産の譲渡、負担付き贈与による資産の譲渡、金銭以外の資産の出資等も、資産の譲渡等に類する行為として含まれている。さらに、「個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費し、又は使用した場合におけるその消費又は使用」、「法人が資産をその役員(法人税法に規定する役員をいう。)に対して贈与した場合におけるその贈与」に該当する場合も、「資産の譲渡とみなす行為」<sup>23</sup>として規定されており、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされている。

「事業として」とは、同種の行為を独立の立場で反復・継続して行うことであり、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等も、事業の一環として課税の対象に含まれている<sup>24</sup>。

これらのことから、国内取引の課税の対象となるための要件として、以下の4つがあげられる。第1に、国内において行うものであること、第2に、事業者が事業として行うものであること、第3に、対価を得て行うものであること、第4に、資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に該当するものであることである。これらのうち1つでも満たしていない場合には、「不課税取引」に該当し、消費税の計算では考慮されないこととなる。

輸入取引の課税の対象については、「保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する」<sup>25</sup>と規定されており、外国貨物とは「輸出の許可を受けた貨

---

<sup>21</sup> 消費税法第4条第1項引用。

<sup>22</sup> 消費税法第2条第1項第8号引用。

<sup>23</sup> 消費税法第4条第4項引用。

<sup>24</sup> 金子宏(2012:p.620)参照。

<sup>25</sup> 消費税法第4条第2項引用。

物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可されるものをいう」<sup>26</sup>とされている。外国貨物が課税の対象とされているのは、それが日本において最終的に消費されることから、国内で製造・販売される物品との間の競争条件を等しくするためである。

輸入取引においても「みなし取引」として「保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用した時にその外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす」<sup>27</sup>とされており、「みなし取引」に該当する場合には課税されることとなる。また外国貨物の引取りについては、国内取引とは異なり、「事業として」の性格は問わず、課税される<sup>28</sup>。

## (2) 非課税

課税の対象とされた取引のうち、一定の範囲の資産の譲渡等については「非課税取引」として課税しないこととされている<sup>29</sup>。非課税とされる取引は2つのグループに分けることができる。第1に、消費税が消費に対し負担を求める性格の税であることから、課税することがなじまない取引である。本稿のテーマである金融機関の提供する金融サービスの多くはこれに該当する<sup>30</sup>。第2に、低所得者や社会的弱者の税負担を軽減するため、社会政策的見地から非課税とされる取引である。これには医療、福祉、教育の三分野が該当し、非課税とされている。国内取引についてまとめたのが図表1-4である。

輸入取引については、図表1-5に掲げる外国貨物の引取りは「非課税取引」とされている<sup>31</sup>。

---

<sup>26</sup> 消費税法第2条第1項第10号引用。

<sup>27</sup> 消費税法第4条第5項引用。

<sup>28</sup> 金子宏（2012：p.622）参照。

<sup>29</sup> 消費税法第6条第1項参照。

<sup>30</sup> なお、この点は本稿の主題であるため、第2章で論じる。

<sup>31</sup> 消費税法第6条第2項参照。

### (3) 輸出免税

物品の譲渡やサービスの提供が国内取引に該当する場合であっても、その物品が輸出され、あるいはサービスが国外で行われるときには、それらに対する消費税は免除される<sup>32</sup>。ここでの免税とは、物品・サービスを課税対象から除外するのみではなく、その仕入に含まれていた税額を控除・還付することにより、それに対する税負担をなくすことをいう。したがって消費税法において、前述の非課税と免税とは異なる概念である。

図表 1-4 国内取引に係る非課税

<p>・税の性格から課税することがなじまないもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①土地等の譲渡及び貸付け</li><li>②有価証券等の譲渡</li><li>③利子に対価とする金銭の貸付け等</li><li>④郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡</li><li>⑤物品切手類の譲渡</li><li>⑥行政手数料等</li><li>⑦外国為替業務に係る役務の提供</li></ul> <p>・社会政策的な配慮にもとづくもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑧社会保険医療等</li><li>⑨社会福祉事業等</li><li>⑩助産に係る資産の譲渡等</li><li>⑪埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供</li><li>⑫身体障害者用物品の譲渡等</li><li>⑬学校等の教育に関する役務の提供</li><li>⑭教科用図書等の譲渡</li><li>⑮住宅の貸付け</li></ul>
--

(出所) 消費税法第 6 条第 1 項、別表第 1 をもとに筆者作成。

<sup>32</sup> 消費税法第 7 条第 1 項、消費税法施行令第 17 条第 1 項、第 2 項参照。

図表 1-5 輸入取引に係る非課税

- ① 有価証券、支払手段
- ② 郵便切手類
- ③ 印紙
- ④ 証紙
- ⑤ 物品切手類
- ⑥ 身体障害者用物品
- ⑦ 教科用図書

(出所) 消費税法第 6 条第 2 項、別表第 2 をもとに筆者作成。

#### (4) 納税義務

国内取引の納税義務について、消費税法では、「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある」<sup>33</sup>と規定している。消費税は、事業者による物品の販売やサービスの提供の各段階における売上に対して課税されるものであり、各事業者はその税額を物品やサービスの価格に上乗せすることにより、最終的に消費者に負担させることが予定されている。ここで事業者とは、個人事業者を含めた一般の企業の他にも、国や地方公共団体、さらには公共法人、公益法人等も含まれる。また、外国法人や非居住者であっても、国内において物品やサービスの提供を事業者として行う場合には納税義務者となる。

輸入取引の納税義務について、消費税法では、「外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある」<sup>34</sup>と規定している。したがって輸入取引の場合、事業者のみならず、消費者及び免税事業者も納税義務者となりうる<sup>35</sup>。

<sup>33</sup> 消費税法第 5 条第 1 項引用。

<sup>34</sup> 消費税法第 5 条第 2 項引用。

<sup>35</sup> 金子宏 (2012 : p.626) 参照。

#### (5) 課税期間

消費税の納付税額を計算する単位となる課税期間は、原則として個人事業者については暦年（1月1日から12月31日までの期間）、法人については事業年度と規定されている<sup>36</sup>。したがって消費税の課税期間は基本的に1年とされているが、その他に中間申告課税制度が設けられている。中間申告は1991年の改正以来、原則として3回とされてきたが、2004年4月から、直前の課税期間の確定消費税額が一定金額を超える場合には事業者年12回（確定申告＋中間申告11回）の申告を行うこととなった。なお、現在の中間申告制度については直前の課税期間における確定年税額により、図表1-6のとおりとなっている。

図表 1-6 中間申告制度

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 48万円超 400万円以下の場合、年1回の中間申告</li><li>・ 400万円超 4,800万円以下の場合、年3回の中間申告</li><li>・ 4,800万円超の場合、年11回の中間申告</li></ul> |
|--|

（出所）消費税法第42条第1項第4項第6項第8項をもとに筆者作成。

#### (6) 税率

消費税の税率は、消費一般に広く負担を求めるという税の性格に鑑み、国税4%と地方消費税1%分<sup>37</sup>を合わせた5%の単一税率となっている<sup>38</sup>。1989年4月に消費税が導入された時には、3%であった税率も、1997年4月から5%に引き上げられたが、単一税率の制度は導入時から現在まで維持されている。

<sup>36</sup> 消費税法第19条第1項及び第2項参照。

<sup>37</sup> 地方消費税は、国税である消費税納付額を課税標準として税率25%で課税される付加税の形式をとっている。（地方税法第72条の77第2号・3号、第72条の83）

<sup>38</sup> ただし、前述のとおり、一定の取引に対しては非課税としている。

## (7) 仕入税額控除

### ① 仕入税額控除の趣旨

仕入税額控除とは、課税事業者が国内において行う課税仕入または保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額を、その課税仕入等を行った日の属する課税期間の課税売上に係る消費税額から控除することをいう<sup>39</sup>。

消費税が、製造、卸、小売のすべての取引段階で課税されることから、取引形態や取引段階の多寡による経済に対する中立性を確保するため、課税の累積を排除することを目的として、仕入税額控除の制度が設けられている。

すなわち、消費税は各取引段階で課税され、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて次々に転嫁されていくことから、商品や原材料などの前段階からの仕入れ価格には消費税額が上乗せされていることになる。このため事業者が納付すべき税額を計算する場合には、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除することにより、売上に対して何重にも課税される税の累積を排除する仕組みが採用されているのである。

なお、このように売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除する仕組みを一般的に前段階税額控除という。したがって日本の消費税における仕入税額控除は前段階税額控除の1形態である。

### ② 概要

課税事業者は、課税期間における売上に係る消費税額から、同期間中に国内において行った課税仕入に係る消費税額及び保税地域からの引取りに係る消費税額の合計額を控除することができる。ここで「課税仕入」とは「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の

---

<sup>39</sup> 消費税法第30条参照。

法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る)」<sup>40</sup>をいう。

仕入税額のうちどれだけが仕入税額控除の対象となるかは、その課税期間中の課税売上割合<sup>41</sup>が 95%以上か、95%未満であるかによって異なる。

まず、課税売上割合が 95%以上の場合には、計算の簡便化のために仕入税額の全額の控除することとされている。したがって課税売上割合が 95%以上 100%未満の場合には「益税」<sup>42</sup>が生じることとなる<sup>43</sup>。

これに対し、課税売上割合が 95%未満の場合には、二つの方法のうちいずれかにより仕入税額控除の対象となる仕入税額を算定することとされている<sup>44</sup>。

第 1 に、個別対応方式といい、その課税期間の課税仕入れ等の税額を、①課税資産の譲渡等にのみ要するもの、②その他の資産の譲渡等にのみ要するもの、③課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分する。そして③の金額に課税売上割合を乗じて算出した金額に、①の金額を加えたものが控除する税額となる<sup>45</sup>。なお、①、②、③の金額の区分を明らかにしていない場合にはこの方式を採用することはできない。

第 2 に、一括比例配分方式といい、その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額（①＋②＋③）に課税売上割合を乗じて算出した金額が控除する税額となる<sup>46</sup>。

---

<sup>40</sup> 消費税法第 2 条第 12 項引用。

<sup>41</sup> 課税売上割合とは、課税事業者の総売上高に占める課税売上高の割合をいう。

<sup>42</sup> 益税とは、消費者が支払った税額の一部が事業者の手元に残り、事業者の利益となることをいう。なお、詳細については橋本（2002：pp.48-52）及び林（2003：pp.91-128）を参照されたい。

<sup>43</sup> なお、課税売上高が 5 億円を超える事業者は、十分な事務処理能力を有していると考えられるため、平成 23 年度（2011 度）税制改正により、2012 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について、この制度を利用できるのは課税売上高 5 億円以下の事業者に限られることとなった。

<sup>44</sup> 金子宏（2012：p.636）参照。

<sup>45</sup> 消費税法第 30 条第 2 項参照。

<sup>46</sup> 同上。



## (8) 中小企業者に対する特例措置

### ① 概要

国内において物品・サービスの提供、販売を行う事業者に対しては、消費税の納税義務が課せられている。事業者に課せられる消費税は、コストの一部として物品・サービスの価格に転嫁されることになり、最終的には消費者が負担することが予定されている。

このような、一連の消費税の仕組みが円滑に機能するには、納税義務者である事業者が消費税の性格と仕組みを理解し、納税に関する実務を適切に行うことが不可欠である。そのためには、零細規模の事業者の事務処理能力に適応して、実務の簡素化、軽減化のためにも何らかの特例措置を設けることが、政府の公平性、透明性を著しく損なわない範囲において、必要であると考えられる。そのため、日本の消費税においては免税事業者制度及び簡易課税制度が導入されている。

### ② 免税事業者制度

小規模な事業者の納税事務負担や税務執行への配慮から、消費税法では、「事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合には、原則にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する」<sup>47</sup>と規定している。したがって、課税売上高が 1,000 万円以下の小規模事業者については、国内取引の納税義務が免除されている<sup>48</sup>。なお、この規定により、納税義務の免除を受ける者を「免税事業者」といい、この制度を「事業者免税点制度」という。

ここで、「基準期間」とは個人事業者についてはその課税年度（課税期間）の前々年をいい、法人についてはその事業年度（課税期間）の前々年度をいう。そのため、新規の事業者は、事業開始から 2 年間は基準期間がないために免税事業者となる<sup>49</sup>。

---

<sup>47</sup> 消費税法第 9 条第 1 項引用。

<sup>48</sup> なお、輸入取引に係る納税義務の免除は規定されていない。

<sup>49</sup> ただし、資本または出資の金額が 1,000 万円以下の新設法人は、設立当初の 2 年間においても、納税義務を免除されない（消費税法第 12 条第 2 項参照）。

免税事業者は、その期間中は課税取引を行っても課税はされないが、仕入税額の控除・還付を受けることもできない<sup>50</sup>。そのため売上に係る消費税額よりも仕入に係る消費税額のほうが多い場合には、免税事業者となることにより不利になる。したがって免税事業者は、基準期間の課税売上高が免税点以下である課税期間について、納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書を所轄の税務署長に提出することによって、課税事業者となることができる<sup>51</sup>。

### ③簡易課税制度

簡易課税制度とは、一定規模以下の事業者について、その事務負担への配慮から、選択によって、売上に係る消費税額を基礎として、仕入に係る消費税額を簡易な方法により計算できる制度である。これによって、事業者は売上のみにもとづいて消費税額を計算できるようになる。

具体的には、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者（免税事業は除く）が、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間、または届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等である場合にはその課税期間について、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入等の税額の合計額は、簡易的に計算された金額となる<sup>52</sup>。このとき仕入税額控除できる金額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間における売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額にみなし仕入率を乗じて計算される。なお、みなし仕入率は事業者の営む事業の性格により異なっており、図表 1-7 のとおりである。

---

<sup>50</sup> 消費税法第 30 条第 1 項参照。なお、この場合における「免税」は、前述の輸出免税における免税とは異なり、非課税を意味している点に注意が必要である。

<sup>51</sup> 消費税法第 9 条第 4 項参照。

<sup>52</sup> 消費税法第 37 条第 1 項参照。

図表 1-7 みなし仕入率

① 第一種事業	(卸売業)	…90%
② 第二種事業	(小売業)	…80%
③ 第三種事業	(製造業等)	…70%
④ 第四種事業	(その他の事業)	…60%
⑤ 第五種事業	(サービス業等)	…50%

(出所) 消費税法施行令第 57 条第 1 項をもとに筆者作成。

なお、この制度の適用を受ける事業者が 2 種類以上の事業を営む場合には、売上に係る消費税額のうち第一種事業から第五種事業に係る消費税額に、それぞれのみなし仕入率を乗じて計算した金額の合計額としている<sup>53</sup>。ただし、この点については特例が定められている。第 1 に、2 種類以上の事業を営む場合において、1 つの種類の事業に係る課税売上高が全課税売上高の 75% 以上であるときには、その事業のみなし仕入率を全売上税額に適用することができる<sup>54</sup>。第 2 に、3 種類以上の事業を営んでいる場合において、2 種類の事業の課税売上高の合計が全課税売上高の 75% 以上であるときには、その 2 種類の事業のみなし仕入率のうち低いほうの仕入率を 2 種類以外の事業に対して適用することができる<sup>55</sup>。

<sup>53</sup> 消費税法施行令規則第 57 条第 2 項参照。

<sup>54</sup> 消費税法施行令規則第 57 条第 3 項参照。

<sup>55</sup> 消費税法施行令規則第 57 条第 3 項第 2 号参照。

## 第2章 付加価値税における金融サービスに対する非課税措置

### 第1節 理論上の金融機関の付加価値

#### 1. 金融サービス

金融サービスは大きく2つのサービスに分類することができる。第1に、金融仲介サービスであり、これは金融機関の中核を担っているサービスである。第2に、貸金庫や小切手の発行等の副次的なサービスである。金融機関は後者のサービスに対しては、価格を明示しているため、一般的な財・サービスと同様に、その価格にもとづき付加価値を算定することができる。したがって、ここでは金融仲介サービスに着目して論じていく。

#### 2. 金融仲介サービスの付加価値の測定

##### (1) 金融仲介サービス

金融仲介サービスとは、預金サービスと貸付サービスを行うことにより、資金の運用を考えている預金者と、資金の借入を考えている借手を結びつけるサービスである。つまり、異なる流動性選好を持つ者を結びつけるサービスといえることができる<sup>56</sup>。このとき、預金者が自ら貸付を行わずに金融機関を利用するのは、貸付を行う際に生じるリスク及び取引コストを削減するためであり、つまり、預金者は預金を提供しつつも、実際にはリスク管理や取引コストの低減等のサービスを金融機関から受けているといえることができる<sup>57</sup>。同様に、借手が金融機関を利用する理由も、資金を借り入れる際の取引コストを削減するためと考えられる<sup>58</sup>。したがって、金融機関は預金者及び借手の両者に対してサービスを提供しており、また、金融仲介サービスを行うにあたり、資本、労

---

<sup>56</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.547)、Henderson (1988 : p.41)、Schenk and Oldman (2007 : p.308) 参照。

<sup>57</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.547)、Henderson (1988 : p.42) 参照。

<sup>58</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.547)、Henderson (1988 : p.42) 参照。

働及び財・サービスを投入しているため、金融仲介サービスから付加価値が生じていることは間違いないといえる<sup>59</sup>。

## (2) 金融仲介サービスの付加価値の測定

では、金融仲介サービスの付加価値はどのように測定することができるのだろうか。金融仲介サービスの付加価値の測定を考えるにあたり、まずは、一般的な事業者における付加価値の測定方法を確認する。なお、日本の消費税を含め、多くの国で採用されている付加価値税は前段階税額控除法であることを考慮し、生産面から付加価値の測定を試みることにする。したがって、一般的な事業者の場合、売上高から仕入高を差し引くことにより、付加価値を測定することができ、したがって、資金の受取りから資金の支払いを控除することにより求めることとなる。

これに従い、金融機関においても同様に考えると、資金の受取りである貸付利子を売上高、資金の支払いである預金利子を仕入高とみなすことができる<sup>60</sup>。したがって、金融仲介サービスの付加価値は、まず貸付利子から預金利子を差し引いた利鞘を求め、さらに、そこから金融仲介サービスを提供するために要した財・サービスの仕入高を控除することにより算定することができる。

ただし、預金利子を金融機関にとっての仕入と捉えると、一方で、預金者にとっては売上となってしまふ。しかし、前述のとおり、実質的に預金者も金融機関に預金することにより、リスク管理や取引コストの低減等のサービスを受容しており、このことと整合しなくなる。また、この場合、利子全額を売上高、仕入高と考えているが、果たしてそもそも利子とは何であるのか。したがって、金融仲介サービスの付加価値を測定するためには利子の本質を理解しなければならない。

---

<sup>59</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.547)、中里実 (1995 : p.241) 参照。

<sup>60</sup> Department of Treasury (1984 : p.49) 参照。

### (3) 利子の本質

#### ① ミクロ経済学の観点<sup>61</sup>

ミクロ経済学において、利子とは消費時点が遅れることへの対価である。つまり、一般的に貨幣の価値は現在時点と将来時点において等しくなっておらず、異時点間における価値を等しくするために利子により調節するのである。したがって、利子は資金の機会費用を表しており、この場合における利子は付加価値を表しておらず、単なる移転を表しているといえる。

#### ② マクロ経済学の観点<sup>62</sup>

マクロ経済学において、利子とは流動性を手放すことへの対価であり、利子率は、貨幣需要と貨幣供給が一致するように決まる。これを説明していくために、まずは貨幣需要について説明していく。

貨幣需要とは、その言葉のとおり、貨幣をもちたいという気持ちであり、マクロ経済学において、これは2つの要因にもとづき決定される。

第1の要因は、名目所得である。すなわち、これは取引的動機を基礎とする、貨幣数量説にもとづく貨幣需要を表しており、名目所得の増加に応じて、貨幣需要も増加するという考えである<sup>63</sup>。したがって、貨幣数量説にもとづく、貨幣需要は、所得の増加関数により表されることになる。

第2の要因は、利子率である。これは投機的動機を基礎とする、流動性選好説にもとづく貨幣需要のことであり、つまり、利子率の増加に応じて、貨幣需要は減少するという考えである<sup>64</sup>。したがって、流動性選好説にもとづく、貨幣需要は、利子率の減少関数により表されることになる。

---

<sup>61</sup> 詳細については、Varian [佐藤監訳] (2000: pp.165-182) を参照されたい。

<sup>62</sup> 詳細については、Blanchard [鴫田、知野、中泉、中山、渡辺訳] (1999: pp.107-136) を参照されたい。

<sup>63</sup> 所得の増加に応じて、取引が増加し、さらにそれに伴い、貨幣需要が増加することは容易に理解できるだろう。

<sup>64</sup> 資産市場において、貨幣と債券の2つしか選択肢がない場合を考える。ここで、貨幣とは流動性が高い代わりに利子につかない資産、債券とは流動性は貨幣よりも低い代わりに利子がつく資産、と定義する。なお、流動性とは、通用力を意味する。このとき、資産需要は貨幣需要と債券需要の和により表すことができる。さらに、利子率が高いとき、債券需要も高くなる。これらのことか

これらのことから、貨幣需要は、名目所得及び利子率に依存していることがわかる。このとき、貨幣供給を所与のものとして、貨幣市場の均衡を考えると、貨幣需要＝貨幣供給となることから、2つのものが利子率の決定に影響を与えると見える。

第1は、名目所得である。たとえば、貨幣供給が一定の場合に、名目所得が増加するときを想定する。名目所得の増加に伴い、貨幣数量説にもとづく貨幣需要は増加する。しかし、このとき、条件にもとづき貨幣供給は一定であるため、貨幣需要総額も変化しない。したがって、増加した貨幣数量説にもとづく貨幣需要の分だけ、流動性選好説にもとづく貨幣需要は減少するはずである。したがって、利子率が増加することになる。これは、名目所得の増加により貨幣需要は増加するが、一方で、利子率も増加することにより貨幣需要総額としては、貨幣供給と一致することを意味している。

第2は、貨幣供給である。たとえば、名目所得が一定の場合に、貨幣供給が増加するときを想定する。貨幣供給の増加に従い、貨幣需要総額も増加するが、ここで条件により、名目所得は一定であるため、貨幣数量説にもとづく貨幣需要に変化は生じない。したがって、貨幣需要総額の増加は、流動性選好説にもとづく貨幣需要の増加により生じることになり、つまり、利子率は減少する。これは貨幣供給の増加により、貨幣需要総額も増加する、利子率が減少することで、貨幣需要総額としては、貨幣供給と一致することを意味している。

これらのことから、利子は、流動性を手放すことへの対価であり、利子率は、貨幣需要と貨幣供給を一致させるように決定されることがわかる。

これらのことから利子の本質は、ミクロ経済学の観点から、異時点間の時間的価値調整にもとづき、また、マクロ経済学の観点から、貨幣需要と貨幣供給の均衡関係にもとづき、理解することができる。つまり、ミクロ経済学において、正常利子が発生すると考えることのできる背景には、マクロ経済学において貨幣の需給関係にもとづき、利子が発生して一定の利子率が決まるという根拠があるからと考えられる。したがって、正常利子とは異時点間の価値調整を

---

ら、利子率が低いほど、貨幣需要は高くなる。つまり、利子は流動性を手放すことへの対価と考えられる。

するための、貨幣の時間的価値のみを表す利子をいい、その水準は貨幣需要と貨幣供給の均衡により決定されるということが出来る。

しかし、金融機関の貸付利子及び預金利子は、これらの消費時点が遅れることへの対価、もしくは流動性を手放すことへの対価のみを表しているのだろうか。実際にはそうではない。というのも、前述のとおり、金融機関は借手に対して取引コストの軽減等のサービスを提供しているため、暗黙のうちに、利子にはこのサービスの対価も含まれているのである。つまり、貸付利子で考えると、その分だけ、正常利子に上乘せされていることになる。

さらに、金融機関は、借手が債務不履行に陥った場合に備えて、その損失を補填することのみを目的として、利子率を引き上げている。この部分はリスクプレミアムとよばれ、純粋なリスクプレミアムは債務不履行の期待値に等しくなり<sup>65</sup>、そのため、この部分も貸付サービスの付加価値を表しているわけではない。

これらのことから貸付利子は3つの構成要素に分けることができる<sup>66</sup>。第1に、正常利子で、これは貨幣の時間的価値のみを表したものである。第2に、金融機関が貸付サービスの対価として、暗黙のうちに利子に混ぜ込んでいる部分であり、第3に、リスクプレミアムである。このうち貸付サービスの付加価値を表しているのは、第2にあげた貸付サービスの対価部分のみである。したがって、貸付サービスの付加価値は、貸付利子から正常利子及びリスクプレミアムを控除した額となる。

同様に、預金利子について考えてみると、同一の3つの構成要素に分類することができる。したがって、預金サービスの場合、預金者に支払う預金利子を引き下げることにより金融機関は預金サービスの対価を受けているのである。また、信用度の低い金融機関は信用度の高い金融機関にくらべて預金利子率を引き上げなければ資金調達することが難しいため、預金利子にはリスクプレミアムも含まれており、これは利子率の引き上げに表れている<sup>67</sup>。これらのことから預金利子についても、預金サービスの対価を表している部分のみが預金サ

---

<sup>65</sup> Poddar and English (1997 : p.91) 参照。

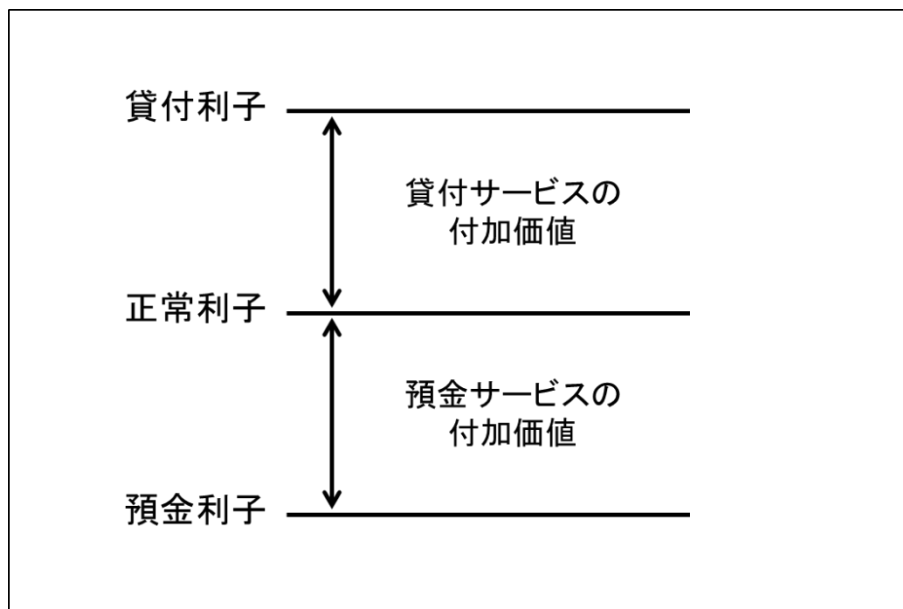
<sup>66</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.548)、Henderson (1988 : p.41)、Poddar and English (1997 : pp.91-92)、中里実 (1999 : pp.10-26) 参照。

<sup>67</sup> 渡辺裕泰 (2012 : p.14) 参照。



サービスの付加価値である。したがって、預金サービスの付加価値は正常利子から預金利子を控除した額となる。これらのことを表しているのが図表 2-1 である。

図表 2-1 金融仲介サービスの付加価値のイメージ



(注) 本図表では、リスクプレミアムはゼロと仮定する。

(出所) 筆者作成。

さらに、このように金融仲介サービスの付加価値を測定すると、仮に金融機関が価格を明示することのできるサービスの対価を、利子に反映させた場合<sup>68</sup>にも、効率的に測定することができる<sup>69</sup>。

これらについて数値例を用いて説明する。まずは、金融機関が貸付サービスと預金サービスの金融仲介サービスのみを提供している場合を想定する。貸付元本及び預金元本 100 万円、貸付利子率 15%、預金利子率 5%、正常利子率 7%、リスクプレミアム 0%であるとする。

金融機関は借手から 15 万円 (=元本 100 万円×預金利子率 15%) の利子を受取っているが、このとき正常利子率は 7%であるため、仮に金融機関が借手

<sup>68</sup> 金融機関は、自ら生産する付加価値の割合が高い金融サービスについては、課税されることよりも、非課税とされることを望むことが考えられる。詳細については、本章第 3 節を参照されたい。

<sup>69</sup> Henderson (1988 : p.42) 参照。

<sup>70</sup> 本稿において、正常利子率とは、貨幣の時間的価値のみを表す利子率をいう。

に対して一切サービスを提供していなければ、7万円（＝元本100万円×正常利子率7%）の利子を支払うはずである。したがって、貸付利子と正常利子の差額である8万円は、金融機関が提供する金融仲介サービスの対価として暗黙のうちに課していたものであり、これは貸付サービスの付加価値を表す。同様に預金者についても正常利子7万円と預金利子5万円の差額2万円が預金サービスの付加価値となる。

続いて、金融機関が預金者に対して、小切手サービスに対する手数料2万円を明示する代わりに、預金利子率を2%引き下げ、3%とする場合を考える。このとき預金者に対する金融サービスの付加価値は正常利子7万円と預金利子3万円の差額4万円となる。これは預金サービスの付加価値としては過大に思えるかもしれないが、実際には預金サービスの対価と小切手サービスの対価が含まれているため、適正な付加価値となっている。したがって、貸付利子または預金利子と正常利子の差額をもって付加価値とすることにより、金融仲介サービスの付加価値全体を効率的に測定することができるのである。

金融仲介サービスは、結局のところ、預金サービスと貸付サービスであるため、利子の構成要素を考慮しつつ、付加価値を測定しようとするれば、それぞれを分けて考える必要があることがわかる。したがって、貸付利子を売上高、預金利子を仕入高と捉え、貸付利子から預金利子及びその他の仕入高を控除した額を金融仲介サービスの付加価値と捉えるのは、正確ではないと考えられる<sup>71</sup>。

なお、預金元本と貸付元本が同額である場合には、結果として分解しないで測定する方法「貸付利子－預金利子－その他の仕入高」と、分解して測定する方法「(貸付利子－正常利子)＋(正常利子－預金利子)」は一致する。しかし、これは例外的な状態といえる。

---

<sup>71</sup> 金融仲介サービスの測定に関しては、国民経済計算においても盛んに議論されている。詳細については、大森徹（2003）、清水雅之（2010）、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課（2011）を参照されたい。なお、国民経済計算において、国際的な指針となっている「SNA08」においても、金融仲介サービスの付加価値は、預金サービスと貸付サービスに分解して測定することとしている。

## 第 2 節 日本の消費税における非課税措置

### 1. 金融仲介サービスに対する非課税措置

日本では前述のとおり、消費税法第 6 条第 1 項において、国内取引のうち一定の範囲のものを非課税と規定しており、消費税法第 6 条別表第 1 において、その非課税とされるものが限定列挙されている。その 1 つが、「利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供、その他これらに類するものとして政令で定めるもの」<sup>72</sup>である。したがって、利子を対価とする資産の貸付けが非課税とされていることがわかる。

さらに、非課税が適用される資産の貸付けに関して、基本通達が出されており、それによると貸付金、預金の利子を対価とする資産の貸付けは非課税が適用される<sup>73</sup>。したがって、金融機関の中核的サービスである金融仲介サービスに対して、非課税が適用されていることがわかる。

### 2. 非課税措置が適用される理由

では、金融仲介サービスはなぜ非課税とされるのだろうか。日本の消費税は、1988 年 12 月に竹下内閣のもとで成立し、翌 1989 年 4 月より施行されているが、その当時において、金融サービスに対して非課税措置とされた理由は「消費に対して負担を求める税としての性格上、本来課税対象とならないもの」<sup>74</sup>と述べるのみで、具体的な理由を示す資料は見当たらない。これを知るためには大平内閣における 1978 年 9 月税制調査会「一般消費税特別部会報告」まで遡ることとなる。これによると、金融取引に伴う利子については、以下に掲げる

---

<sup>72</sup> 消費税法第 6 条別表第 1 第 3 号引用。

<sup>73</sup> 消費税法基本通達 6-3-1 参照。

<sup>74</sup> 大蔵省主税局税制第 2 課編集（1989：p.36）引用。

4つの理由から、受取段階においては非課税とすることが適当であるとしている<sup>75</sup>。

第1は、「取引の基本的性格からみて、通常の財貨及びサービスの流れに課税する消費税の課税対象としてはなじみにくく、また、これに課税すると金利の水準や体系に影響を及ぼすこと」<sup>76</sup>、第2は、「金融機関の受取段階で利子を売上げとして課税しようとする、本来新税の納税義務者とならない家計の預金と事業者の預金とを区別し、後者に係る利子についてのみ仕入税額控除を認めることとしなければならないが、この点で技術上の困難が解決し得ないこと」<sup>77</sup>、第3は、「利子については、必ずしも金融機関の段階で課税する必要はなく、支払企業の段階で仕入税額控除を否認するかたちで実質的に課税すれば足りること」<sup>78</sup>、第4は、「諸外国においてもこのような点等を考慮して、金融取引に伴う利子については、受取段階では例外なく非課税措置が講じられていること」<sup>79</sup>とされている。

このとき、第2の理由から、貸付利子を金融機関にとっての売上高、預金利子を金融機関にとっての仕入高と捉え、前段階税額控除法付加価値税の枠組みの中で課税しようとしていたことがうかがえる。このように課税を行う場合には、確かに、第1及び第2の理由にあげられている、執行上の困難が生じることとなる。しかし、現在では理論的に正しく金融機関の付加価値に課税する方法が考案され、EUを中心として、導入に向けた議論がされている<sup>80</sup>。したがって、前述の4つの理由のうち、第1、第2及び第4の理由については合理性がないといえる<sup>81</sup>。

---

<sup>75</sup> 大蔵省主税局税制第二課監修（1979：pp.55-56）参照。なお、金融機関の利子を除く収入のうち、サービスの提供の対価であるものについては、課税の対象としている。

<sup>76</sup> 大蔵省主税局税制第二課監修（1979：p.55）引用。

<sup>77</sup> 同上。

<sup>78</sup> 同上。

<sup>79</sup> 大蔵省主税局税制第二課監修（1979：pp.55-56）引用。

<sup>80</sup> なお、これらの困難性及び課税方法の検討については第3章で論じている。

<sup>81</sup> さらに、第1の理由に関していうと、課税を行う場合に、課税対象の物価水準に影響が出るのは当然のことであるため、他の産業との公平性の観点から、非課税を正当化する理由とはならないと考えられる。

また、第3の理由については、金融機関の付加価値に対する課税を諦めたのではなく、課税代替措置として、非課税を適用したことがうかがえる<sup>82</sup>。つまり、金融機関の生産する付加価値は、金融機関の貸付利子受取段階で課税されるのではなく、支払企業の仕入税額控除を認めないことにより、結果として、当該支払企業の売上段階で課税されることを意図しているのである<sup>83</sup>。

したがって、これらのことから、執行上の困難さえ解消することができれば、金融サービスに対して課税すべきであると考えられる。

### 3. 非課税措置の実態 - 脱漏する金融機関の付加価値課税 -

金融サービスに対して非課税措置とされることで、金融機関が他の産業と比較して、いかに特異な取扱いとされ、公平性が損なわれているかを確認する。

第1に、銀行の損益計算書を利用し、銀行の付加価値課税の実態を見ていく<sup>84</sup>。そのために、まず、銀行の損益計算書の見方について簡単に説明する（図表2-2参照）。銀行の損益計算書は、営業利益の算出方法に関して、一般事業者のものと異なる<sup>85</sup>。図表2-2に示したように、一般事業者の場合には、まず、売上高から売上原価を差し引くことにより、売上総利益を求め、それから、販売費及び一般管理費を控除することにより、営業利益を算出する。一方、銀行の場合には、資金運用収益、役員取引等収益及びその他業務利益の合計額が売上高に該当し、それぞれに対応する資金調達費用、役員取引等費用及びその他業務費用の合計額が売上原価に該当する。したがって、前者から後者を差し引くことにより、売上総利益を求めることができ、銀行の損益計算書では、業務粗利益ともよばれる。さらに、業務粗利益から営業経費を控除することで営業利益が算出され、それは業務純益ともよばれる。

ここで、資金運用収益とは、資金運用業務から生じる収益であり、貸出金利息や有価証券利息配当金がこれに該当する。したがって、これらのほとんどは、

---

<sup>82</sup> 三木義一（1995：pp.213-214）参照。

<sup>83</sup> この点については、本章第3節を参照されたい。

<sup>84</sup> 銀行の損益計算書及び損益計算書と付加価値の関係については、銀行経理問題研究会編（2012）、山口不二夫（2002）参照。

<sup>85</sup> なお、営業利益以降、税引前当期純利益までの算出に関しては、一般事業者の場合と同様である。

金融機関の中核的サービスである金融仲介サービスであり<sup>86</sup>、消費税法第6条別表第1に定める非課税取引に該当するため、非課税が適用されることになる。また、これに対応する資金調達費用とは、資金調達業務から生じる費用であり、預金利息や譲渡性預金利息がこれに該当する。

次に、役務取引等収益とは、役務提供の対価として受け取る収益のことであり、保証業務や送金手数料、貸金庫サービス等はこちらに該当する。したがって、非課税が適用されるサービスと課税サービスとが混在していることになる。また、これに対応する役務取引等費用とは、役務提供の対価として支払う費用のことであり、同様のサービスに係る費用が計上される。

続いて、その他業務収益とは、上記に掲げた業務以外から生じた収益であり、商品有価証券売買益や国債等債券売却益が、これに該当する。これらの業務は、金融仲介サービスには該当せず、金融機関の中核的サービスではないが、非課税が適用されるものもある<sup>87</sup>。同様に、その他業務費用とは、上記に掲げた業務以外から生じた費用である。

図表 2-2 損益計算書の比較（一般事業者及び銀行）

	一般事業者	銀行
	売上高	資金運用収益＋役務取引等収益＋その他業務収益
△	売上原価	資金調達費用＋役務取引等費用＋その他業務費用
	売上総利益	業務粗利益
△	販売費および一般管理費	営業経費
	営業利益	業務純益
+	営業外収益	その他経常収益
△	営業外費用	その他経常費用
	経常利益	経常利益
+	特別利益	特別利益
△	特別損失	特別損失
	税引前当期純利益	税引前当期純利益

（出所）筆者作成。

<sup>86</sup> ただし、損益計算書では、資金運用収益のみならず、役務取引等収益及びその他業務収益についても、本業とみなしている。

<sup>87</sup> 消費税法第6条別表第1、消費税法基本通達6-3-1、銀行経理問題研究会編（2012）参照。

これを踏まえたうえで、図表 2-3 をご覧いただきたい。これは全国の銀行の損益計算書を合算したものである。経常収益のうち、非課税が適用される資金運用収益が 64.4% をも占め、さらに、非課税サービスと課税サービスが混在している役務取引等収益が 17.1% を占め、この 2 つを合計すると経常収益のおよそ 80% を占めていることがわかる。したがって、金融機関の収益の多くに非課税が適用されているといえる<sup>88</sup>。

また、図表 2-3 は、各サービスの利益に着目すると、図表 2-4 のようになおすことができる。前述の説明から明らかなように、資金運用利益、役務取引等利益、その他業務利益は、各サービスに関して受け取ったものが収益、支払ったものが費用として計上されているが、図表 2-4 から、資金運用利益が経常利益の中心であり、人件費の主な源泉となっていることがわかる。したがって、金融機関は、資金運用サービス、つまり、金融仲介サービスにより、多くの付加価値を生産しているといえる。それにもかかわらず、課税上の困難から、金融仲介サービスによる付加価値は非課税とされているのである。

---

<sup>88</sup> ただし、本章第 1 節で述べたとおり、利子の全額が金融機関の付加価値を表していないことに注意する必要がある。

図表 2-3 全国銀行総合損益計算書 (1) (2011 年度)

科目	当期計数(百万円)	構成比(%)
<b>経常収益</b>	<b>15,437,211</b>	<b>100.0</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>9,934,733</b>	<b>64.4</b>
貸出金利息	7,169,580	46.4
有価証券利息配当金	2,281,429	14.8
その他の受入利息	814,167	3.1
<b>役務取引等収益</b>	<b>2,638,849</b>	<b>17.1</b>
受入為替手数料	685,078	4.4
その他の役務収益	1,953,702	12.7
<b>特定取引収益</b>	<b>306,015</b>	<b>2.0</b>
<b>その他業務収益</b>	<b>1,579,193</b>	<b>10.2</b>
外国為替売買益	216,951	1.4
国債等債券売却益	1,226,494	7.9
その他の業務収益	135,585	0.9
<b>その他経常収益</b>	<b>978,221</b>	<b>6.3</b>
<b>経常費用</b>	<b>11,619,848</b>	<b>100.0</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,777,832</b>	<b>15.3</b>
預金利息	733,671	6.3
譲渡性預金利息	121,014	1.0
借入金利息	368,922	3.2
社債利息	270,031	2.3
その他の支払利息	283,910	2.5
<b>役務取引等費用</b>	<b>931,600</b>	<b>8.0</b>
支払為替手数料	168,246	1.4
その他の役務費用	763,279	6.6
<b>特定取引費用</b>	<b>4,619</b>	<b>0.0</b>
<b>その他業務費用</b>	<b>514,480</b>	<b>4.4</b>
<b>営業経費</b>	<b>6,855,170</b>	<b>59.0</b>
人件費	3,106,940	26.7
物件費	3,419,511	29.4
税金	328,597	2.8
<b>その他経常費用</b>	<b>1,535,907</b>	<b>13.2</b>
貸倒引当金繰入額	354,313	3.0
貸出金償却	271,748	2.3
株式等売却損	216,335	1.9
株式等償却	278,352	2.4
その他の経常費用	414,953	3.6
<b>経常利益</b>	<b>3,817,305</b>	

(出所) 全国銀行協会、全国銀行財務諸表分析、全国銀行総合財務諸表をもとに、筆者が一部加筆。

([http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2\\_02/details/account2011\\_terminal/index/sogo23.xls](http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2_02/details/account2011_terminal/index/sogo23.xls)) [2012年12月29日閲覧]



図表 2-4 全国銀行総合損益計算書 (2) (2011 年度)

科目	当期計数(百万円)
資金運用収益	9,934,733
資金調達費用	-1,777,832
<b>資金運用利益</b>	<b>8,156,901</b>
役務取引等収益	2,638,849
役務取引等費用	-931,600
<b>役務取引等利益</b>	<b>1,707,249</b>
特定取引収益	306,015
特定取引費用	-4,619
<b>特定取引利益</b>	<b>301,396</b>
その他業務収益	1,825,934
その他業務費用	-514,480
<b>その他業務利益</b>	<b>1,311,454</b>
<b>業務粗利益(売上総利益)</b>	
その他経常収益	731,480
その他経常費用	-1,535,907
<b>その他経常利益</b>	<b>-804,427</b>
<b>営業経費</b>	<b>-6,855,170</b>
人件費	-3,106,940
物件費	-3,419,511
税金	-328,597
<b>業務純利益(経常利益)</b>	<b>3,817,305</b>

(注) その他経常利益は、損失となっているため、「-」を付している。

(出所) 全国銀行協会、全国銀行財務諸表分析、全国銀行総合財務諸表をもとに、  
筆者が一部加筆。

([http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2\\_02/details/account2011\\_terminal/index/sogo23.xls](http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2_02/details/account2011_terminal/index/sogo23.xls)) [2012 年 12 月 29 日閲覧]

続いて、このような取扱いの結果、他産業と比較して、金融機関の付加価値に対する課税が明らかに漏れていることを、国民経済計算により、マクロ的な観点から確認する。図表 2-5 をご覧いただきたい<sup>89</sup>。これは、2010 暦年国民経済計算における付加価値の配分（2010 年度作成版）を表したものである。

これについて簡単に説明すると、①国内純生産は付加価値総額を、②生産・輸出品に課される税（控除）補助金、④雇用者報酬、⑤営業余剰・混合余剰は、それぞれ、政府、家計、企業に対する付加価値の配分を表している。このとき、②生産・輸出品に課される税（控除）補助金に計上される税とは、間接税のことであり<sup>90</sup>、これらのうち、大きな割合を占めているのは、消費税（地方消費税を含む、12 兆 6,752 億円）、事業税（2 兆 4,370 億円）及び固定資産税（8 兆 9,612 億円）であり、消費税が最多項目となっている<sup>91</sup>。金融機関は経営規模の割に固定資産の資産額も低いため、消費税が最多項目となっていると考えられる。

また、④雇用者報酬とは、まさに付加価値の構成要素の 1 つである賃金（W）を表している<sup>92</sup>。

これらを考慮にしたうえで、改めて図表 2-5 をみると、金融・保険業は 11 兆 3,530 億円もの雇用者報酬を計上しているにもかかわらず、生産・輸入品に課される税（控除）補助金は -70 億円となっており、他の産業と比較すると、いかに付加価値課税が脱漏し、公平性が損なわれているかがわかる。

---

<sup>89</sup> なお、図表 2-5 は、図表序-1 と同じものである。

<sup>90</sup> 生産・輸入品に課される税（控除）補助金の内容については、内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部（2012：p.39）を参照。

<sup>91</sup> 国税については、財務省 平成 22 年度租税及び印紙収入決算額調（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/account/h22.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/account/h22.htm) [2013 年 1 月 13 日閲覧]）、地方税については、総務省（2012）参照。なお、金額はどちらも 2010 年度のものである。

<sup>92</sup> ただし、雇用者報酬は、賃金・俸給と雇主の社会負担の合計額であり、現金給与、役員給与のほか、現物支給、雇用主負担の社会保険料等を含む広い概念となっている。したがって、損益計算書における人件費とは一致しない。また、国民経済計算において、雇用者報酬は、国勢調査（総務省）、「毎月勤労統計調査」等にもとづき推計されている。詳細については、内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部（2012：pp.82-85）を参照されたい。

図表 2-5 付加価値の配分 (2010 暦年)

経済活動の種類 \ 項目	国内純生産 (生産者価格表示) ①	生産・輸入品に 課される税(控除)補 助金 ②	国内要素所得 ③=①-②	雇用者報酬 ④	営業余剰・ 混合余剰 ⑤=③-④
1. 産 業	330,883.2	34,127.8	296,755.4	205,287.1	91,468.3
(1) 農林水産業	3,324.7	460.3	2,864.4	1,982.1	882.3
(2) 鉱 業	149.6	39.1	110.5	192.8	-82.2
(3) 製 造 業	72,481.3	12,232.2	60,249.1	48,442.4	11,806.6
a. 食 料 品	11,180.2	3,361.3	7,818.9	4,780.5	3,038.4
b. 織 維	273.7	54.1	219.7	498.1	-278.4
c. パルプ・紙	1,857.9	218.2	1,639.7	1,050.1	589.6
d. 化 学	5,599.6	645.7	4,953.9	3,127.6	1,826.4
e. 石油・石炭製品	5,327.4	3,040.9	2,286.5	260.5	2,026.0
f. 窯業・土石製品	2,138.4	244.5	1,893.9	1,494.7	399.2
g. 一次金属	8,068.5	817.7	7,250.8	2,662.1	4,588.7
h. 金属製品	3,518.5	338.4	3,180.1	3,440.9	-260.9
i. 一般機械	7,610.8	697.7	6,913.1	6,640.1	273.0
j. 電気機械	9,166.6	1,016.3	8,150.3	8,609.6	-459.3
k. 輸送用機械	8,748.5	906.3	7,842.2	7,245.1	597.0
l. 精密機械	1,161.2	108.7	1,052.5	1,038.1	14.4
m. その他の製造業	7,829.9	782.3	7,047.6	7,595.2	-547.5
(4) 建 設 業	24,421.3	1,774.7	22,646.6	20,334.1	2,312.5
(5) 電気・ガス・水道業	4,364.7	1,198.9	3,165.7	3,245.7	-80.0
(6) 卸売・小売業	58,200.4	5,975.7	52,224.7	36,036.3	16,188.5
(7) 金融・保険業	20,068.3	-7.0	20,075.3	11,353.0	8,722.3
(8) 不動産業	36,375.7	3,613.0	32,762.7	3,751.4	29,011.3
(9) 運輸業	16,965.4	2,022.6	14,942.9	16,541.8	-1,598.9
(10) 情報通信業	21,659.1	1,671.6	19,987.5	8,064.6	11,922.9
(11) サービス業	72,872.7	5,146.6	67,726.1	55,343.0	12,383.1
2. 政府サービス生産者	29,754.1	81.1	29,673.0	29,673.0	0.0
3. 対家計民間非営利サービス生産者	9,011.8	182.6	8,829.1	8,829.1	0.0

(注) 単位は 10 億円。

(出所) 内閣府 経済社会総合研究所、2010 年度国民経済計算、経済活動別の国内総生産・要素所得をもとに、筆者が一部加筆。

([http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h22/tab1es/22s2nf\\_ip.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/tab1es/22s2nf_ip.xls)) [2012 年 12 月 29 日閲覧]

### 第3節 非課税措置により生じる問題点

付加価値税の非課税措置により生じる問題点は、大きく4つに分類することができる<sup>93</sup>。

#### 1. 最終消費段階において非課税措置が適用された場合における過小課税

第1は、最終消費段階において非課税が適用された場合に過小課税となることである。これは、金融機関が売上に対して課税されない一方で、その非課税金融サービスを生産するのに要した仕入税額の控除が認められないことにより生じる。この点について数値例により確認する。

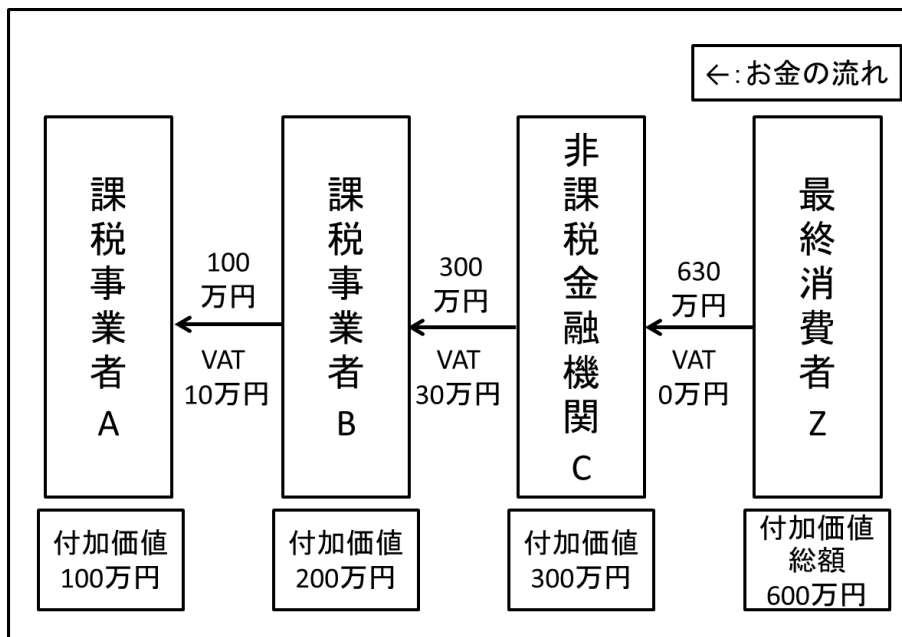
A事業者・B事業者・C事業者の3段階において財・サービスを生産し、AはBに販売、BはCに販売、Cは最終消費者Zに販売すると仮定する。また、A・B・Cが生産する付加価値はそれぞれ100万円・200万円・300万円とし、付加価値税率は10%とする。このとき、Cが非課税金融機関である場合を考えると、取引の概要及び各事業者の納税額等は図表2-6、図表2-7のとおりとなる。Cに非課税が適用されているため、Zへの売上額は630万円（本体価格600万円＋Cにおいて控除不可な仕入税額を転嫁した付加価値税30万円）となり、通常どおり課税される場合の660万円（本体価格600万円＋付加価値税60万円）とくらべて30万円少なくなっていることがわかる。なお、この差額である30万円は、Cに非課税が適用されることで、Cの生産した付加価値に課税されないことに起因するものである<sup>94</sup>。

---

<sup>93</sup> 三木義一（1995：pp.199-207）、Zee（2006：pp.462-463）、Schenk and Oldman（2007：pp.314-324）を主に参照した。

<sup>94</sup> これらのことから、本章第1節で述べたとおり、金融機関が非課税措置を望む場合があると考えられる。というのも、本例から明らかなように、金融機関は非課税措置とされることにより、仕入税額控除を認められない一方で、自ら生産した付加価値は課税されないのである。さらに、付加価値税が転嫁を前提とはしているものの、実際問題として必ずしも転嫁できないことを考えると、非課税措置を望むことが考えられる。

図表 2-6 最終消費段階に非課税措置が適用された場合における取引の概要



(出所) 筆者作成。

図表 2-7 最終消費段階に非課税措置が適用された場合における  
付加価値税の納税額等

	課税事業者A	課税事業者B	非課税 金融機関C	付加価値及び 付加価値税 の総額
仕入	0	100	300	-
仕入に係る税額	0	10	30*	-
付加価値	100	200	300	600
売上	100	300	630	-
売上に係る税額	10	30	0	-
納付税額	10	20	0	30

(注) 1.単位は万円。

2.\*は仕入税額控除が認められないことを表している。

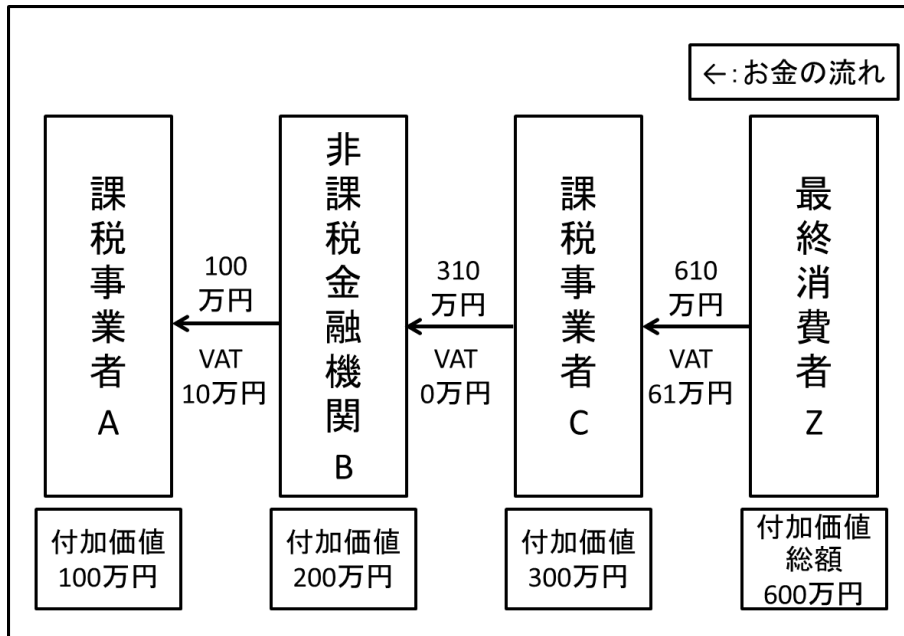
(出所) Zee (2006 : p.462) を参考に、筆者作成。

## 2. 中間取引段階において非課税措置が適用された場合におけるカスケード

第2は、中間取引段階において非課税が適用された場合にカスケード（税の累積）が生じることである。これも、非課税措置により、前段階における税額を控除できないことに起因する。この点についても数値例により確認する。

取引の内容は前述の数値例と同様で、B事業者が非課税金融機関である場合を想定すると、取引の概要及び各事業者の納税額等は図表2-8、図表2-9のとおりとなる。Bに非課税が適用されることにより、BにおいてAからの仕入に係る税額10万円の控除を受けられないため、Cへの売上高は10万円上乘せされる。さらに、CにおいてもBからの仕入には付加価値税が含まれていないことになるため、税額控除を認められず、したがって、Zへの売上高は仕入高に自ら生産した付加価値300万円を加えた610万円となる。このように、Bにおいて税額控除が認められないことにより、カスケードが生じていることがわかる。なお、このとき、最終的な政府の税収はAが納付する10万円とCが納付する61万円の合計71万円であり、通常の場合の60万円と比べると、11万円多くなっている。この差額のうち10万円は、Aが生産した付加価値100万円が、AからBに販売されるとき、及びCからZに販売されるときに2回課税されることによるもので、残りの1万円は、Aが生産した付加価値100万円が、AからBに販売されたときに生じた付加価値税額10万円が、CからZに販売されたときに、再び課税されることにより生じるものである。したがって、後者の1万円は「税に対する税」ということになる。

図表 2-8 中間取引段階に非課税措置が適用された場合における取引の概要



(出所) 筆者作成。

図表 2-9 中間取引段階に非課税措置が適用された場合における納税額等

	課税事業者A	非課税金融機関B	課税事業者C	最終的な政府の税收
仕入	0	100	310	-
仕入に係る税額	0	10*	0	-
付加価値	100	200	300	600
売上	100	310	610	-
売上に係る税額	10	0	61	-
納付税額	10	0	61	71

(注) 1.単位は万円。

2.\*は仕入税額控除を認められないことを表している。

(出所) Zee (2006 : p.462) をもとに、筆者作成。

このようにカスケードが生じると、以下の問題が生じる。

(1) 前述の説明から明らかなように、最終消費者に対して過大課税となる。

(2) セルフ・サプライ・バイアス<sup>95</sup>が生じる。ここで、セルフ・サプライ・バイアスとは、非課税金融機関が、提供する非課税売上（サービス）に帰属する仕入税額の控除を受けることができないため、金融機関自らが、より多くの仕入をセルフ・サプライ、つまり自ら生産することで、控除不可な仕入税額を抑えようとするものである<sup>96</sup>。これは、非課税金融機関が仕入税額の控除を受けられないことにより生じるものであり、そのため、市場競争上の理由等により、非課税金融機関が控除不可な仕入税額を価格に転嫁できない場合に起こることが多い。さらに、セルフ・サプライ・バイアスの問題としては2点あげられる<sup>97</sup>。

①非課税金融機関が仕入れる財・サービスに関して、国内事業者が取引段階から除外されてしまう。これにより、本来、他の事業者から仕入れる方が効率的な場合であっても、税額控除を受けられないことを考慮して、セルフ・サプライを選択することがある。なお、国外事業者は輸出に際してゼロ税率が適用されることにより、非課税金融機関の仕入には付加価値税が含まれなくなるため影響はない。

②小規模非課税金融機関は、予算上の制約からセルフ・サプライすることができないため、大規模非課税金融機関よりも競争上不利になる。

(3) 非課税金融機関が取引段階から除外されてしまう<sup>98</sup>。これに伴い、金融サービスの利用事業者には国外金融機関を利用するバイアスが生じる。これは、非課税金融機関の金融サービスを利用する事業者、つまり、顧客事業者がその仕入税額控除を受けられないことにより生じるものであり、そのため、非課税金融機関が控除不可な仕入税額を価格に転嫁できる場合に起こることが多い。

カスケードにより生じる問題のうち、(2) 及び (3) は、仕入税額の控除を受けられない主体の違い、そしてそういった状況になる背景（非課税金融機関が仕入税額を価格に転嫁できるか否か）の相違により生じることを確認しておく。

---

<sup>95</sup> Schenk and Oldman (2007: p.317) では、垂直的統合 (vertical integration) と表現しているが、その内容は同じである。

<sup>96</sup> Schenk and Oldman (2007: p.317) 参照。

<sup>97</sup> Schenk and Oldman (2007: p.317) 参照。

<sup>98</sup> Institute for Fiscal Studies (2011: p.196) 参照。



### 3. 仕入税額控除の配分問題

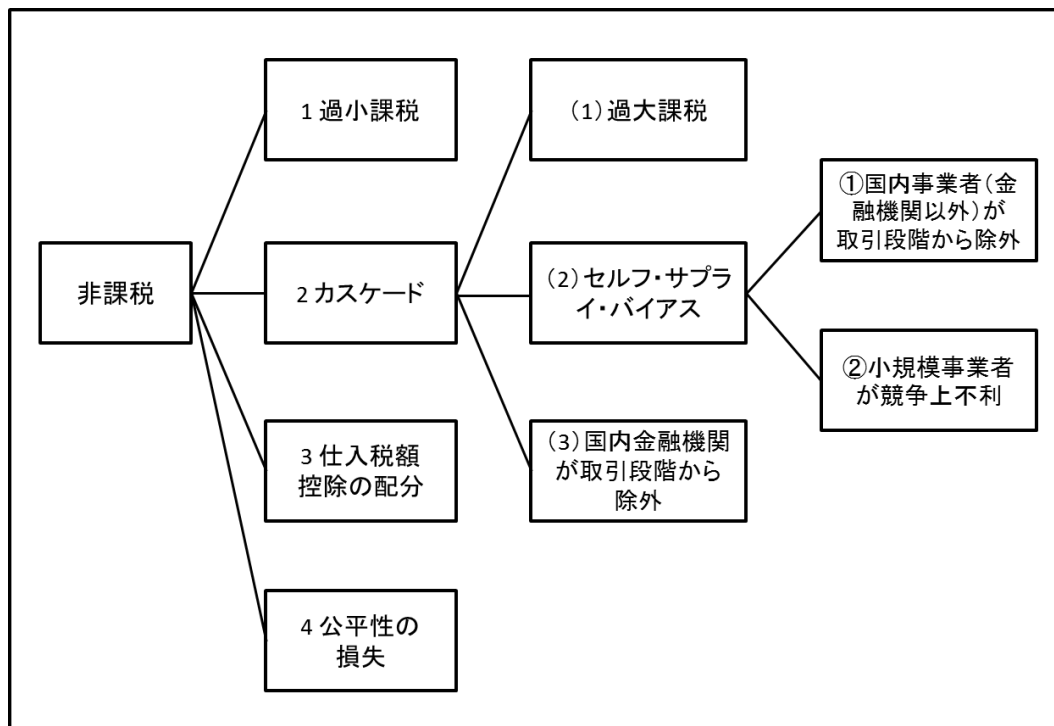
非課税措置により生じる第3の問題は、仕入税額控除の配分について、1つの金融機関が課税売上と非課税売上を扱う場合に生じる問題である。つまり、1つの金融機関が課税売上のみを扱う場合には、その仕入税額の全額の控除を認め、非課税売上のみを扱う場合には、その仕入税額の控除を一切認めなければよい。しかし、両者を扱う金融機関の場合、課税売上に帰属する仕入税額のみ控除を認めることになるため、どの仕入がどの売上に帰属するかを区分しなければならない。したがって、この作業は煩雑であるため、コンプライアンスコストを要することになる。

### 4. 他産業との公平性の損失

非課税措置による第4の問題は、他産業との公平性が保たれなくなることである。この点については、第2章第2節で述べたとおり、金融機関は多額の付加価値を生産しているにもかかわらず、付加価値税の納付額が小さいことにより明らかである。

なお、非課税措置の問題について整理したのが図表2-10である。

図表2-10 非課税措置により生じる問題点



(出所) 筆者作成。

### 第 3 章 金融機関に対する付加価値税課税の検討

本章では、金融機関に対する付加価値税課税の困難性及び課税可能性について検討していく。そのうえで、まずは、一般的な事業者における前段階税額控除法付加価値税の取扱いを確認する<sup>99</sup>。

たとえば、A 事業者・B 事業者・C 事業者の 3 段階において、財・サービスを生産し、A は B に販売、B は C に販売、C は最終消費者 Z に販売すると仮定する。また、A・B・C が生産する付加価値はそれぞれ 100 万円・200 万円・300 万円で、付加価値税率を 10% とすると、取引の概要及び納税額等は、図表 3-1 及び図表 3-2 とまとめられる。

図表 3-1 及び図表 3-2 から明らかなように、各事業者は売上高にもとづき、課税されるため、その課税額を売上高に上乗せして請求することで、付加価値税を顧客に転嫁している。また、各事業者は仕入高に係る付加価値税、つまり、仕入先事業者を支払った付加価値税につき、仕入税額控除を認められる。したがって、各取引段階において、付加価値税は顧客に転嫁されているが、事業者は支払った付加価値税につき、仕入税額控除を認められるため、その負担はゼロ円<sup>100</sup>となり、最終消費者 Z のみが、適切に付加価値相当分の税額 60 万円（＝付加価値 600 万円×付加価値税率 10%）を負担することになる。なお、課税がある場合の対価（2）は、課税がない場合の対価（1）<sup>101</sup>及び課税がある場合の付加価値（3）の 1.1 倍となっていることを指摘しておく（図表 3-3 参照）。

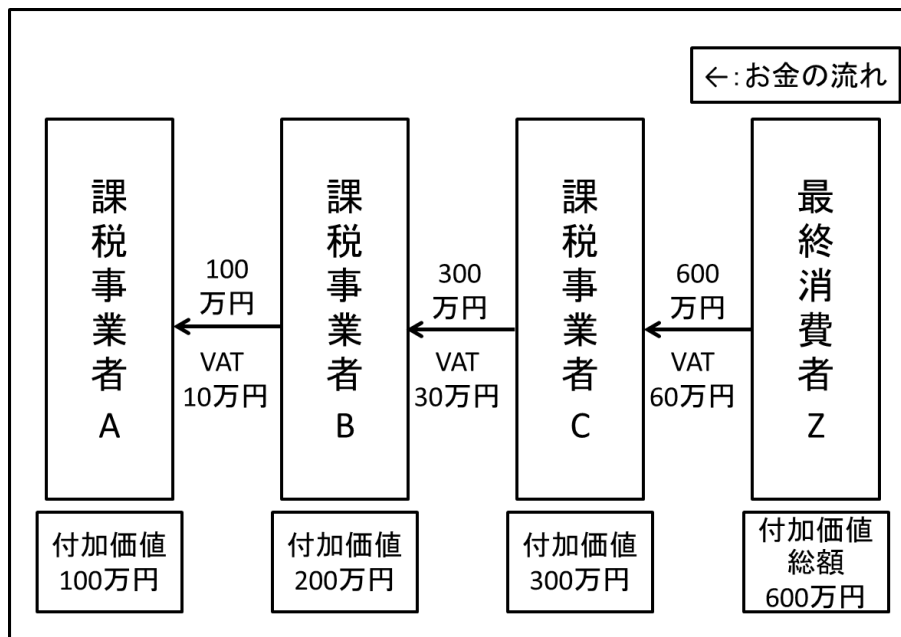
---

<sup>99</sup> なお、日本の消費税を含め、多くの国で導入されている付加価値税は、前段階税額控除法付加価値税であるため、本稿では、それを念頭に論じていく。

<sup>100</sup> たとえば、B と C の間の取引に着目する。B は、売上高 300 万円にもとづき、30 万円の納税義務を負うが、これを売上高に上乗せして C に請求するため、負担はゼロ円となる。また、C は、B から仕入れる際に、付加価値税 30 万円を支払うが、その税額につき、仕入税額控除が認められるため、負担はゼロ円となる。したがって、B における課税額 30 万円は、一方で、C における控除額 30 万円となっているため、事業者間取引が課税対象外となっているといえる。

<sup>101</sup> なお、本章において、対価とは受取総額から支払総額を差し引いた金額のことをいう。したがって、課税がない場合の対価は付加価値を表しており、課税がある場合の対価は付加価値と付加価値税の合計額を表している。

図表 3 - 1 一般的な取引の概要図



(注) VAT (Value Added Tax) は付加価値税のことである。

(出所) 筆者作成。

図表 3 - 2 一般的な取引における納税額等

	課税事業者A	課税事業者B	課税事業者C	最終消費者Z	付加価値及び付加価値税の総額
仕入	0	100	300	-	-
仕入に係る税額	0	10	30	-	-
付加価値	100	200	300	-	600
売上	100	300	600	-	-
売上に係る税額	10	30	60	-	-
納付税額	10	20	30	-	60
負担額	0	0	0	60	-

(注) 単位は万円。

(出所) 筆者作成。

図表 3-3 一般的な場合における課税がない場合の対価及び課税がある場合の対価

	A	B	C	
課税がない場合の 対価＝付加価値	100	200	300	(1)
課税がある場合の 対価	110	220	330	(2)
付加価値	100	200	300	(3)
付加価値税	10	20	30	(4)

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. (1) or (3) × 1.1 = (2)  
 3. (3) × 10% = (4)

(出所) 筆者作成。

これらのことから、前段階税額控除法付加価値税の原則として、以下の3点をあげることができる<sup>102</sup>。

第1に、最終消費者が、消費する財・サービスの付加価値に相当する税額を、適切に負担している。

第2に、中間取引段階、つまり、事業者間取引は課税対象外とされている。

第3に、事業者間取引を課税対象外とするために、各事業者に対して、適切に仕入税額控除が認められている<sup>103</sup>。

したがって、本稿では、これらを前段階税額控除法付加価値税の原則として、念頭に置きながら、論じていくこととする。

<sup>102</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : pp.547-548)、Zee (2005 : p.462)でも、これらを金融サービスに対する付加価値税課税を検討する際の原則として考えている。また、これらの原則は、非課税措置により、損なわれていることを指摘しておく(詳細については、第2章第3節参照)。

<sup>103</sup> なお、これを認めるにあたり、EU等ではインボイスを、日本では帳簿を使用している。

## 第1節 付加価値課税の困難性

### 1. 前段階税額控除法付加価値税

前段階税額控除法付加価値税とは、第1章第1節で述べたように、売上高に係る税額から仕入高に係る税額を控除することにより、納税額を算定する付加価値税である。したがって、この方法を適用するにあたっては、売上高及び仕入高を、適切に測定しなければならない。しかし、第2章第1節で述べたとおり、金融仲介サービスの対価である利子には、付加価値部分以外に、正常利子及びリスクプレミアムが含まれているため、適切に付加価値を測定することが困難であり、したがって、前段階税額控除法付加価値税を適用することも難しいといえる。

そこで、代替的に考案されたのが、貸付利子を売上高、預金利子を仕入高とみなして、前段階税額控除法付加価値税を適用する方法である<sup>104</sup>。つまり、前段階税額控除法付加価値税では、前述のとおり、売上高に係る税額から仕入高に係る税額を差し引くことにより、各事業者における納税額が求められるため、資金の受取りに係る税額から資金の支払いに係る税額を控除することにより算定することとなる。これに従い、金融機関において考えてみると、資金の受取りである貸付利子を売上高、資金の支払いである預金利子を仕入高とみなすことができる。したがって、金融仲介サービスの付加価値は、まず貸付利子から預金利子を差し引いた利鞘を求め、さらに、そこから金融仲介サービスを提供するために要した財・サービスの仕入を控除することにより算定することになる。日本の消費税において非課税が適用された際も、このような議論にもとづいていると考えられる。ただし、第2章第1節で述べたように、これを付加価値とみなすことができるのは、預金元本と貸付元本が同額という例外的な状況である。また、このように課税する場合であっても、以下で述べるような技術上の困難が指摘されている<sup>105</sup>。その困難性について数値例を用いて説明していく。

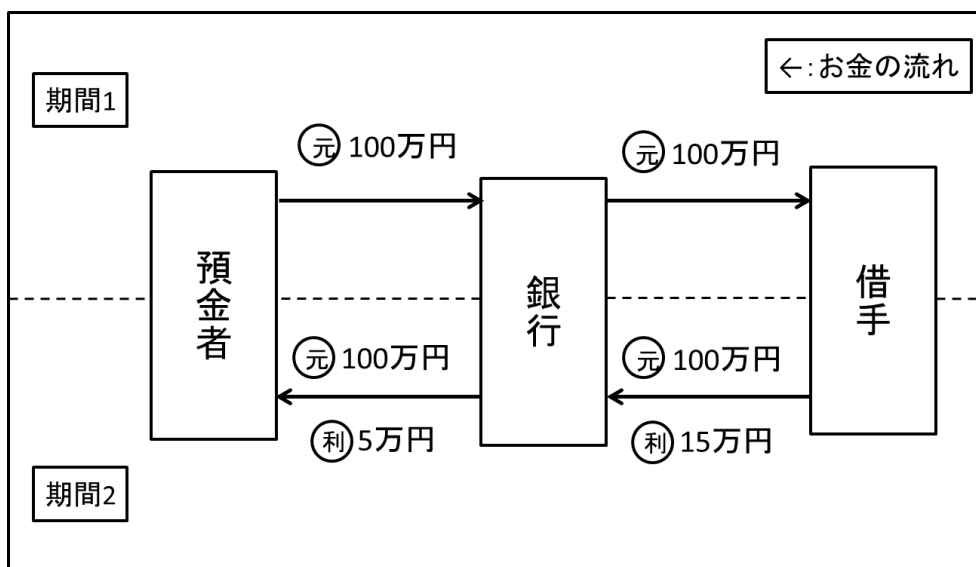
---

<sup>104</sup> Department of Treasury (1984 : p.49) 参照。

<sup>105</sup> この点に関しては多くの論者が古くから指摘している。たとえば、Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : pp.547-554)、Henderson (1988 : pp.37-50)、水野忠恒 (1989 : pp.135-145)、中里実 (1995 : pp.227-291) 参照。

この数値例では、期間 1 に元本 100 万円の預金及び同額の貸付が行われ、期間 2 において、貸付元本 100 万円の返済と貸付利子の支払い、及び預金元本 100 万円の引出しと預金利子の支払いがなされる。このとき貸付利率 15%、預金利率 5%、正常利率 7%、リスクプレミアム 0%、付加価値税税率 10% であり、また、金融仲介サービスを提供するために必要な財・サービスの仕入はないこととする。この数値例についてまとめたのが、図表 3-4 である。なお、預金者・借手が、最終消費者・課税事業者のそれぞれである 4 つの場合を想定する。

図表 3-4 取引の概要図



貸付利率	: 15%
預金利率	: 5%
正常利率	: 7%
貸付サービスの対価(15-7)	: 8%
預金サービスの対価(7-5)	: 2%
付加価値税率	: 10%
リスクプレミアム	: 0%

(出所) 筆者作成。

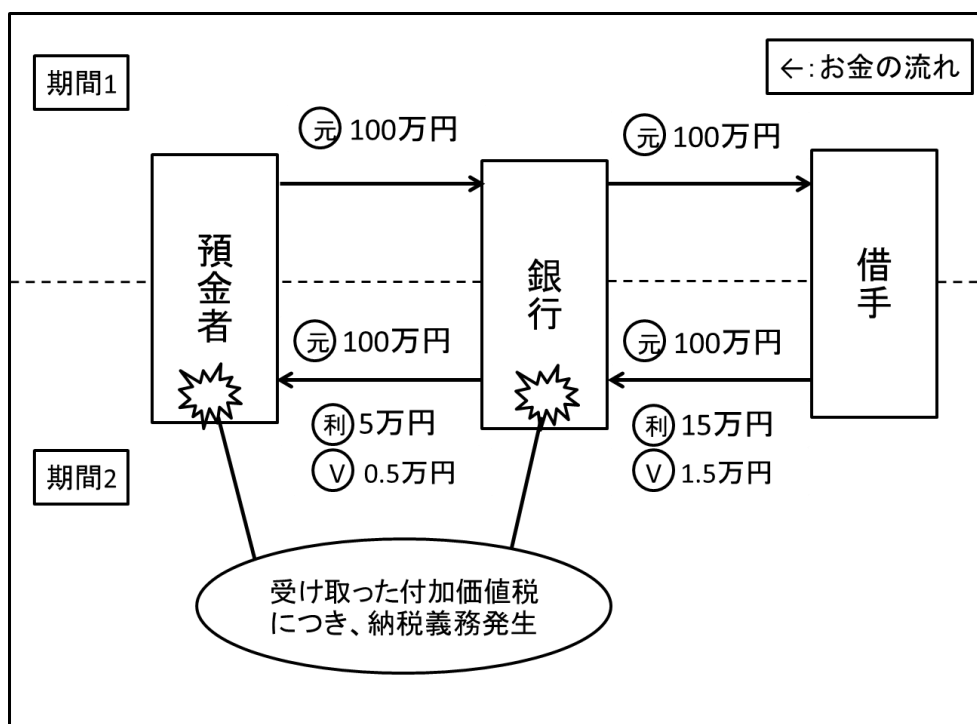
まず、貸付取引について、金融機関は貸付利子の受取りにもとづき 1.5 万円 (= 15 万円 × 付加価値税率 10%) の納税義務を負う。付加価値税は転嫁を通じて最終消費者に負担させることを前提としているため、ここでも借手に転嫁

することとする。したがって、金融機関は借手から元利の返済と共に付加価値税 1.5 万円を徴収し、受け取った税額につき、政府に納税する。このとき、借手が課税事業者である場合には、通常どおりの手続きにより仕入税額控除を受けることができる。

一方、預金取引では、金融機関にとって、預金利子の支払いは仕入に該当するため、預金利子にもとづき 0.5 万円 (= 5 万円 × 付加価値税率 10%) の付加価値税を預金利子と共に預金者に対して支払う。金融機関は通常どおりの手続きで支払った税額の控除を受けることができる。また、預金者は金融機関から受け取った税額につき、政府に納税義務を負う。

このとき、図表 3 - 4 に付加価値税の受払いを含めると図表 3 - 5 のように表すことができる。また、金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担についてまとめたのが図表 3 - 6 である。ここで、負担と納税義務の違いに注意が必要である。前述のとおり、付加価値税は転嫁を通じて最終消費者に負担させることを前提としているため、負担者と納税義務者は一致しない。

図表 3 - 5 取引の概要図（付加価値税の影響反映）



(注) ⑤は付加価値税を表している（以下、同じ）。  
 (出所) 筆者作成。

図表 3 - 6 金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担

1. 預金者＝借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1.5	-
控除額	-	0	-
納税額	-	1.5	-
負担額	-0.5	0.5	1.5
2. 預金者＝最終消費者、借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1.5	-
控除額	-	0	1.5
納税額	-	1.5	0
負担額	-0.5	0.5	0
3. 預金者＝課税事業者、借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0.5	1.5	-
控除額	0	0.5	-
納税額	0.5	1	-
負担額	0	0	1.5
4. 預金者＝借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0.5	1.5	-
控除額	0	0.5	1.5
納税額	0.5	1	0
負担額	0	0	0

(注) 1. 単位は万円。

2. 預金者が最終消費者である場合の負担額「-0.5万円」は利益を表している。

3. 「-」は、最終消費者であるため、納税義務が生じないことを表している。

4. 借手、預金者が課税事業者である場合には、負担額がゼロ円となるが、これは、各課税事業者の顧客である最終消費者が負担することになる。したがって、本図表の納税額と負担額が一致しない場合がある。

(出所) Zee (2005 : p.84) を参考に筆者作成。



まずは、金融機関に着目する。金融サービスの付加価値が、貸付利子から預金利子を差し引いた 10 万円（＝15 万円－5 万円）であるため、このときの金融機関の納税額は、付加価値に付加価値税率 10% を乗じた 1 万円となるはずである。しかし、預金者が最終消費者である場合、預金利子に上乗せして支払った 0.5 万円を仕入税額控除できないために、その納税額は 1.5 万円となり、負担額が 0.5 万円となっている。これらは、最終消費者である預金者が、インボイスを発行できないことに起因しており、したがって、金融機関の負担がゼロ円となる前段階税額控除法付加価値税の原則と整合していないといえる<sup>106</sup>。

続いて、預金者に着目すると、原則にもとづいて考えれば、すべての場合において、預金利子にもとづき納税義務を負うはずである。預金者が課税事業者であれば、納税義務を負わせることは可能である。しかし、預金者が最終消費者である場合には、預金者すべてに対して納税義務を課し、正確に執行することは実務上困難である<sup>107</sup>。また、預金者の負担についてみると、預金者が最終消費者の場合、－0.5 万円、預金者が課税事業者である場合、ゼロ円となっている。前者については、最終消費者には納税義務がないため、金融機関から預かった税額が益税となっていることを意味する。これらは、ここでの前提として、預金サービスを金融機関にとっての仕入高と捉えていることから、預金者が金融サービスの提供者とみなされているためである。つまり、貸付利子を金融機関にとっての売上高、預金利子を金融機関にとっての仕入高と捉えると、結果として、借手を金融サービスの顧客、預金者を金融サービスの提供者とみなすこととなる<sup>108</sup>。しかし、第 2 章第 2 節で述べたとおり、本来、預金者も金融仲介サービスの顧客であるため、このことと整合しなくなる。

最後に、借手に着目してみる。借手の金融機関に対する付加価値税の支払いは常に 1.5 万円となっている。借手が課税事業者である場合には、仕入税額控

---

<sup>106</sup> ただし、日本の消費税の場合、帳簿方式であることから、この点は問題にならないかもしれない。また、家計からの仕入に対して税額控除を認めてよいのか、という問題もある。

<sup>107</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.548) 参照。

<sup>108</sup> Henderson (1988 : p.46) 参照。なお、これについては、図表 3 - 5 と図表 3 - 1 をみると容易に理解できるだろう。図表 3 - 5 において、元利に関する資金の流れを無視し、付加価値税に関する資金の流れのみに着目すると、図表 3 - 1 における資金の流れと同じであることがわかる。

除を受けることができるため、負担はゼロ円となっているが、最終消費者である場合には、仕入税額控除を受けることができないため、その負担は 1.5 万円となっている。このとき、1.5 万円とは、貸付利子 15 万円に付加価値税率 10% を乗じた金額であり、つまり、貸付利子全額が課税ベースとされていることがわかる。この点に関しても前述のとおり、課税ベースとして本来適切なのは、貸付利子から正常利子及びリスクプレミアムを控除した部分であり、それに応じた適切な取扱いとはなっていない。なお、本来借手（最終消費者）の負担は、リスクプレミアムがゼロとの前提から、貸付サービスの付加価値が 8 万円であるため、0.8 万円となるはずである。

これらのことから、貸付利子を売上高、預金利子を仕入高とみなして金融仲介サービスに対して前段階税額控除方式付加価値税を適用すると、3つの問題点があげられる。

第 1 に、最終消費者であるすべての預金者に納税義務を課すことが、実務上困難であることである。

第 2 に、貸付利子全体が課税ベースとされていることから、借手の負担が過大になっていることである。前述の検討から明らかなように、本来、借手が負担すべき付加価値税は、貸付利子から正常利子及びリスクプレミアムを控除した付加価値に対応する部分のみである。そのため、借手に対して正確に付加価値税を課すためには、貸付利子を構成要素に分解しなければならないが、実務上、正常利子及びリスクプレミアムを正確に測定することは困難である<sup>109</sup>。

第 3 に、預金者が金融仲介サービスの提供者とみなされていることから、付加価値税を負担していないことである。これに関しても前述の検討から明らかなように、金融サービスの本質に着目すると、預金者も実際には金融サービスの顧客であるため、付加価値に対応する部分につき付加価値税を負担すべきである。前述の例であれば、金融仲介サービスの付加価値のうち、預金サービスの付加価値は 2 万円であることから、最終消費者である預金者は 0.2 万円を負担すべきである。しかし、この点に関しても、貸付利子の場合と同様に、正常利子の測定は実務上困難である。

---

<sup>109</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.548) 参照。

したがって、これらのことから、金融機関に対して前段階税額控除法付加価値税を適用することは難しく、また、代替的に貸付利子を売上高、預金利子を仕入高とみなして前段階税額控除法付加価値税を課税すると、金融機関以外に適用されている通常の付加価値税に歪みを与えることになる。

## 2. 加算法付加価値税

加算法付加価値税とは、第1章第1節で述べたように、分配面から付加価値を捉える方法で、すなわち、付加価値の構成要素を直接的に測定して合計することにより課税ベースとする付加価値税である。したがって、日本を含め、多くの国で採用されている消費を課税ベースとすると、賃金及び減価償却費控除前利益の合計から資本財を控除した金額が課税ベースとなる。

この方法により金融機関の付加価値に課税する場合、以下に述べる3つの困難を伴うこととなる。

第1に、金融機関において課税された税額につき、金融仲介サービスの顧客事業者に対して仕入税額控除を認めるべきであるが、取引ごとに、金融仲介サービスの費用及び税額を算定することは難しい<sup>110</sup>。したがって、加算法付加価値により課税された税額は、マクロ的に測定することはできるが、前段階税額控除法と整合させるためには取引ごとに、すなわち、ミクロ的に測定しなければならないため、その点に困難が生じていることがわかる。さらに、顧客事業者において、金融サービスに帰属する仕入税額控除が認められないため、カスケードが生じる。

第2に、原産地主義になってしまうことである<sup>111</sup>。周知のとおり、現在多くの国で採用されている付加価値税は前段階税額控除法付加価値税であり、仕向地主義としている。したがって、輸出時にはゼロ税率が適用され、免税とされることとなるが、加算法付加価値税の場合、前述のとおり、取引ごとに含まれている税額を算定することが難しいため、仕向地主義と整合しなくなる。そし

---

<sup>110</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.552)、McLure (1987 : p.137)、Tait (1988 : p.95) 参照。

<sup>111</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.552)、McLure (1987 : p.137)、Tait (1988 : p.95) 参照。

て、輸出の際に仕入税額控除を受けることができないため、国際競争上不利になる。

第3に、加算法付加価値税により課税を行う場合には利益を算定しなければならないが、このとき算定される利益とは資本財に関して全額即時償却を認められた利益であり、財務会計もしくは所得税等の計算時に用いる利益とは異なるため、特に中小企業には負担となる<sup>112</sup>。

これらのことから、加算法付加価値税は、前段階税額控除法付加価値税と整合せず、歪みを発生させることになる。

### 3. 減算法付加価値税

減算法付加価値税とは、第1章第1節で述べたように、売上高から仕入高を控除して付加価値を測定し、課税する付加価値税である。金融機関の付加価値に対してこの課税方法を適用する場合、貸付利子、預金利子はそれぞれ売上高、仕入高に該当することとなる。また、前述のとおり、利子にはリスクプレミアムが含まれているため、貸倒高も売上高から控除する。したがって、付加価値は貸付利子から預金利子、貸倒高及びその他金融サービスを提供するのに要した仕入を控除することにより算定する。

この方法により金融機関の付加価値に課税する場合、以下に述べる3つの困難を伴うこととなる。

第1の困難は、加算法付加価値税の場合と同様に、取引ごとの付加価値及びそれに伴う税額を算定することが困難であるために、金融仲介サービスの顧客事業者には仕入税額控除を認められないことにより、カスケードが生じることである<sup>113</sup>。

第2に、取引ごとの付加価値を算定しにくいことは、仕向地主義をとることが困難になる、という問題もある。

第3に、繰り返し述べているように、貸付利子から預金利子、貸倒高及びその他金融サービスを提供するのに要した仕入を控除することにより、正確な付

---

<sup>112</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.552)、McLure (1987 : p.137) 参照。

<sup>113</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.552) 参照。

加価値となるのは、貸付高と預金高が等しい場合、すなわち、貸付利子から預金利子を控除することにより正常利子部分が相殺されて正確な付加価値を表す場合のみである。しかし、通常、貸付高と預金高は一致しないことから、正確な付加価値は測定されていない。この点にも、減算法付加価値税執行上の困難を示すといえる。

これらのことから、減算法付加価値税を適用した場合にも、前段階税額控除法付加価値税と整合せず、歪みを発生させることになる。

## 第 2 節 付加価値税課税の検討

前節では、金融機関に対する付加価値課税の困難性を示した。本節においては、理論的に金融機関に対して、付加価値課税を可能にする方法を説明する。なお、ここで取り上げる課税方法はすべて前段階税額控除法付加価値税の枠組みで課税することが可能である<sup>114</sup>。したがって、これらの課税方法を導入することにより、現在の非課税措置の結果生じている 4 つの問題を解消することができる。

### 1. 純粋キャッシュフロー方式<sup>115</sup>

#### (1) 概要（金融機関負担）

金融サービスに対して、前段階税額控除法付加価値税の課税を理論的に可能にする第 1 の方法が、純粋キャッシュフロー方式である<sup>116</sup>。純粋キャッシュフロー方式とは、金融サービスに関するキャッシュフローにもとづいて課税する方法である。つまり、金融サービスに関するキャッシュインフローを課税売上高、キャッシュアウトフローを控除可能な仕入高と考える。したがって、預金元本の受入れ、貸付利子の受取り、貸付元本の返済は、金融機関にとってのキ

---

<sup>114</sup> ただし、キャッシュフロー方式に関しては、前段階税額控除法付加価値税の取扱いと等しくなるよう、現在提案されている方法に一部修正を加える。

<sup>115</sup> Hoffman, Poddar and Whalley (1987: pp.547-554)、Merrill and Edwards (1996: pp.487-500)、Poddar and English (1997: pp.89-111)、Institute for Fiscal Studies (2011: pp.197-201) を主に参照した。

<sup>116</sup> 本稿では、TCA 付キャッシュフロー方式と区別するために、「純粋」キャッシュフロー方式とよぶこととする。

キャッシュインフローに該当し、課税される一方で、貸付元本の引渡し、預金利子の支払い、預金元本の引出しは、キャッシュアウトフローに該当し、控除可能な仕入高とみなされる。このとき、借手は金融機関と対称的な取扱いとなり、つまり、貸付元本は、借手にとってキャッシュインフローに該当し課税され、貸付元本の返済及び利子の支払いは、キャッシュアウトフローに該当し、控除可能な仕入高とみなされる。同様に、預金者も金融機関と対称的な取扱いとされる。したがって、貸付利率が高く、預金利率が低い場合には、預金元本及び貸付元金の返済に係る課税額が、貸付元本及び預金元金の支払いに係る控除額を上回ることにより、利率の差、つまり、価格が明示されない金融サービスに対して、効率的に付加価値税を課することができる<sup>117</sup>。

ただし、キャッシュフローのうち、税額計算の対象とされないもの、つまり、キャッシュフローにもとづく課税もしくは仕入税額控除が生じないものが2つある。第1は、貸金に関するキャッシュフローであり、第2は、持分取引（配当の支払い、株式の売買等）に関するキャッシュフローである<sup>118</sup>。

また、国外向け金融サービスに対してはゼロ税率を適用するが、そのために特別な取扱いは不要である。つまり、貸金に関するキャッシュフロー及び持分取引に関するキャッシュフローと同様に、取引を認識しないため、キャッシュインフローに対する課税及びキャッシュアウトフローに対する仕入税額控除は生じないこととなる<sup>119</sup>。

---

<sup>117</sup> Institute for Fiscal Studies (2011 : pp.197-198) 参照。

<sup>118</sup> この点に関して Poddar and English (1997 : p.110) では、「詳しくは Meade (1978) で議論されているが、要点を述べると、資本取引までを金融サービスのように取り扱おうと、株主に対する経済的レントまで、正常収益と同様に課税から除外されてしまうからである」と論じている。また、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.199) では、「貸金に関しては当然控除不可である。そして、配当の支払い、株式の売買に関するキャッシュフローも課税対象外としなければならない。なぜならば、株主に支払われるキャッシュフローは金融サービスにより生じた利益の配分を表しており、それ自体は金融サービスには該当しないからである。…つまり、我々がここでいいたいのは、金融サービスに対して付加価値税を課す場合には、持分取引は課税対象外にすべきということである」と論じている。したがって、前段階税額控除法付加価値税の取扱いに合わせるため、貸金に関するキャッシュフロー及び持分取引に関するキャッシュフローを課税対象外とし、取引が行われても認識しないこととなる。

<sup>119</sup> Poddar and English (1997 : p.92) 参照。

## (2) 数値例

純粋キャッシュフロー方式について、数値例を用いて説明する<sup>120</sup>。この数値例では、本章第1節で用いた取引と同じものを想定する。すなわち、図表3-4に示したとおり、期間1に元本100万円の預金及び同額の貸付が行われ、期間2において貸付元本100万円の返済と貸付利子の支払い及び預金元本100万円の引出しと預金利子の支払いがなされることとする。このとき貸付利率15%、預金利率5%、正常利率7%、リスクプレミアム0%、付加価値税率10%であり、貸付利子及び預金利子には付加価値税が含まれていないこととする。なお、純粋キャッシュフロー方式における理論上<sup>121</sup>の負担を明らかにするために、預金者及び借手は最終消費者であるとする。

まず、金融機関の納税義務からみていく。金融機関は、期間1において預金100万円を受け入れることにより、課税売上高とみなされ10万円(=100万円×付加価値税率10%)の納税義務を負うことになる。しかし、同期間に100万円の貸付を行うことにより、10万円(=100万円×付加価値税率10%)の仕入税額控除を受けることができる。そのため、期間1における金融機関の納税額はゼロ円となる。同様に、金融機関は、期間2において預金元利105万円の支払いにより、10.5万円(=105万円×付加価値税率10%)の仕入税額控除を受けることができ、また、貸付元利115万円の受取りにより、11.5万円(=115万円×付加価値税率10%)の納税義務を負う。したがって、期間2における金融機関の納税額は1万円となる。このとき、金融機関の納税額1万円は、金融サービスの付加価値10万円に付加価値税率10%を乗じた金額に一致している。これらの取扱いに関してまとめているのが図表3-7である。

続いて、預金者及び借手の納税義務についてみていくが、両者とも最終消費者であり、納税義務はないため、税額手続きは不要である。

以上の取扱いから、この取引から生じる付加価値税の総額は、金融機関の納税する1万円となっている(図表3-8参照)。

---

<sup>120</sup> 数値例は、Poddar and English (1997 : p.92) を参考にしている。なお、Schenk and Oldman (2007)、Institute for Fiscal Studies (2011) においてもこれを参考にしていることから、1つの指針となっていることがうかがえる。

<sup>121</sup> ここで、「理論上の」としたのは、一般的な付加価値税の取扱いにおいても、転嫁を前提としているが、実際には転嫁されているかは不明であるためである。しかし、理論上、転嫁することを考慮して制度設計することは重要であると考えられるため、ここでもそのようにしている。

図表 3-7 純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）における金融機関の取扱い

	預金サービス		貸付サービス		金融仲介サービス(合計)	
	キャッシュフロー	付加価値税	キャッシュフロー	付加価値税	キャッシュフロー	付加価値税
期間1	100	10	-100	-10	0	0
期間2	-105	-10.5	115	11.5	10	1

(注) 単位は万円。

(出所) Institute for Fiscal Studies (2011 : p.198) を参考に、筆者作成。

図表 3-8 純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）における納税額及び付加価値税の総額

		預金者	金融機関	借手	付加価値税の総額
期間1	納税額	-	0	-	0
期間2	納税額	-	1	-	1
合計		-	1	-	1

(注) 単位は万円。

(出所) 筆者作成。

### (3) 金融機関負担の発生

ここで、負担に着目してみると、金融機関の負担が発生していることがわかる。実際には、金融機関が利子率を操作することにより、負担を金融サービスの購入者に転嫁することは考えられるが、前段階税額控除法付加価値税と同じように、転嫁を可能にするメカニズムは示されていない。また、利子率を操作することにより転嫁した場合にも、ここで示されている純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担： $\text{キャッシュフロー} \times 10/100$ ）では、前段階税額控除法付加価値税と等しい取扱いとはならないことを以下で説明する。

まずは、一般的な事業者における転嫁方法及び取扱いを確認する。本章の冒頭で説明したとおり、通常の付加価値税の場合、各事業者は売上高にもとづき課税されるため、その課税額を売上高に上乗せして請求することで、顧客に付加価値税を転嫁している。また、課税がある場合の対価は、課税がない場合の対価及び課税がある場合の付加価値の 1.1 倍となっている（図表 3-1～図表 3-3 参照）。

これを考慮したうえで、純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担： $\text{キャッシュフロー} \times 10/100$ ）では、前段階税額控除法付加価値税と等しい取扱いとはならないことを、数値例を用いて説明する。なお、課税がない場合の取引は、前述の数値例で用いた取引（図表 3-4 参照）とする。まずは、金融機関が付



加価値税の負担を顧客に転嫁する場合の利子率を求める。なお、求める利子を、それぞれ預金利子= $x$ 、貸付利子= $y$ とする。これを求めるには、①課税がない場合の付加価値と、②純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）により課税がある場合の税引後付加価値とが一致する利子を求めることになる<sup>122</sup>。

①課税がない場合の付加価値（図表 3 - 9 参照）

課税がない場合の付加価値は、預金取引、貸付取引ごとに、それぞれ受取額と支払額の差額、つまり、対価がそれを表している。したがって、預金取引の場合、金融機関にとっての受取額は、期間 1 における預金元本の受取り 100 万円であり、支払額は、期間 2 おける預金元本の引出し 100 万円と預金利子の支払い 5 万円である。ただし、付加価値を求める際には、貨幣の時間的価値を考慮する必要があるため、期間 1 における 100 万円の受取額を、期間 2 の価値に合わせると 107 万円（=100 万円×正常利子率 7%）となり、したがって、2 期間を通じた預金取引の付加価値は 2 万円となる。貸付取引について、同様に考えると、付加価値は 8 万円となる。

②純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）課税がある場合の税引後付加価値（図表 3 - 10 参照）

純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）により課税がある場合の税引後付加価値は、まず対価を、続いて付加価値税を、最後にそれらの差額から求めることができる。対価については、前述の課税がない場合の付加価値と同様に、期間 1 における金額を期間 2 における金額に合わせることで算定される。続いて、付加価値税の計算については、数値例のときと同じように、キャッシュインフローにもとづき課税、キャッシュアウトフローにもとづき仕入税額控除を認識する。最後に、ここで求められた対価から付加価値税を控除することにより、税引後付加価値が算出される。

このように算出された、①課税がない場合の付加価値と②課税がある場合の税引後付加価値が一致する利子率を求めると、それぞれ預金利子率=4.78%、貸付利子率=15.88%となる（図表 3 - 11 参照）。

---

<sup>122</sup> 実際に課税が行われる際に、金融機関が利子にどのように付加価値税を転嫁させるは不明であるが、理論上、需要量に変化がないと仮定すると、課税がない場合の付加価値と、課税がある場合の税引後付加価値を一致させるように、利子率を変化させることが考えられる。

図表 3 - 9 課税がない場合の付加価値  
(預金) (貸付)

(付加価値の計算)		(付加価値の計算)	
期間1	100万円 (預金元本の受取り)	期間1	-100万円 (貸付元本の引渡し)
期間2	7万円 (正常利子)	期間2	-7万円 (正常利子)
	-100万円 (預金元本の引出し)		100万円 (貸付元本の返済)
	-5万円 (預金利子)		15万円 (貸付利子)
	<u>2万円 (付加価値)</u>		<u>8万円 (付加価値)</u>

(出所) 筆者作成。

図表 3 - 10 純粋キャッシュフロー方式 (金融機関負担) により課税がある場合の税引後付加価値  
(預金) (貸付)

(対価の計算)		(対価の計算)	
期間1	100万円 (預金元本の受取り)	期間1	-100万円 (貸付元本の引渡し)
期間2	7万円 (正常利子)	期間2	-7万円 (正常利子)
	-100万円 (預金元本の引出し)		100万円 (貸付元本の返済)
	-x万円 (預金利子)		y万円 (貸付利子)
	<u>(7-x)万円 (付加価値)</u>		<u>(y-7)万円 (付加価値)</u>
(付加価値税の計算) × 10/100		(付加価値税の計算) × 10/100	
	10万円 (課税)		10万円 (控除)
	0.7万円 (課税)		0.7万円 (控除)
	10万円 (控除)		10万円 (課税)
	(x・10/100)万円 (控除)		(y・10/100)万円 (課税)
	<u>10/100・(7-x)万円 (課税)</u>		<u>10/100・(y-7)万円 (課税)</u>
(税引後付加価値)		(税引後付加価値)	
	(7-x)-10/100・(7-x)万円		(y-7)-10/100・(y-7)万円

(出所) 筆者作成。

図表 3 - 11 利子率の算定

(預金) (貸付)

2万円 = (7-x)-10/100・(7-x)万円	8万円 = (y-7)-10/100・(y-7)万円
x = 4.78万円	y = 15.88万円
∴ 預金利子率 = 4.78%	∴ 貸付利子率 = 15.88%

(出所) 筆者作成。

これにもとづき、預金取引、貸付取引の対価等をもとめると、図表 3 - 12 のとおりとなり、課税がある場合の対価 (2) は、課税がない場合の対価 (1) 及び課税がある場合の税引後付加価値 (3) の 1.1 倍となっておらず、前段階税額控除法付加価値税とは異なる取扱いとなっていることがわかる。なお、図表 3 - 12 から明らかなように、(2) は、(1) 及び (3) の 1.11 倍となっているが、これは端数処理の関係によるもので、本来は 1.111 倍となっている。これは、純粹キャッシュフロー方式において、課税がある場合の対価、つまり、付加価値と付加価値税の合計額に 10/100 を乗じていることに起因している。たとえば、貸付利子について考えてみると、そもそも課税がない場合のキャッシュフロー 15 万円に、10/100 を乗じることにより 1.5 万円 (=15 万円×0.1) が課税額となる。金融機関は顧客に負担を転嫁することを前提としているため、課税額 1.5 万円につき、借手に転嫁する。したがって、借手が金融機関に支払う利子は 1.5 万円分増えることになる (この増加分が利子率に上乗せされ、課税がある場合の利子率が決定される)。これに伴い、純粹キャッシュフロー方式では、キャッシュフローにもとづき課税されるため、課税ベースは 1.5 万円増加することになる。したがって、増加した 1.5 万円に 10/100 を乗じることにより、さらに 0.15 万円 (=1.5 万円×0.1=15 万円×0.01) の課税額が生じ、同様に顧客に転嫁される。これが繰り返されることにより、結果として、(2) は、(1) 及び (3) の 1.111 倍となるのである。

これらのことから、純粹キャッシュフロー方式 (金融機関負担 : キャッシュフロー×10/100) では、前段階税額控除法付加価値税と等しい取扱いとはならないことがいえる。ただし、この方法は金融機関負担を前提とする方法としては、理論的に問題はないといえる<sup>123</sup>。

---

<sup>123</sup> また、Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : pp.547-554) で提案されている、付加価値税の転嫁を利子率に反映させずに、各資金の流れ (たとえば、貸付サービスの場合、元本の貸出、貸付利子の支払い、元本の返済) に即して上乗せする方法も考えられる。しかし、この方法で課税するためには、インボイス等の、税額と付加価値を区別するメカニズムが不可欠となり、したがって、家計がインボイスを発行できないことが問題となる。つまり、純粹キャッシュフロー方式の長所の 1 つは、事業者がキャッシュフローにもとづき正確に税額計算を行えることであり、それを維持したまま顧客負担へと修正する場合には、後で詳細に述べるとおり、キャッシュフローに 10/110 を乗じて算定しなければならないのである。

図表 3 - 12

課税がない場合の対価及び純粋キャッシュフロー方式（金融機関負担）による課税がある場合の対価

(課税がない場合)		(課税がある場合)	
貸付利率	: 15%	貸付利率	: 15.88%
預金利率	: 5%	預金利率	: 4.78%
正常利率	: 7%	正常利率	: 7%
貸付サービスの対価(5-7)	: 8%	貸付サービスの対価(15.88-7)	: 8.88%
預金サービスの対価-5)	: 2%	預金サービスの対価(7-4.78)	: 2.22%
付加価値税率	: 0%	付加価値税率	: 10%
リスクプレミアム	: 0%	リスクプレミアム	: 0%

	預金者	借手	合計	
課税がない場合の対価=付加価値	2	8	10	(1)
課税がある場合の対価	2.22	8.88	11.1	(2)
付加価値	2	8	10	(3)
付加価値税	0.22	0.88	1.1	(4)

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. (1) or (3) × 1.1 ≠ (2)  
 3. (3) × 10% ≠ (4)

(出所) 筆者作成。

#### (4) 純粋キャッシュフロー方式の修正（顧客負担）

一般的な前段階税額控除法付加価値税と等しい取扱いとするために、純粋キャッシュフロー方式を以下のように、顧客が負担するタイプへと修正する。結論からいうと、前述の数値例において、付加価値税率が 10% のとき、キャッシュフローに 10/100 を乗じて税額を算定していたが、これを 10/110 に変更することで、顧客負担に修正することができる<sup>124</sup>。

<sup>124</sup> この点については、日本の消費税を参考していただきたい。各事業者において、仕入税額控除は、対価（本体価格+税額）に 5/105（地方消費税を含む消費税率 5% の場合）を乗じて算定する。これと同様に、付加価値税が上乗せ

この点についても数値例により確認する。なお、課税がない場合の取引は、前述の数値例で用いた取引（図表 3 - 4 参照）とし、まずは、金融機関が付加価値税の負担を顧客に転嫁する場合の利率を求める。求める利子を、それぞれ預金利子=X、貸付利子=Yとする。なお、求める手順は前述のとおりであるため、ここでは省略する。利率を求めると、それぞれ預金利率=4.8%、貸付利率=15.8%となる<sup>125</sup>（図表 3 - 13～図表 3 - 15 参照）。

このとき、金融機関の取扱い、納税額及び付加価値税の総額は図表 3 - 16、図表 3 - 17のとおりであり、金融機関の付加価値に適切に課税されていることがわかる。また、預金取引、貸付取引の対価等は図表 3 - 18のとおりで、預金取引及び貸付取引の両者において、課税がある場合の対価（2）は、課税がない場合の対価（1）及び課税がある場合の税引後付加価値（3）の 1.1 倍となっており、顧客に正しく転嫁され、また一般的な前段階税額控除法付加価値税の取扱いと等しくなっていることがわかる。

---

された対価から税額を算定するには、 $t / (1+t)$ （ $t$ =付加価値税率）を乗じることになる。

<sup>125</sup> なお、付加価値税が反映された利率はもっと単純にもとめることができる。図表 3-13 のように、各サービスの付加価値をもとめ、それに付加価値税率 10% を乗じ、その分を顧客に転嫁する。たとえば、預金利率の場合、付加価値は 2 万円ともとめられることから、課税額は 0.2 万円となり、これを顧客に転嫁するため、預金者に支払う預金利率は 0.2%（0.2 万円相当）引き下げられる。したがって、4.8%となる。このとき、金融機関負担の純粹キャッシュフロー方式のような問題が生じないのは、税額計算の際に、キャッシュフローのうち、転嫁された付加価値税分を算定するように、10/110 を乗じているからである。

図表 3 - 13 課税がない場合の付加価値

(預金)

(付加価値の計算)	
期間1	100万円 (預金元本の受取り)
期間2	7万円 (正常利子)
	-100万円 (預金元本の引出し)
	-5万円 (預金利子)
	<u>2万円 (付加価値)</u>

(貸付)

(付加価値の計算)	
期間1	-100万円 (貸付元本の引渡し)
期間2	-7万円 (正常利子)
	100万円 (貸付元本の返済)
	15万円 (貸付利子)
	<u>8万円 (付加価値)</u>

(出所) 筆者作成。

図表 3 - 14 純粋キャッシュフロー方式 (顧客負担) による課税がある場合の税引後付加価値

(預金)

(対価の計算)	
期間1	100万円 (預金元本の受取り)
期間2	7万円 (正常利子)
	-100万円 (預金元本の引出し)
	-X万円 (預金利子)
	<u>(7-X)万円 (付加価値)</u>
(付加価値税の計算) ×10/110	
	9.09万円 (課税)
	0.63万円 (課税)
	9.09万円 (控除)
	<u>(X・10/110)万円 (控除)</u>
	(0.63-X・10/110)万円 (課税)
(税引後付加価値)	
	(7-X)-(0.63-X・10/110)万円

(貸付)

(対価の計算)	
期間1	-100万円 (貸付元本の引渡し)
期間2	-7万円 (正常利子)
	100万円 (貸付元本の返済)
	Y万円 (貸付利子)
	<u>(Y-7)万円 (付加価値)</u>
(付加価値税の計算) ×10/110	
	9.09万円 (控除)
	0.63万円 (控除)
	9.09万円 (課税)
	<u>(Y・10/110)万円 (課税)</u>
	(Y・10/110-0.63)万円 (課税)
(税引後付加価値)	
	(Y-7)-(Y・10/110-0.63)万円

(出所) 筆者作成。

図表 3 - 15 利子率の算定

(預金)

2万円 = (7-X)-(0.63-X・10/110)万円
X = 4.8万円
∴ 預金利子率=4.8%

(貸付)

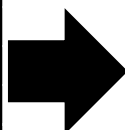
8万円 = (Y-7)-(Y・10/110-0.63)万円
Y = 15.8万円
∴ 貸付利子率=15.8%

(出所) 筆者作成。

図表 3-16 純粋キャッシュフロー方式（顧客負担）における金融機関の取扱い

（課税がない場合）

貸付利率	: 15%
預金利率	: 5%
正常利率	: 7%
貸付サービスの対価(15-7)	: 8%
預金サービスの対価(7-5)	: 2%
付加価値税率	: 0%
リスクプレミアム	: 0%



（課税がある場合）

貸付利率	: 15.8%
預金利率	: 4.8%
正常利率	: 7%
貸付サービスの対価(15.8-7)	: 8.8%
預金サービスの対価(7-4.8)	: 2.2%
付加価値税率	: 10%
リスクプレミアム	: 0%

	預金サービス		貸付サービス		金融仲介サービス(合計)	
	キャッシュフロー	付加価値税	キャッシュフロー	付加価値税	キャッシュフロー	付加価値税
期間1	100	9.09	-100	-9.09	0	0
期間2	-104.8	-9.52	115.8	10.52	11	1

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. キャッシュフローは対価（付加価値＋付加価値税税額）を表している。  
 3. 付加価値税課税額＝キャッシュフロー×10/110。

(出所) Institute for Fiscal Studies (2011 : p.198) を参考に、筆者作成。

図表 3-17 純粋キャッシュフロー方式（顧客負担）における納税額及び付加価値税の総額

		預金者	金融機関	借手	付加価値税の総額
期間1	納税額	-	0	-	0
期間2	納税額	-	1	-	1
合計		-	1	-	1

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. 納税額及び付加価値税の総額は、金融機関負担の場合とかわらない。

(出所) 筆者作成。

図表 3-18

課税がない場合の対価及び純粋キャッシュフロー方式（顧客負担）による課税がある場合の対価

	預金者	借手	合計	
課税がない場合の 対価＝付加価値	2	8	10	(1)
課税がある場合の 対価	2.2	8.8	11	(2)
付加価値	2	8	10	(3)
付加価値税	0.2	0.8	1	(4)

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. (1) or (3) × 1.1 = (2)  
 3. (3) × 10% = (4)

(出所) 筆者作成。

ここまで、預金者及び借手が最終消費者である場合に、顧客負担に修正した純粋キャッシュフロー方式が、前段階税額控除法付加価値税と同じ取扱いになることを説明してきた。

ここでは、さらに顧客負担の純粋キャッシュフロー方式が、預金者、借り手が課税事業者である場合にも、適正に課税することができることを説明する。前述の数値例において、借手が課税事業者である場合を考える。借手課税事業者の取扱いは、基本的に、金融機関の取扱いを鏡写しにしたイメージとなり、すなわち、期間1において貸付元本100万円にもとづき9.09万円（＝100万円×10/110）の納税義務を負う。同様に、期間2において、貸付元利の返済115万円にもとづき10.52万円（＝115.8万円×10/110）の仕入税額控除が認められることとなる。このとき、期間1における課税額9.09万円、期間2における控除額10.52万円は、それぞれ金融機関の控除額9.09万円、課税額10.52万円と一致しており、したがって、事業者間の中間取引は課税対象外となっていることがわかる<sup>126</sup>。

これらのことから、顧客負担の純粋キャッシュフロー方式は、前段階税額控除法付加価値税の原則である①最終消費者が適切に負担、②事業者間取引は課税対象外、③仕入税額控除を適切に認める、を満たしているといえる。

#### (5) リスクプレミアムの取扱い

前述のとおり、利子にはリスクプレミアムが含まれており、その部分には課税すべきではないと考えられている。また、前述の数値例においては、説明を簡略化するために、リスクプレミアムをゼロとしたが、純粋キャッシュフロー

---

<sup>126</sup> なお、Institute for Fiscal Studies (2011: p.199) では、純粋キャッシュフロー方式は、「通常の付加価値税の考えを拡大したものであるため、付加価値税と同様の方法により、中間取引段階への課税を避けることができる。つまり、事業者間のキャッシュフローは、一方の事業者においては課税され、もう一方においては仕入税額控除が生じる」と論じているが、そこで想定されている純粋キャッシュフロー方式は金融機関負担となっているため、この点について誤っていると考えられる。すなわち、事業者間取引を課税対象外としたければ、顧客負担の純粋キャッシュフロー方式に修正しなければならない。



方式では、自然とリスクプレミアムに対する調整はなされると考えられている<sup>127</sup>。

たとえば、金融機関が信用格付けの低い A と信用格付けの高い B に対して貸付を行う場合を考える。A への貸付利子率を  $R(a)$ 、B への貸付利子率を  $R(b)$  とすると、この差はリスクプレミアム ( $p$ ) であり、 $R(a) = R(b+p)$  と表すことができる。このとき、純粋キャッシュフロー方式を適用すると、貸付元利の返済に伴い、金融機関はキャッシュインフローにもとづき課税されるため、 $(p)$ 分だけ、A からのキャッシュインフローへの課税額が、B よりも多くなる。これが、リスクプレミアムに課税が及んでいると批判される内容である。しかし、そもそもリスクプレミアムは債務不履行のおそれがあるために設定されていることから、返済される場合のみを考えるのは適当ではない。つまり、返済されない場合を想定すると、金融機関に対するキャッシュインフローは減少し、その分、課税額は小さくなるのである。これらのことから、特別な考慮を加えなくても事後的にリスクプレミアムの調整がされるといえる。なお、後述する TCA 付キャッシュフロー方式は、基本的に純粋キャッシュフロー方式の性格を踏襲しているため、同様のことがいえる。

#### (6) 執行上の困難

純粋キャッシュフロー方式に関する執行上の困難は主に 3 点あげられる。

第 1 は、課税事業者において税額計算を行わなければならないことである。したがって、前述の数値例のとおり、金融機関のみならず、金融サービスを利用する課税事業者は、そのキャッシュフローにもとづき税額計算を行わなければならないため、特に中小企業に対しては大きな事務負担となる<sup>128</sup>。

第 2 は、制度導入時及び税率変更時における金融商品の取扱いに困難が生じることである<sup>129</sup>。この点については、同じ税率で、キャッシュインフローに対

---

<sup>127</sup> Poddar (2003 : p.363)、國枝繁樹 (2008 : pp.37-38) 参照。なお、この説明は國枝繁樹 (2008 : pp.37-38) を参考にしている。

<sup>128</sup> Poddar and English (1997 : pp.98-99)、Zee (2006 : p.468)、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.200) 参照。

<sup>129</sup> Poddar and English (1997 : p.98) では、「税率の変化、特にキャッシュフロー方式の導入時に困難が生じる。なぜならば、キャッシュフロー方式を適切に機能させるためには、キャッシュアウトフローとキャッシュインフローに同

し課税を行い、キャッシュアウトフローに対し仕入税額控除を認めるという純粋キャッシュフロー方式の基本構造を満たさないことにより生じる問題である。たとえば、純粋キャッシュフロー方式を導入するときに、既に金融機関から提供されている貸付 100 万円について考えてみる。この 100 万円の貸付が行われたときには、純粋キャッシュフロー方式が導入されていないため、借手課税事業者にはキャッシュインフローにもとづく納税義務は発生しない。同様に、金融機関にキャッシュアウトフローにもとづく仕入税額控除は認められない。このとき、貸付が返済される前に純粋キャッシュフロー方式が導入されると、その返済にもとづき、借手課税事業者には仕入税額控除が認められ、金融機関に対しては納税義務が生じることになり、その取扱いが不適切なものになる。このように、純粋キャッシュフロー方式の導入時に、取引が完了していない金融商品、つまり、金融商品のストックの取扱いに困難が生じることとなる。これと同様に、税率が変更される場合には、金融商品のストックに関して、キャッシュインフローとキャッシュアウトフローに異なる税率が適用されることになるため、金融サービスの付加価値に対して正確に課税することができなくなる<sup>130</sup>。

第3は、キャッシュフローの困難とよばれる問題である<sup>131</sup>。これについては、たとえば、課税事業者が金融機関から 100 万円借りる場合を考える<sup>132</sup>。このと

---

じ税率を適用しなければならないからである。たとえば、金融サービスに対する取扱いが非課税から課税に変更されたとしよう。このとき、借手は貸付元利の支払いにもとづき仕入税額控除を受けることができる。しかし、キャッシュインフローにもとづき課税されることはない。この取扱いは明らかに不適切で、金融資産より金融負債を多く保有する者が有利となる」と指摘している。また、Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : p.550)、Zee (2006 : p.468)、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.200) でも、同様の趣旨を指摘していることから、この問題はキャッシュフロー方式が提案されてから現在に至るまで、大きな問題として認識されていることがわかる。

<sup>130</sup> これに対して、Poddar and English (1997 : p.98) では、「理論的には、課税事業者に対して、金融負債の残高から金融資産の残高を控除した金額に、税率の増加分を乗じて算出した税額を支払わせることにより解消できる。つまり、結果として、税率変更前の付加価値には変更前の税率を適用し、税率変更後の付加価値には変更後の税率を適用することとなる。この方法は理論的には優れているが、政治的に執行することは困難であり、また企業のキャッシュフローに悪影響を及ぼすことは明らかである」と指摘している。

<sup>131</sup> Poddar and English (1997 : p.98)、Zee (2006 : pp.467-468)、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.200) 参照。

<sup>132</sup> この説明については、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.200) を参考にしている。

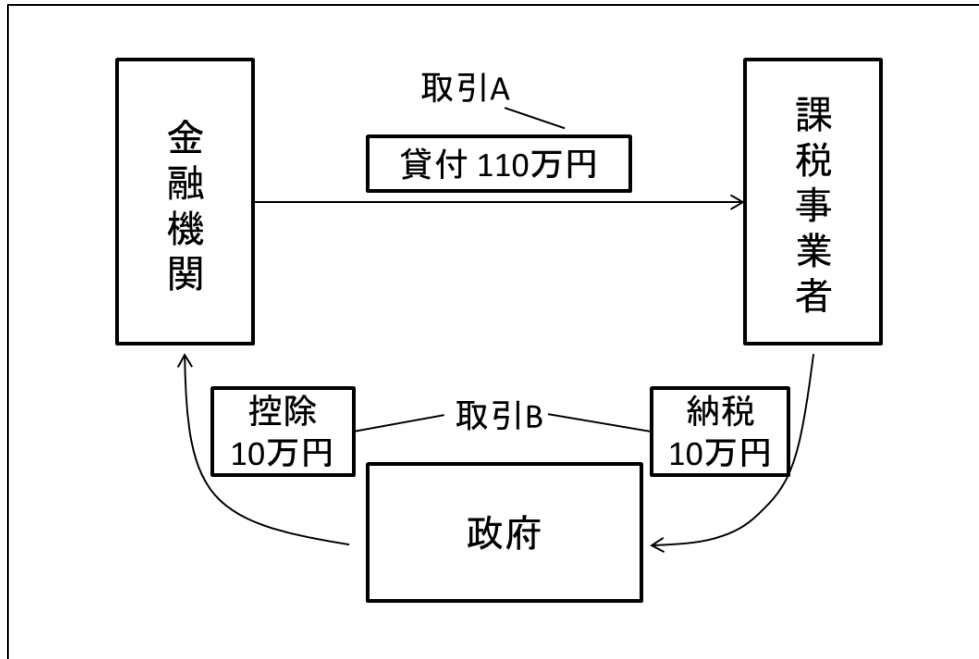
き、課税事業者が必要な金額は 100 万円であるにもかかわらず、そのキャッシュインフローにもとづき 9.09 万円（＝貸付元本 100 万円×10/110）課税されることにより、実質的に事業者の手元にはおよそ 90 万円しか残らないことになる。当然、返済したときに仕入税額控除を受けることはできるが、必要なときに 100 万円を手に入れることはできない。これがキャッシュフローの困難とよばれる問題である。

これに対して、Institute for Fiscal Studies（2011：p.200）では、「この点に関して何が問題なのかわからない」と論じており、課税されることを考慮したうえで、金融機関が貸付額を増額すれば問題にならないとしている。つまり、前述の例において考えると、金融機関が貸付額を 110 万円に増額すれば、この問題は解消する。このとき、金融機関は貸付にもとづいて仕入税額控除を受けることができるため、貸付を 110 万円に増額することは可能である。つまり、金融機関が課税事業者に対して貸付を行った 110 万円のうち 10 万円については、課税事業者が政府に納税し、さらに、金融機関が政府から仕入税額控除を受けることにより金融機関に戻ってくるのである（図表 3-19 参照）。したがって、金融機関にとって課税がない場合に 100 万円の貸付を行うのと、課税がある場合に 110 万円の貸付を行うことは同じようなことである。このことから、金融機関が貸付額を増額することによりキャッシュフローの困難は生じないと考えられる<sup>133</sup>。

---

<sup>133</sup> ただし、金融機関が仕入税額控除を受けられるのは納税期限であることから、貸付取引と時間的なずれが生じる（図表 3-19 でいうと、取引 A と取引 B に時間的なずれが生じている）。同様に、課税事業者も納税するのは納税期限であるため、この例の場合、課税事業者がキャッシュフローの便益（納税義務が確定してから納付するまでの、貨幣の時間的価値部分の便益）を受けることとなる。しかしこの点については、通常の付加価値税においても、課税取引と納税期限の間のずれは生じているため、純粹キャッシュフロー方式特有の問題ではなく、付加価値税の特徴ということが出来る。また、Schenk and Oldman（2007：pp.313-314）では、金融サービスに課税する際の原則について論じており、通常の付加価値税と同じ取扱いとすることを基本としつつ、その 1 つとして、「金融仲介サービスの提供者及び利用者は、他の課税サービスの提供者及び利用者と同様に、キャッシュフローの影響を享受すべきである」と指摘している。これらのことから、キャッシュフローの困難は、執行上の困難ではないということも出来る。

図表 3-19 純粹キャッシュフロー方式における  
金融機関、借手事業者及び政府における納税手続き



(出所) 筆者作成。

## 2. TCA 付キャッシュフロー方式<sup>134</sup>

### (1) 概要

金融サービスに対して、前段階税額控除法付加価値税の課税を理論的に可能にする第2の方法が、TCA (Tax Calculation Account=税額計算勘定) 付キャッシュフロー方式である。TCA 付キャッシュフロー方式では、2つの新たなメカニズムを用いることにより、純粋キャッシュフロー方式を適用する場合に生じる、執行上の困難を解消する<sup>135</sup>。

第1のメカニズムは、「TCA」と呼ばれる勘定で、金融仲介サービスに係るキャッシュフローにより生じる納税義務、仕入税額控除を、当該金融仲介サービスが完了するときまで延期する機能を持つ。すなわち、TCAでは、キャッシュインフローにもとづく納税義務を借方に計上し、キャッシュアウトフローにもとづく仕入税額控除を貸方に計上し、これらの勘定に計上された納税義務等に関する支払い等は、当該金融仲介サービスが完了するときまで行われなくなる。ただし、勘定に計上されている納税義務もしくは仕入税額控除を、課税期間を越えて持ち越す際には、正常利子率<sup>136</sup>を乗じることにより貨幣の時間的価値を反映させる。なお、TCAは納税義務等を延期するのみで、その納税額等は純粋キャッシュフロー方式の場合と等しくなる。この点については、後述する数値例で詳細に説明する。

TCAにより、金融機関を含む各課税事業者は、金融仲介サービスが完了するときまで、納税が延期されるため、キャッシュフローの困難は解消されることとなる。また、TCAは年度の途中から開始される場合にも適用することができるため、制度導入時及び税率変更時に生じる問題も解消する<sup>137</sup>。

---

<sup>134</sup> Poddar and English (1997 : pp.89-111)、 Institute for Fiscal Studies (2011 : pp.195-215) を主に参照した。

<sup>135</sup> なお、その名称から明らかなように、TCA 付キャッシュフロー方式は、純粋キャッシュフロー方式を基礎としているため、キャッシュインフローにもとづき課税、キャッシュアウトフローにもとづき仕入税額控除が生じることとなる。

<sup>136</sup> Poddar and English (1997 : pp.89-111)、 Institute for Fiscal Studies (2011 : pp.195-215) では、純粋利子率とよばれているが、その意味は正常利子率に等しいと考えられるため、本稿では、正常利子率とよぶ。

<sup>137</sup> 詳細については、Poddar and English (1997 : pp.102-103) を参照されたい。

第2は、“truncated”というメカニズムで、これは金融機関のみがTCAの計算を行うということである。これについては、金融機関のTCAと顧客のTCAは鏡写しにしたものであり、両者において計算する必要がないためである。したがって、金融機関は定期的に顧客に対してTCAに関する報告書を発行する。その報告書はインボイスの役割も果たしており、顧客が課税事業者の場合には、当該報告書を用いることにより、仕入税額控除を受けることが可能となる<sup>138</sup>。

## (2) 数値例

TCA付キャッシュフロー方式について数値例を用いて説明する。なお、取引は、前述の純粹キャッシュフロー方式（顧客負担に修正したもの）における取引を想定する。つまり、期間1に元本100万円の預金及び同額の貸付が行われ、期間2において、貸付元本100万円の返済と貸付利子の支払い、及び預金元本100万円の引出しと預金利子の支払いがなされる。このとき貸付利率15.8%、預金利率4.8%、正常利率7%、リスクプレミアム0%、付加価値税率10%で、貸付利率及び預金利率には付加価値税が含まれていることとする。当然、税額を求める際にも顧客負担とするため、キャッシュフローに10/110を乗じる。

まず、金融機関の貸付に関するTCAをみていくと（図表3-20参照）、期間1において、貸付元本の引渡し100万円にもとづき、9.09万円の仕入税額控除が生じるため、TCAの貸方に9.09万円が計上される。そして期間2において、期間1の残高に対して正常利率7%が乗じられるため、貸方に0.63万円計上される。また、期間2の期末において貸付元本100万円及び貸付利子15.8万円を受け取るため、それぞれTCAの借方に9.09万円、1.43万円計上することとなる。したがって、金融機関の最終的な納税額は0.8万円となり、これは純粹キャッシュフロー方式における納税額に一致する。

続いて、借手のTCAについてみていくと（図表3-21参照）、期間1において、貸付元本100万円の受取りにもとづき、9.09万円の納税義務が生じるため、TCAの借方に9.09万円が計上される。そして期間2において、期間1の残高に対して正常利率7%が乗じられるため、借方に0.63万円計上される。また、

<sup>138</sup> Poddar and English (1997 : p.107) 参照。

期間 2 の期末において、貸付元本 100 万円及び貸付利子 15.8 万円を支払うため、それぞれ TCA の貸方に 9.09 万円、1.43 万円計上することとなる。したがって、借手が課税事業者である場合には、金融機関から受け取った TCA に関する報告書を、インボイスの代わりに使用することにより、最終的に 0.8 万円の仕入税額控除を受けることができる。

同様に、預金サービスに対して TCA を適用すると金融機関は、期間 1 において納税義務ゼロ円、期間 2 において納税義務 0.2 万円となり、これらのことをまとめたのが図表 3-22 である。また、預金者及び借手が最終消費者である場合の納税額及び付加価値税の総額をまとめたのが図表 3-23 であり、これは純粋キャッシュフロー方式を適用した場合（図表 3-17 参照）に一致する。

ここで、図表 3-22 をもう一度みる。これは付加価値及び付加価値税税額を表したキャッシュフローと、純粋キャッシュフロー方式、TCA 付キャッシュフロー方式を適用した場合における金融機関の納税義務等をまとめたものである。一見すると、純粋キャッシュフロー方式と TCA 付キャッシュフロー方式の納税義務等は異なる。しかし、期間 1 の各金額に正常利子率 7% を乗じて期間 2 の価値に合わせてみると、預金サービス、貸付サービスの納税義務等が、純粋キャッシュフロー方式と TCA 付キャッシュフロー方式とで等しくなっていることがわかる。さらに、期間 2 の価値に合わせたキャッシュフローに 10/110 を乗じると、純粋キャッシュフロー方式及び TCA 付キャッシュフロー方式の納税義務等に一致し、理論的に正しく課税できるといえる。これらのことから、TCA 付キャッシュフロー方式が、純粋キャッシュフロー方式の納税額等の支払いを延期するのみで、その基本的な性格は、純粋キャッシュフロー方式と等しいことがわかる。

また、図表 3-20 及び図表 3-21 から明らかなように、TCA 付キャッシュフロー方式では、元本に関する課税額と仕入税額控除は相殺されるため、結局、正常利子を設定することにより、貸付サービスの付加価値を「貸付利子－正常利子」、預金サービスの付加価値を「正常利子－預金利子」をもって測定し、課税していることがわかる<sup>139</sup>。

---

<sup>139</sup> 一方、純粋キャッシュフロー方式の場合には、正常利子の設定は不要で、税額を算定する段階に自然と調整される。

図表 3-20 貸付サービスに係る TCA (金融機関)

TCA	
課税額	控除額
	9.09万円 (元本の引渡し)
	0.63万円 (正常利子)
1.43万円 (貸付利子)	
9.09万円 (元本の返済)	
0.8万円 (納税額)	

(出所) Poddar and English (1997 : p.100) を参考に、筆者作成。

図表 3-21 貸付サービスに係る TCA (借手)

TCA	
課税額	控除額
9.09万円 (元本の引渡し)	
0.63万円 (正常利子)	
	1.43万円 (貸付利子)
	9.09万円 (元本の返済)
	0.8万円 (控除額)

(出所) Poddar and English (1997 : p.100) を参考に、筆者作成。

図表 3-22 TCA 付キャッシュフロー方式における金融機関の納税義務等

	預金サービス			貸付サービス			金融仲介サービス(合計)		
	キャッシュフロー	純粋	TCA	キャッシュフロー	純粋	TCA	キャッシュフロー	純粋	TCA
期間1	100	9.09	-	-100	-9.09	-	0	0	-
期間2	-104.8	-9.52	0.2	115.8	10.52	0.8	11	1	1
期間2の 価値に 調整	2.2	0.2	0.2	8.8	0.8	0.8	11	1	1

(注) 1. 単位は万円。

2. 「期間 2 の価値に調整」は、期間 1 の納税義務等に正常利子率 7% を乗じて、期間 2 の納税義務等と加算した金額である。

3. キャッシュフローは対価 (付加価値+付加価値税税額) を表している。

(出所) Institute for Fiscal Studies (2011 : p.206) を参考に、筆者作成。



図表 3-23 TCA 付キャッシュフロー方式における納税額及び付加価値税の総額

		預金者	金融機関	借手	付加価値税の総額
期間1	納税額	-	0円	-	0円
期間2	納税額	-	1万円	-	1万円
合計		-	1万円	-	1万円

(注) 単位は万円。

(出所) 筆者作成。

### (3) 執行上の困難

TCA 付キャッシュフロー方式に関する執行上の困難は主に 3 点あげられる。

第 1 は、正常利子率に関する困難である<sup>140</sup>。TCA 付キャッシュフロー方式では、結果として、預金利子と正常利子の差額及び貸付利子と正常利子の差額を金融仲介サービスの付加価値として課税することになるため、課税事業者に対して認められる仕入税額控除の金額は正常利子率に依存する。したがって、正常利子率の設定は TCA 付キャッシュフロー方式の執行上、大変重要であるが、それを特定することは実務上困難である。

第 2 は、金融機関における事務負担である<sup>141</sup>。“truncated”により顧客課税事業者における事務負担は解消されたものの、依然として金融機関における事務負担は解消されていないのである。むしろ、純粹キャッシュフロー方式より TCA キャッシュフロー方式のほうが、実務上の困難が増加することも指摘されている<sup>142</sup>。

<sup>140</sup> この点について、Poddar and English (1997 : pp.103-107) では、①正常利子率の選択、②正常利子率が預金利子率及び貸付利子率の間にならないときの取扱い、③正常利子率の変化、④正常利子率による調整の頻度に関して議論が必要であると指摘している。また、Poddar(2003:p.365-366)では、1995-1996 に EU の主要銀行で行われたパイロットテストの結果を受けて、正常利子率は単一の利子率で、短期インターバンク利子率が適切であると指摘している。なお、SNA においても正常利子率 (SNA においては「参照利子率」と貸付利子率、預金利子率の差額を金融仲介サービスの付加価値を測定しようとする考え方があり、同様の議論が行われている。詳細については、大森徹 (2003)、清水雅之 (2010)、内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部 分配所得課 (2011) を参照されたい。

<sup>141</sup> Poddar (2003 : p.366)、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.208) 参照。

<sup>142</sup> Institute for Fiscal Studies (2011 : p.208) 参照。

第3は、金融機関はTCAに関する報告書を顧客に発行するため、どのように付加価値を創出しているかが外部に漏れてしまい、経営戦略上の観点からも不利になることである<sup>143</sup>。

### 3. 修正リバースチャージ方式

#### (1) 概要

金融サービスに対して、前段階税額控除法付加価値税の課税を理論的に可能にする第3の方法が、修正リバースチャージ (Modified Reverse-Charging) 方式<sup>144</sup>である。この方法は、金融仲介サービスの付加価値を受取利子と支払利子の差額と捉えている。したがって、貸付利子を金融機関にとっての売上高、預金利子を金融機関にとっての仕入高とみなし、貸付利子、預金利子に対して付加価値税を課税する<sup>145</sup>が、本章第1節で述べたとおり、このように課税を行うと、3つの問題点が生じる。すなわち、第1に、預金者が最終消費者である場合の納税義務、第2に、借手の過大負担、第3に、預金者が負担していないことである。修正リバースチャージ方式ではこれらの問題点を、リバースチャージとフランキングメカニズムを用いることにより解消する。

第1に、預金者が最終消費者である場合の納税義務は、リバースチャージを適用することで解消することができる。ここで、リバースチャージとは、納税義務を売上事業者から仕入事業者に移すことである<sup>146</sup>。つまり、この場合で考えると、預金利子に係る付加価値税の納税義務は、預金者から金融機関に移ることになる。またこのとき、金融機関は自らにインボイスを発行することによ

<sup>143</sup> Poddar (2003 : p.366) 参照。

<sup>144</sup> 詳細については、Zee (2005 : pp.77-92) を参照されたい。

<sup>145</sup> この点について、Zee (2005) では、Department of Treasury (1984) 及び Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : pp.547-554) を参考文献にあげていることから、これらを参考にしていると考えられる。

<sup>146</sup> Zee (2005 : p.83) において、「リバースチャージとは、サービスの輸入時に適用するルールで、売上高及び仕入高の両者に係る付加価値税の徴収(納税)義務を、当該サービスの輸入事業者に課すものである。このルールは、国内サービスと国外サービスの取扱いを均等にするため、輸入サービスに対して付加価値税を課税している国でよく用いられている。なぜならば、財の場合と異なりサービスに関しては税関が機能せず、また国外事業者が自国政府のために納税することは考えられないからである。そのため、輸入したサービスに係る付加価値税の徴収(納税)義務を、国外サービス提供者から国内サービス輸入者に移す」と説明している。

り、通常の場合と同様に貸付利子に係る課税額から仕入税額控除を受けることが可能である。

第2に、借手の過大負担は、フランキングメカニズムを用いることにより解消することができる。ここで、フランキングメカニズム<sup>147</sup>とは、預金利子に係る仕入税額控除を、金融機関が直接的に貸付利子に係る課税額から控除するのではなく、借手が支払う課税額から控除する機能である。つまり、借手が金融機関に支払う課税額は、預金利子に係る仕入税額控除の分だけ減少することになる。このとき金融機関の納税額は、借手が支払う課税額が減少することから、間接的に少なくなる<sup>148</sup>。このメカニズムを執行するには3つの勘定を設定する必要がある。①未貸付預金のストック (cumulated unlent deposits)、②未行使リバースチャージ (cumulated unclaimed reverse charges on the unlent deposits)、③未貸付預金当たり未行使リバースチャージ (unclaimed reverse charges per unit of unlent deposits) であり、これらは棚卸資産の評価方法の1つである「移動平均法」に似ている<sup>149</sup>。また、取引ベースで借手に対する仕入税額控除を可能にするため、預金・貸付取引が行われるたびに、これらの勘定は更新される。したがって、フランキングメカニズムとは、預金利子に係る仕入税額を、借手が支払う貸付利子に係る課税額から控除するが、その際に、期中の移動平均概念を用いている機能とすることができる。

---

<sup>147</sup> Zee (2005 : p.86) では、「フランキングシステムは、インピュテーション制度のもとでの配当を免税とするための方式に似ており、つまり、借手が受けられる仕入税額控除は、リバースチャージの対象とされた預金から発生したものとみなされる」と説明している。

<sup>148</sup> この点に関して、Zee (2005 : pp.77-92) では明示されていないものの、Hoffman, Poddar and Whalley (1987 : pp.547-554) で考案された「みなし仕入税額控除 (phantom input credit)」を援用していると考えられる。みなし仕入税額控除とは、金融機関が、実際には預金利子に係る税額を政府に納税しないにもかかわらず、納税したこととみなして、その分の仕入税額控除を認めるという概念である。こうすることにより、金融機関の付加価値を「貸付利子－預金利子」で測定しつつ、前段階税額控除法付加価値税の枠組みを維持することができる。

<sup>149</sup> この点については、沼田博幸 (2011 : p.286) でも指摘されている。なお、①未貸付預金のストックは棚卸資産の個数、②未行使リバースチャージのストックは棚卸資産の原価、③未貸付預金当たり未行使リバースチャージは棚卸資産の単価 (原価／個数) のそれぞれに対応している。ただし、Zee (2005 : p.86) では、「3つの勘定は定率法における減価償却資産の勘定に似ている」と説明されている。

第3に、預金者が負担していない問題に対しては、預金利子にX%の明示されない手数料が賦課されているとみなすことにより解消することができる。つまり、この方法では、金融機関が本来、預金者に支払うであろう仮想預金利子率<sup>150</sup>を設定し、その仮想預金利子率と実際の預金利子率の差額であるX%を、暗黙のうちに金融機関が課していると考える。これにより、預金者に対するリバースチャージはX%相当増加する。したがって、それに伴い借手が支払う付加価値税は同額減少することになる。また、金融機関は預金者に対して、預金利子から差し引いたX%相当の金額を報告し、インボイスを発行するため、預金者が課税事業者である場合には、仕入税額控除を受けることが可能である。

## (2) 数値例

修正リバースチャージ方式について数値例を用いて説明する。この数値例では、本章第1節で用いた取引を想定する。すなわち、図表3-5に示したとおり、期間1に元本100万円の預金及び同額の貸付が行われ、期間2において、貸付元本100万円の返済と貸付利子の支払い、及び預金元本100万円の引出しと預金利子の支払いがなされる。このとき貸付利子率15%、預金利子率5%、仮想預金利子率7%、リスクプレミアム0%、付加価値税率10%とする。なお、修正リバースチャージ方式は、貸付利子を売上高、預金利子を仕入高とみなして、前段階税額方式付加価値税課税を適用した場合の困難を1つずつ解消するように仕組みられているため、本稿においても、これに従い説明していく。まずは図表3-6をご覧ください。これは、貸付利子を売上高、預金利子を仕入高とみなして、前段階税額方式付加価値税課税を適用した場合における金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担を表したものである。

---

<sup>150</sup> Zee (2005) において、「仮想預金利子率」という言葉は使われていない。本稿において仮想預金利子率とは、「実際に支払う預金利子率＋金融機関が暗黙のうちに課している手数料X%」とする。なお、仮想預金利子率は、正常利子率をイメージすると理解しやすい。ただし、仮想預金利子率は、正常利子率とは異なり金融機関に決定権がある点に注意が必要である。

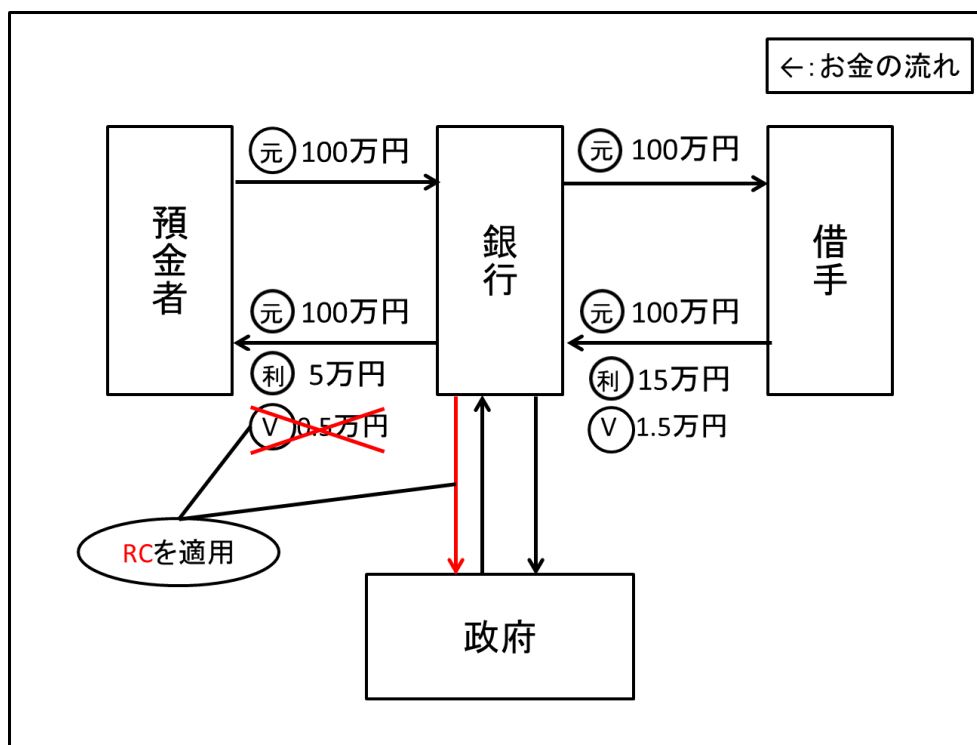
①リバースチャージ

まずは、最終消費者である預金者の納税義務を、リバースチャージを適用することにより解消する。

金融機関は預金者に対して、預金利子に係る付加価値税 0.5 万円（＝預金利子 5 万円×10%）を引き渡さないが、代わりに当該税額につき、自らの課税額が増えることになる。しかし、金融機関はリバースチャージにより、政府に支払う付加価値税税額につき、仕入税額控除を受けることが可能である。なお、預金者の属性（課税事業者もしくは最終消費者）を問わず、リバースチャージは適用される。図表 3 - 5 にリバースチャージの影響を加えたものが、図表 3 - 24 である。

これにより、預金者の納税義務の問題は解消される。また、これまで金融機関は、預金者が最終消費者である場合に、預金利子に係る仕入税額控除を受けることができず、負担額が 0.5 万円となっていたが、リバースチャージを適用することにより、この点も解消される。リバースチャージを適用した場合における金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担をまとめたものが図表 3 - 25 である。

図表 3 - 24 取引の概要図（リバースチャージ適用）



(出所) 筆者作成。

図表 3 - 25 金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担  
(リバースチャージ適用後)

1. 預金者＝借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	2	-
控除額	-	0.5	-
納税額	-	1.5	-
負担額	0	0	1.5
2. 預金者＝最終消費者、借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	2	-
控除額	-	0.5	1.5
納税額	-	1.5	0
負担額	0	0	0
3. 預金者＝課税事業者、借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	2	-
控除額	0	0.5	-
納税額	0	1.5	-
負担額	0	0	1.5
4. 預金者＝借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	2	-
控除額	0	0.5	1.5
納税額	0	1.5	0
負担額	0	0	0

(注) 1. 単位は万円。

2. 「-」は、最終消費者であるため、納税義務が生じないことを表している。

3. 借手、預金者が課税事業者である場合には、負担額がゼロ円となるが、これは、各課税事業者の顧客である最終消費者が負担することになる。したがって、本図表の納税額と負担額が一致しない場合がある。

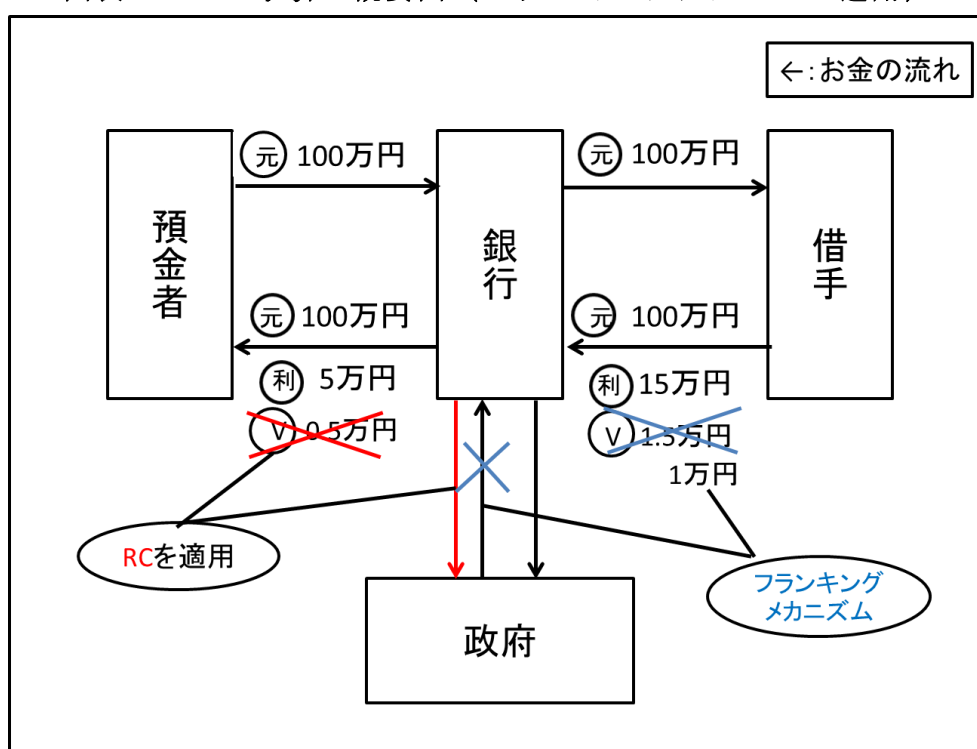
(出所) Zee (2005 : p.84) を参考に筆者作成。

## ②フランキングメカニズム

つづいて、借手の過大負担を、フランキングメカニズムを用いることにより解消する。

フランキングメカニズムとは、前述のとおり、預金利子に係る仕入税額控除を、金融機関に認めるのではなく、借手にその仕入税額控除を認めると考え、それにより借手の課税額を少なくするという機能である<sup>151</sup>。したがって、金融機関の仕入税額控除は0.5万円分少なくなり、その分借手の課税額は少なくなることになる。しかし、借手の負担額は1万円となるものの、このときの金融仲介サービスの付加価値は10万円（＝貸付利子15万円－預金利子5万円）であり、借手の過大負担が完全には解消されていないことがいえる。また、金融機関は、政府に支払う預金利子に係る税額につき、仕入税額控除を受けられなくなるため、金融機関の負担額は0.5万円となる<sup>152</sup>。図表3-24に、フランキングメカニズムの影響を加えたものが、図表3-26であり、このときの金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担をまとめたものが図表3-27である。

図表3-26 取引の概要図（フランキングメカニズム適用）



（出所）筆者作成。

<sup>151</sup> 本来は、その過程で移動平均概念を用いて税額計算を行うが、ここでは省略する。

<sup>152</sup> この点について、Zee（2005：pp.77-92）では一切説明されていない。

図表 3 - 27 金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担  
(フランキングメカニズム適用)

1. 預金者＝借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1.5	-
控除額	-	0	-
納税額	-	1.5	-
負担額	0	0.5	1
2. 預金者＝最終消費者、借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1.5	-
控除額	-	0	1
納税額	-	1.5	0
負担額	0	0.5	0
3. 預金者＝課税事業者、借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1.5	-
控除額	0	0	-
納税額	0	1.5	-
負担額	0	0.5	1
4. 預金者＝借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1.5	-
控除額	0	0	1
納税額	0	1.5	0
負担額	0	0.5	0

(注) 1. 単位は万円。

2. 「-」は、最終消費者であるため、納税義務が生じないことを表している。

3. 借手、預金者が課税事業者である場合には、負担額がゼロ円となるが、これは、各課税事業者の顧客である最終消費者が負担することになる。したがって、本図表の納税額と負担額が一致しない場合がある。

(出所) Zee (2005 : p.84) を参考に筆者作成。

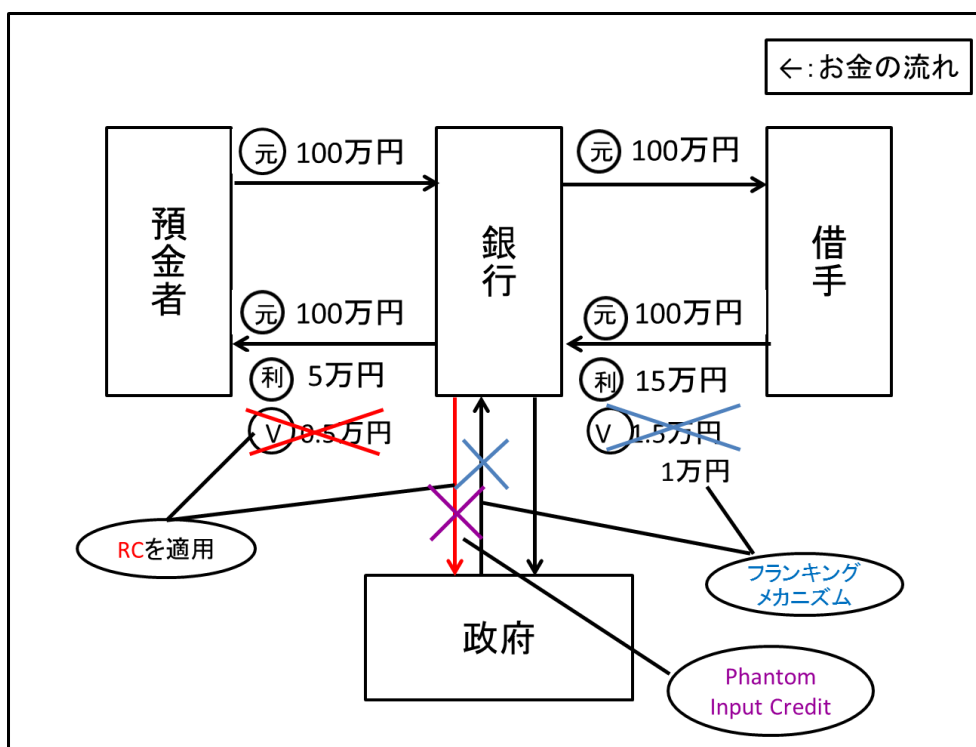


### ③みなし仕入税額控除（phantom input credit）

フランキングメカニズムを適用することにより、新たに生じた金融機関の負担は、みなし仕入税額控除により解消する。

みなし仕入税額控除では、金融機関がリバースチャージにより徴収した、預金利子に係る税額 0.5 万円を、実際には政府に納税しないにもかかわらず、金融機関に対して、当該仕入税額控除を認める。したがって、フランキングメカニズムにより生じた金融機関の負担 0.5 万円は解消されることになる。ただし、みなし仕入税額控除はフランキングメカニズムと同時に適用されるため、当該仕入税額控除は、金融機関に認められるのではなく、借手に認められることになる。図表 3 - 26 に、みなし仕入税額控除の影響を加えたものが、図表 3 - 28 であり、このときの金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担をまとめたものが図表 3 - 29 である。

図表 3 - 28 取引の概要図（みなし仕入税額控除適用）



(出所) 筆者作成。

図表 3 - 29 金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担  
(みなし仕入税額控除適用後)

1. 預金者＝借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1	-
控除額	-	0	-
納税額	-	1	-
負担額	0	0	1
2. 預金者＝最終消費者、借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1	-
控除額	-	0	1
納税額	-	1	0
負担額	0	0	0
3. 預金者＝課税事業者、借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1	-
控除額	0	0	-
納税額	0	1	-
負担額	0	0	1
4. 預金者＝借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1	-
控除額	0	0	1
納税額	0	1	0
負担額	0	0	0

- (注) 1. 単位は万円。  
 2. 「-」は、最終消費者であるため、納税義務が生じないことを表している。  
 3. 借手、預金者が課税事業者である場合には、負担額がゼロ円となるが、これは、各課税事業者の顧客である最終消費者が負担することになる。したがって、本図表の納税額と負担額が一致しない場合がある。

(出所) Zee (2005 : p.84) を参考に筆者作成。

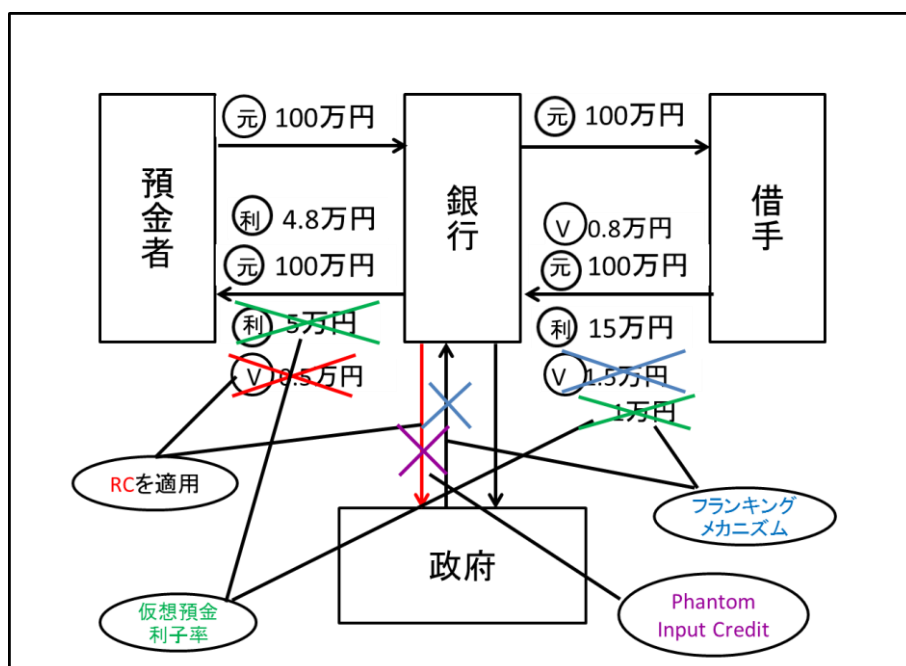
#### ④ 仮想預金利子率

最後に、借手の過大負担及び預金者が負担していない問題を解消するために、仮想預金利子率にもとづき、預金者に負担を課す。

本例において、仮想預金利子率は7%であるため、預金サービスの付加価値は2万円(=預金元本100万円×(仮想預金利子率7%－預金利子率5%))となる。したがって、預金者は0.2万円(=2万円×付加価値税率10%)の納税義務を負うことになるが、預金者に対しては、リバースチャージが適用されるため、当該0.2万円は金融機関の支払う預金利子から差し引かれる。これにより、預金者に支払われる預金利子は4.8万円となる。

一方で、預金者からリバースチャージにより徴収した0.7万円(預金利子に係る税額0.5万円+預金サービスの付加価値に係る税額0.2万円)は、借手の仕入税額控除に充てられる。それに従い、借手の課税額は0.8万円となり、貸付サービスの付加価値8万円(=貸付元本100万円×(貸付利率15%－仮想預金利子率7%))に付加価値税率10%を乗じた金額に一致する。したがって、仮想預金利子率は、金融仲介サービスの付加価値を預金者と借手に配分する役割を担っているといえる。

図表 3 - 30 取引の概要図 (仮想預金利子率を適用)



(出所) 筆者作成。

図表 3 - 31 金融機関、預金者及び借手の付加価値税に関する取扱い、納税義務及び負担  
(仮想預金利子率を適用)

1. 預金者＝借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1	-
控除額	-	0	-
納税額	-	1	-
負担額	0.2	0	0.8
2. 預金者＝最終消費者、借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	-	1	-
控除額	-	0	0.8
納税額	-	1	0
負担額	0.2	0	0
3. 預金者＝課税事業者、借手＝最終消費者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1	-
控除額	0.2	0	-
納税額	0	1	-
負担額	0	0	0.8
4. 預金者＝借手＝課税事業者			
	預金者	金融機関	借手
課税額	0	1	-
控除額	0.2	0	0.8
納税額	0	1	0
負担額	0	0	0

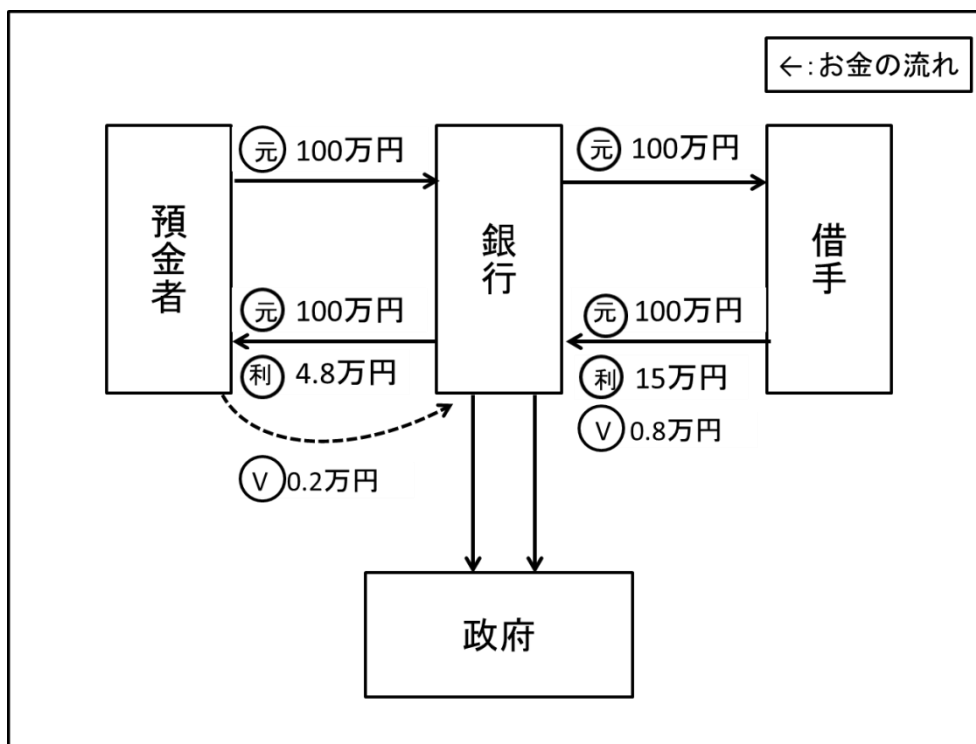
- (注) 1. 単位は万円。  
 2. 「-」は、最終消費者であるため、納税義務が生じないことを表している。  
 3. 借手、預金者が課税事業者である場合には、負担額がゼロ円となるが、これは、各課税事業者の顧客である最終消費者が負担することになる。したがって、本図表の納税額と負担額が一致しない場合がある。

(出所) Zee (2005 : p.84) を参考に筆者作成。

ここで、図表3-30の資金の流れに着目し、整理しなおしたものが、図表3-32である。図表3-31及び図表3-32をみると、金融機関は借手に対して、貸付利子と仮想預金利子の差額に、付加価値税率を乗じた0.8万円を課しており、また、預金者に対しては、仮想預金利子と預金利子の差額に、付加価値税率を乗じた金額0.2万円を課していることがわかる。

したがって、結局、修正リバースチャージ方式とは、貸付利子と預金利子の差額により金融仲介サービスの付加価値を測定し、仮想預金利子率にもとづき、預金者と借手に付加価値を配分して課税する制度といえる。また、修正リバースチャージは、預金額と貸付額が一致していることを想定しているため、各サービスの課税ベースは、「貸付利子－仮想預金利子」、「仮想預金利子率－預金利子率」となる。

図表3-32 取引の概要図（修正リバースチャージ適用後）



(注) 預金者から銀行への点線は、実際には、銀行において源泉徴収しているため、資金の移動はないことを表している。

(出所) 筆者作成。

### (3) 執行上の困難

修正リバースチャージ方式に関する執行上の困難は、主に 3 点あげられる。

第 1 は、仮想預金利率の設定を金融機関に委ねていることである<sup>153</sup>。つまり、金融機関は金融サービスの付加価値に係る付加価値税を、預金者と借手の間で、自由に配分することができるのである。これにより金融機関は、課税事業者が仕入税額控除を受けられることを考慮して、より多くの付加価値税を課税事業者に配分することが考えられる。そうすると、最終消費者に賦課される付加価値税は小さくなり、付加価値税の総額に悪影響を及ぼすことになる。したがって、仮想預金利率は政府が決定すべきであると考えられるが、しかし、その場合には、正常利率の決定と同様に、何をもって仮想預金利率とすればよいのかという問題も生じてくる<sup>154</sup>。

第 2 は、金融機関における事務負担である。この点について、TCA 付キャッシュフロー方式と比較した場合、金融機関の事務負担は軽減する<sup>155</sup>が、それが実行に耐えうるほどの事務負担であるとは証明されていない。

第 3 は、付加価値の測定方法である。つまり、修正リバースチャージ方式では、貸付利子から預金利子を控除することにより、付加価値としているが、本稿において繰り返し述べているとおり、この方法により、適切に付加価値を測定できるのは、貸付額と預金額が等しい場合のみである。しかし、当然のことながら、実際には貸付額と預金額は一致しないことが通常であるため、正しい取扱いとはならないのである。

これらのほかにも Henkow (2008 : pp.331-333) では、元本額を考慮していない点、自己資本の取扱いに関して議論されていない点、金融機関の非金融活

---

<sup>153</sup> Henkow (2008 : p.333) 参照。

<sup>154</sup> ただし、Zee (2005 : p.89) では、仮想預金利率は、「金融サービスの付加価値に係る付加価値税を預金者と借手に配分する役割を持つだけであり、税収及び修正リバースチャージの運用には一切影響を与えず、また、金融機関は預金者と借手の負担割合の操作により得られる便益はないことから、金融機関に委ねられるべきである。さらに、そうすることで、金融機関は提供するサービスや市場状況に応じて当該利率を変更することができるようになる。ただし、競争上の理由から、同様のサービスに対する当該利率は同様の値になっていくのではないかと考えられる」と論じており、金融機関に委ねるべきと考えている。

<sup>155</sup> Zee (2005 : pp.90-91) では、よりも負担は軽くなると指摘している。

動に関する点、不良債権に関連する点等、修正リバースチャージ方式を実行するにあたり、多くの問題があると指摘している。

ここまで、金融機関に対して、前段階税額控除法付加価値税の課税を理論的に可能にする3つの方法について説明してきた。しかし、いずれの制度についても、それぞれ執行上の困難が指摘されており、それらをまとめたのが、図表3-33である。今後は、これらの困難と、非課税による問題及び課税した場合に得られる便益とを比較して、議論していくことが重要であると考えられる。

図表 3 - 33 課税方法の比較

名称	純粹キャッシュ フロー方式	TCA 付キャッシュ フロー方式	修正リバース チャージ方式
①事業者の事務負担	×	×	×
②制度導入時及び税率 変更時における金融 商品の扱い	×	○	○
③キャッシュフローの 困難	×	○	○
④正常利子率の設定	○	×	×
⑤情報漏洩	○	×	×
⑥付加価値の測定方法	○	○	×
⑦リスクプレミアムの 取扱い	○	○	×

(注) 1. 表の中で、×は困難の存在を示し、○は困難が解消されていることを示す。

2. 修正リバースチャージ方式の執行上の困難である、「仮想預金利子率の設定」は、実質的に仮想預金利子率が、正常利子率と同じ役割であるため、同一のものとみなした。

(出所) 筆者作成。

## 第4章 金融サービス課税の国際比較

本章では、各国において、金融サービスに対して、どのように課税しているかを簡単に確認し、それらの課税方法の長所及び短所を評価する。なお、評価する際には、非課税措置と比較したうえでの相対的な評価とする。というのも、各国は、非課税措置により生じる問題点の解消を目的として、各制度を導入しているからである。これらについて、まとめたのが図表4-1である。

図表4-1 金融サービスの国際比較

制度	非課税措置	非課税措置の縮小	部分税額控除	加算法付加価値税	減算法付加価値税
特徴	-	・非課税措置の範囲が狭い ・税額控除の配分ルールの制定	・非課税サービスに帰属する仕入であっても、部分的に仕入税額控除を認める	・加算法付加価値税	・減算法付加価値税
非課税措置との比較	・過小課税× ・カスケード× ・税額控除の配分× ・公平性×	・過小課税△ ・カスケード△ ・税額控除の配分○ ・公平性△	・過小課税× ・カスケード△ ・税額控除の配分△ ・公平性×	・過小課税○ ・カスケード× ・税額控除の配分○ ・公平性○	・過小課税○ ・カスケード× ・税額控除の配分○ ・公平性○
国	日本 EU	南アフリカ	オーストラリア シンガポール ニュージーランド	イスラエル	イタリア

(注) 1. 表の中で、×は困難の存在を、△は困難がある程度解消されていることを、○は困難が解消されていることを示す。

2. 各課税方式の長所及び短所は、非課税措置との比較に反映させている。

(出所) 筆者作成。



## 第 1 節 非課税措置 - EU<sup>156</sup>

### 1. 制度の概要

EU では、金融機関の中核的サービスに対しては非課税、副次的なサービスには課税、国外サービスに対してはゼロ税率を適用している<sup>157</sup>。これらの取扱いは 1977 年に公表された、いわゆる「第 6 次指令（Sixth Council Directive 77/388/EEC）」により導入され、2006 年のいわゆる「現行指令（Council Directive 2006/112/EC）」においても継続されている。

非課税措置が適用される理由として、1977 年の第 6 次指令公表前の討議資料<sup>158</sup>においては、「非課税措置は加盟国において共通しているという点により正当化される」<sup>159</sup>としているのみで、具体的な理由は示されていない。なお、当時ドイツでは消費者のコスト増加を理由に、またフランスでは消費者に付加価値税が 2 回課税されることを避けるために、金融サービスに対しては非課税が適用されていた、という背景がある<sup>160</sup>。

2006 年に公表された報告書<sup>161</sup>では、1977 年に制定された非課税措置の理由に言及しており、そこでは「主に技術的な困難を理由に非課税措置がとられた」と述べている。ここでいう技術的な困難とは、課税ベース及び税額控除額を算定するためには許容範囲を超えた管理コストを要すること、また事業者及び各国課税当局の双方において、コンプライアンス及び会計の観点から困難であることをいう。さらに、消費者に対して付加価値税を課すことが政治的に困難で

---

<sup>156</sup> Schenk and Oldman (2007 : pp.315-317) を主に参照した。

<sup>157</sup> この点について、EU では、現行指令第 2 条 (1) (a) (c) において課税対象を規定しており、そのうえで、同第 135 条 (1) (b) ~ (g) において非課税とされるサービスを限定列挙している。したがって、これらの取扱いは日本の消費税と同様であるが、日本の場合、「利子に対価とする貸付金の貸付け」（消費税法別表第 1 第 3 号）との規定からわかるように、その条件として、対価が利子であることをあげているが、EU ではサービス自体を規定しており、対価が利子であるかは問われず、また、EU の方が非課税の適用される範囲が広い点に相違がある。

<sup>158</sup> European Commission (1973) .

<sup>159</sup> European Commission (1973 : p.16) 引用。

<sup>160</sup> 八田朋敬 (2011 : p.21) 参照。

<sup>161</sup> European Commission (2006) .

あることも問題であった<sup>162</sup>。したがって、EUにおいても第3章で述べたような議論がされており、主に技術的な困難を理由に非課税措置としたのである。

しかしながらEUでは、このように「第6次指令」及び「現行指令」において金融サービスを非課税と規定する一方で、各加盟国に対してそれらの金融サービスを独自に課税することを認めている。そのため、フランス、ドイツ、ベルギーでは金融サービスに対して独自の課税を行っている<sup>163</sup>。

## 2. 非課税措置の長所と短所

非課税措置の長所として、従来は実行可能性が高いことがあげられていた<sup>164</sup>。これは実際に金融サービスに対して非課税措置を適用している国が多いことからわかるだろう。しかし近年では実行可能性に関しても第2章で述べたような執行上の困難があることが広く認識されるようになった。つまり実質的に非課税措置には特段のメリットがないといわれているのである<sup>165</sup>。それにもかかわらず、現在においても多くの国で非課税措置が継続されているのは、他の課税方式にも執行上の困難があり、また金融機関、経済への悪影響を恐れていることも理由の1つとしてあげられる<sup>166</sup>。

非課税措置の短所について、詳しくは第2章第3節で述べたとおりである。

- ①最終消費段階において非課税が適用された場合における過小課税
- ②中間取引段階において非課税が適用された場合におけるカスケード
- ③仕入税額控除の配分問題
- ④他産業との公平性の損失

---

<sup>162</sup> European Commission (2006 : p.2) 参照。

<sup>163</sup> Schenk and Oldman (2007 : p.316) 参照。

<sup>164</sup> McLure (1987 : pp.135-138)、Tait (1988 : pp.92-100) では、非課税措置の短所を認識しつつも実行可能性の観点から支持していた。また、Ebrill, Keen, Bodin and Summers (2001 : pp.97-98) では、「金融機関の付加価値に課税したからといって、税収が増えるわけではない」ため、「税収不足に苦しむ政府にとって、課税することが万能な解決策ではない」ことを指摘している。

<sup>165</sup> Zee (2006 : pp.462-463)、Schenk and Oldman (2007 : p.315) 参照。

<sup>166</sup> Tait (1988 : p.100) 参照。

## 第2節 非課税措置の縮小 - 南アフリカ<sup>167</sup>

### 1. 制度の概要

南アフリカでも、日本、EUと同様に、金融機関の中核的サービスに対しては非課税、副次的なサービスには課税、国外サービスに対してはゼロ税率を適用している。ただし、金融機関業界と歳入庁は各サービスの取扱い（課税、非課税、ゼロ税率）に関する協定を結んでおり、非課税の適用される範囲が狭いところに南アフリカの特徴があげられる。

従来は非課税とされる金融サービスの範囲が広く、小切手取引サービス等、様々なサービスが非課税とされていた。しかし、徐々に課税されるサービスの範囲が拡大してきており、1996年10月1日からは手数料の明示されるサービスのほとんどが課税対象となっている。したがって、手数料ベースの金融サービスには課税しており、非課税が適用されるのは利子ベースの金融サービスのみといえる。

また南アフリカでは、非課税が適用される場合に困難とされる仕入税額控除の配分方法に関しても金融機関業界と歳入庁でルールを定めており、金融機関と歳入庁の衝突を避けている。つまり、仕入税額控除可能額は以下の式により求めることができる。なお、金融機関の提供する各サービスが、AとBの両者に該当するのか、もしくはBのみに該当するのかが、ルールにより、詳細に定められている<sup>168</sup>。

$$\text{仕入税額控除可能額} = \frac{\text{A: 課税売上} + \text{ゼロ税率売上 (付加価値税抜)}}{\text{B: 全売上 (付加価値税抜)}} \times 100$$

<sup>167</sup> Schenk [立川訳] (2004: pp.118-119)、Schenk and Oldman (2007: pp.329-331) を主に参照した。

<sup>168</sup> たとえば、非課税が適用される利子に関しては、グロスではなく、ネットでもBのみに加えられる。また配当、輸入サービス等の課税対象外となる売上はA、Bのどちらにも加算されない。

## 2. 非課税措置縮小の意義と限界

南アフリカの制度の長所として、つぎの2点をあげることができる。

第1に、完全ではないものの、過小課税及びカスケードがある程度解消されることである。これは金融サービスの課税範囲が拡大したことにより、金融機関が仕入税額の大部分の控除を受けることができ、また金融サービスを利用する課税事業者においても、そのサービスに帰属する仕入税額の控除を受けることが可能になったためである。

第2に、税額控除の配分方法を詳細に定めたことにより、配分問題が解消されたことである。

ただし、南アフリカの制度は、あくまで非課税措置の適用される範囲が狭くなっただけであるため、根本的に前述の非課税措置の短所を完全に解消しているとはいえない。

また金融機関には、課税サービスの対価を利子に混入させることにより非課税サービスとするインセンティブが生じうる。南アフリカでは、従来の取引慣行を変更してまで、非課税の適用を受けようとするインセンティブは生じていないようである。ただし、税制や取引慣行は国の文化や歴史に影響を受けているため、他国において同様になる保証はない<sup>169</sup>。したがって、他国においても同様の措置を検討する場合には、その点に注意が必要である。

### 第3節 部分税額控除 - オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド<sup>170</sup>

オーストラリア、シンガポール、ニュージーランドでも、基本的に日本、EUと同様に、金融機関の中核的サービスに対しては非課税、副次的なサービスには課税、国外サービスに対してはゼロ税率が適用されている。その一方で、これらの国では、金融機関に対して非課税金融サービスに帰属する仕入税額について部分的に税額控除を認めている。そのため、本稿では1つのグループとしてまとめ、部分税額控除とよぶことにする<sup>171</sup>。

---

<sup>169</sup> Schenk [立川訳] (2004 : p.118) 参照。

<sup>170</sup> Zee (2006 : pp.463-466)、Schenk and Oldman (2007 : pp.331-334) を主に参照した。

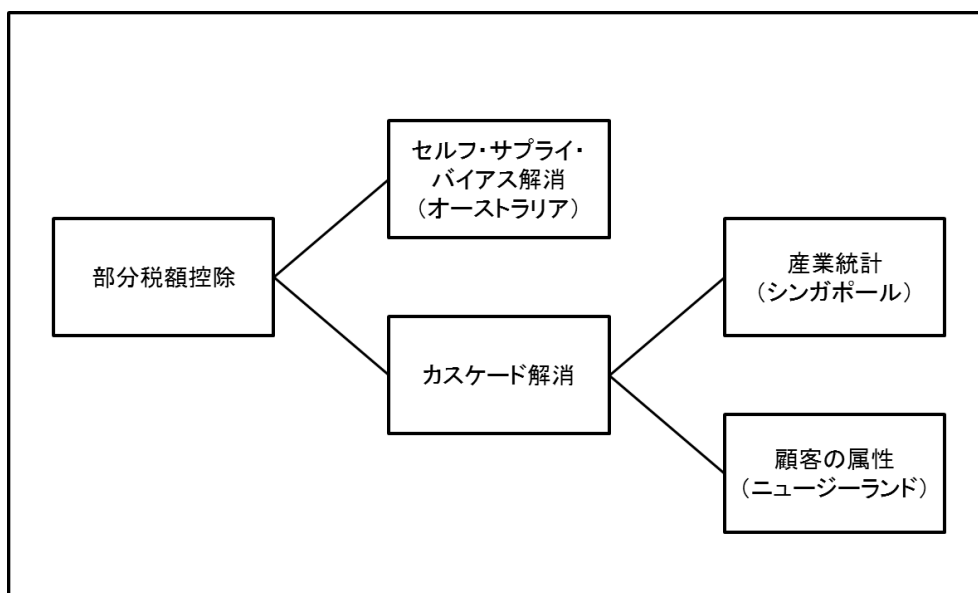
<sup>171</sup> Schenk and Oldman (2007 : pp.331-334) の分類を参考にした。

ここでは、まず各国の制度の違いを明らかにしたうえで各制度を説明し、その後部分税額控除方式の長所と短所について論じていく。

まずこれらの制度は、目的の違いから2つに分けることができる。第1に、セルフ・サプライ・バイアスの解消を目的とする制度があり、オーストラリアはこちらに該当する。第2に、カスケードの解消を目的とする制度があり、シンガポールとニュージーランドはこちらに該当する。なお、カスケードの解消を目的とするため、どちらの制度も企業間（Business to Business、以下 BtoB）取引にゼロ税率を適用した場合と同様の効果となるように仕入税額控除を認めている。

さらにカスケードの解消を目的とする制度は、仕入税額控除を認める際の基準の違いにより分類することができる。シンガポールは産業統計に、ニュージーランドは顧客の属性に、それぞれもとづいて税額控除を認めている。これらの違いを示したのが図表4-2である。

図表 4-2 部分税額控除の類型



(出所) 筆者作成。

## 1. オーストラリアの制度概要

オーストラリアでは 2 つの方法を用いることにより、金融機関に対して非課税サービスに帰属する仕入税額の控除を認めている。

第 1 の方法は、金融サービスに帰属する仕入に係る条件にもとづく方法 (financial acquisitions threshold) であり、基準期間<sup>172</sup>において、以下に掲げる 2 つの条件を同時に満たすとき、金融機関は非課税サービスに帰属する全仕入税額の控除を受けることが認められる<sup>173</sup>。第 1 に、金融サービスの提供に帰属する仕入税額が 150,000 豪ドル<sup>174</sup> (= 12,849,000 円)<sup>175</sup>以下であり、第 2 に金融サービスに帰属する仕入税額が、全仕入税額の 10% 未満であることである。したがって、これは非課税金融サービスを業務の一部として行っている小規模事業者を対象とした制度ということが出来る。つまり、第 2 章第 3 節で述べたとおり、非課税措置とすると、セルフ・サプライ・バイアスが生じ、結果として小規模事業者が競争上不利になるため、その点を解消することが目的とされているのである。

第 2 の方法は、軽減税額控除という制度 (reduced credit acquisitions) であり、金融機関に対して仕入税額の 75% の控除を認めるものである<sup>176</sup>。この場合においても、非課税サービスに帰属する仕入税額であっても控除は認めら

---

<sup>172</sup> ① Current acquisitions threshold : 仕入税額控除を受けようとする月を含む過去 12 カ月。② Future acquisitions threshold : 仕入税額控除受けようとする月を含む将来 12 カ月。両基準期間を満たさなければ、この条件を満たすことにはならず、したがって、非課税金融サービスに帰属する仕入税額の控除を受けることはできない。

<sup>173</sup> Schenk and Oldman (2007 : p.334)、Australian Government, Australian Taxation Office, Financial acquisitions threshold

(<http://www.ato.gov.au/businesses/content.aspx?doc=/content/42954.htm&page=10&H10> [2012 年 12 月 29 日閲覧]) 参照。

<sup>174</sup> ただし、2012 年 6 月 30 日までは、50,000 万豪ドルであり、2012 年 7 月 1 日より条件が緩和されている。(Australian Government, Australian Taxation Office, Financial acquisitions threshold

(<http://www.ato.gov.au/businesses/content.aspx?doc=/content/42954.htm&page=10&H10> [2012 年 12 月 29 日閲覧]) 参照)。

<sup>175</sup> 1 豪ドル = 85.66 円 (2012 年 12 月 3 日現在)。

<sup>176</sup> Zee (2006 : p.463)、Schenk and Oldman (2007 : p.334)、Australian Government, Australian Taxation Office, Reduced credit acquisitions

(<http://www.ato.gov.au/Businesses/content.aspx?menuid=44216&doc=/content/42954.htm&page=12> [2012 年 12 月 29 日閲覧]) 参照。

れる。なお、この制度は非課税措置により生じるセルフ・サプライ・バイアスを解消することを目的としているため、税額控除が認められる割合は、金融機関が仕入れる財・サービスに関して、当該財・サービスの付加価値（賃金＋利益）がその財・サービス全体の価値に占める割合を基礎としており、その数値は産業統計による平均値にもとづいて算出されている<sup>177</sup>。

これについて数値例を用いて説明する<sup>178</sup>。金融機関が総額 100,000 豪ドル（付加価値税抜き）の広告サービスを外注する場合を想定する。また、広告サービスをセルフ・サプライする場合には、印刷機や消耗品を購入するために 25,000 豪ドル（付加価値税抜き）を要する。このとき、外注 100,000 豪ドル（付加価値税抜き）とセルフ・サプライ 25,000 豪ドル（付加価値税抜き）の差額 75,000 豪ドルは、外注先における労務費と利潤、すなわち付加価値である。

この例において、広告サービスを利用するのに金融機関が要する金額は、付加価値税率を 10% とすると、外注する場合 110,000 豪ドル（付加価値税込み）、セルフ・サプライする場合 102,500 豪ドル（付加価値税込み）となり、これを表しているのが図表 4-3 である。このとき外注を行った金融機関に仕入税額の 75%、つまり、この例で言えば 7,500 豪ドル（=10,000 豪ドル×75%）の税額控除を認めることにより、セルフ・サプライ・バイアスは解消されることになる。なお、軽減税額控除において税額控除を認める割合の算定方法のイメージを表したのが図表 4-4 である。

図表 4-3 オーストラリアの制度における金融機関の広告サービス利用の数値例

	外注	セルフサプライ
印刷機、消耗品(VAT抜)	25,000	25,000
印刷機、消耗品に対するVAT	-	× 10% ↘ 2,500
付加価値(労務費＋利益)	75,000	75,000
広告サービスの費用(VAT抜)	100,000	100,000
広告サービスの費用(VAT込)	× 1.1 ↘ 110,000	102,500

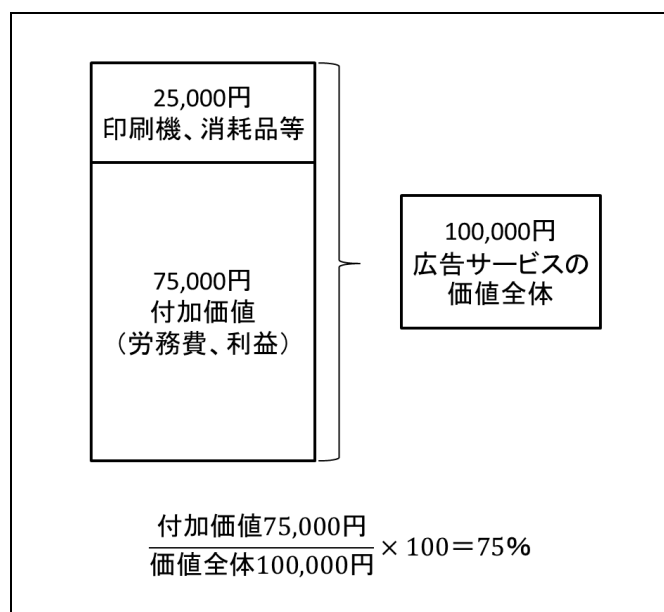
(注) 単位は豪ドル。

(出所) Zee (2006 : p.463) をもとに、筆者が一部加筆。

<sup>177</sup> Zee (2006 : p.463) 参照。

<sup>178</sup> Zee (2006 : p.463)、Schenk and Oldman (2007 : p.334) を参考に数値例を作成した。

図表 4-4 オーストラリアの税額控除割合算定のイメージ



(出所) 筆者作成。

## 2. シンガポールの制度概要

シンガポールの制度は、金融機関が控除できない仕入税額を価格に転嫁することを前提にしているため、金融サービスを利用する企業において生じるカスケードを解消することが目的である。したがって、仕入税額の控除が認められる割合は、金融機関が提供する金融サービスのうち、課税事業者に提供する金融サービスの占める割合を基礎としており、この点がオーストラリアの制度と異なる<sup>179</sup>。また、課税事業者に対する非課税売上に帰属する仕入税額の控除を認めることになるため、結果的に課税事業者に対する非課税サービスに、ゼロ税率が適用されているのと同じことになる<sup>180</sup>。なお、税額控除の認める割合は、金融機関を5つ（普通銀行、マーチャント・バンク、卸銀行、オフショア銀行、金融会社）に区分した産業統計を利用して、その区分ごとに毎年算出されている<sup>181</sup>。

<sup>179</sup> Zee (2006 : pp.463-464) 参照。

<sup>180</sup> したがって、Schenk and Oldman (2007 : p331) では、「課税事業者への金融サービスに対するゼロ税率」と称している。

<sup>181</sup> Zee (2006 : p.464) 参照。



これについて、数値例を用いて説明する<sup>182</sup>。金融機関が 20,000S ドル（付加価値税抜き）の仕入に 80,000S ドル（付加価値税抜き）の付加価値を加えて 100,000S ドル（付加価値税抜き）のサービスを販売する場合を想定する。このとき金融機関は、課税事業者と最終消費者にサービスを供給しており、その割合は 70%：30%である。なお、付加価値税率は 10%とする。

この例において、金融サービスに非課税が適用されると、売上高に対して課税されないと同時に、仕入税額の控除は認められないため、金融機関の売上高は 102,000S ドル（付加価値税込み）であり、つまり、課税事業者、最終消費者への売上高はそれぞれ 71,400S ドル（付加価値税込み）、30,600S ドル（付加価値税込み）となる。なお、シンガポールの制度は、金融機関が控除不可な仕入税額を価格に転嫁することを前提として設計されているため、この例においてもその考え方を踏襲した。このとき課税事業者には 1,400S ドルの控除不可な付加価値税が転嫁されており、これを解消しようとするのがシンガポールの制度である。そこで金融機関に、金融サービスのうち課税事業者に提供する金融サービスの占める割合にもとづいた仕入税額、すなわち、この例の場合 1,400S ドル（=2,000S ドル×70%）の控除を認めることにより、課税事業者へは 70,000S ドルで売ることができ、カスケードは解消すると考えられている。これを表しているのが図表 4-5 である。

図表 4-5 シンガポールの制度における非課税金融機関の税額控除の数値例

	非課税金融機関A		VAT課税事業者B		最終消費者C
	部分税額控除なし	部分税額控除あり	部分税額控除なし	部分税額控除あり	
仕入の価格(VAT抜き)	20,000	20,000	71,400	70,000	30,600
仕入に対するVAT	2,000	2,000	0	0	0
付加価値	80,000	80,000	30,000	30,000	0
売上の価格(VAT抜き)	102,000	102,000	101,400	100,000	0
売上に対するVAT	0	-1,400	10,140	10,000	0

(注) 1. 単位は S ドル。

2. 非課税金融機関 A がサービスを付加価値税課税事業者 B に 71,400S ドル、最終消費者 C に 30,600S ドルで、それぞれ販売する、と想定した。

3. -1,400S ドルは部分税額控除を表している。

(出所) Zee (2006 : p.464) をもとに、筆者が一部加筆。

<sup>182</sup> Zee (2006 : p.464) を参考に数値例を作成した。

### 3. ニュージーランドの制度概要<sup>183</sup>

ニュージーランドの制度は、カスケードの解消を目的として、一定の条件を満たす BtoB の金融サービスに対してゼロ税率を適用している。その条件は、金融サービスを提供する側が満たさなければならない条件と金融サービスを利用する側が満たさなければならない条件の 2 つに分けられる。

まず、金融サービスを提供する側の条件は、金融サービスを通常業務の一部として行っていることである。つまり、この制度は主として金融機関を対象としているといえる。また、ゼロ税率は強制適用ではないため、金融機関がのぞむ場合に限り適用を受けることができる。

次に、金融サービスを利用する側の条件は 2 つある。第 1 は、付加価値税登録事業者であることであり、第 2 は、75%テストを満たしていることである。ここで 75%テストとは、課税期間における総売上に占める課税売上の割合が 75%以上であることをいう。なお、この 2 つの条件は金融機関において確認しなければならず、75%テストは顧客の提供する情報をもとに判断しなければならない<sup>184</sup>。

なお、これらの条件を満たす場合であっても、すべての金融サービスに対してゼロ税率が適用されるわけではなく、適用対象は限定されている<sup>185</sup>。

これらのことから、ニュージーランドの制度は、金融機関が選択する場合に、課税売上割合が 75%以上である登録事業者に提供する、特定の金融サービスに対してゼロ税率を適用するものということができる。つまり BtoB 金融サービスすべてにゼロ税率が適用されるわけではなく、限定的なものである<sup>186</sup>。

ただし、金融機関同士の金融サービスに対しては、例外的な取扱いが設けられている。これは、金融機関が主として非課税金融サービスを提供しているこ

---

<sup>183</sup> Policy Advice Division of the Inland Revenue Department (2004 : pp.1-27)、Zee (2006 : pp.465-466)、Schenk and Oldman (2007 : pp.331-333) を主に参照した。

<sup>184</sup> ただし、ANZSIC (Australia and New Zealand Standard Industrial Classification) codes という産業統計にもとづく簡便法も認められている。

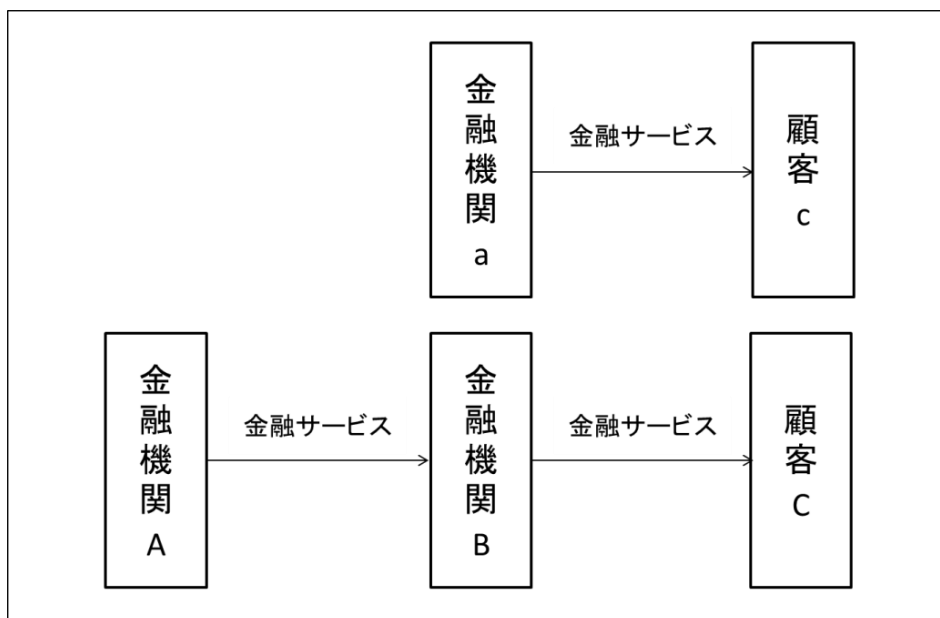
<sup>185</sup> たとえば、利子の受取り・支払い、貸付の実施・仲介、証券の発行、信用供与、為替交換にはゼロ税率が適用されるが、負債の徴収、設備のリース、信用管理、売上元帳・勘定サービス、投資ガイダンス、火災・損害保険、相談サービスには適用されない。

<sup>186</sup> 望月正光 (2012 : p.12) において、ニュージーランドでは「金融機関を含めた全ての部門が課税対象とされている」と述べられているが、誤っていると考えられる。また、西山由美 (2011 : p.162) においても、本稿と同様の理解が述べられている。

とから、金融機関 A から他の金融機関 B に提供される金融サービスにゼロ税率が適用されないことに対処するための制度である。この制度において、金融機関 B が一定の条件を満たす場合には、金融機関 A は金融機関 B に対する金融サービスに帰属する仕入税額の控除が認められる。つまり、ゼロ税率が適用されることになる。その条件とは、金融機関 B から金融サービスを受ける顧客 C がゼロ税率の適用を受けるための条件を満たしていることである。つまり、顧客 C が登録事業者で、かつ、75%テストを満たしているとき、金融機関 A から金融機関 B への金融サービスにはゼロ税率が適用される。このとき、金融機関 A がゼロ税率の適用を受けるためには、顧客 C が 2 つの条件を満たしているかどうかを確認しなければならず、その際に必要な情報は金融機関 B から取得する。したがって、金融機関 B から顧客 C への金融サービスに対してゼロ税率が適用される場合には、金融機関 A から金融機関 B への金融サービスにはゼロ税率が適用されることになる。

以上、ニュージーランドの制度について論じてきたが、これをまとめたのが図表 4-6 である。

図表 4-6 ニュージーランドの制度においてゼロ税率が適用される場合



(注) 1. 金融機関 a、A、B は、いずれも通常業務の一環として金融サービスを提供している。

2. 顧客 c、C は、いずれも①付加価値税登録事業者、②75%テストを満たしている。

(出所) 筆者作成。

#### 4. 部分税額控除の長所と短所

部分税額控除の長所は、主に 2 点あげられる。

第 1 は、セルフ・サプライ・バイアス及びカスケードが、完全ではないものの、非課税の場合と比較して、ある程度解消されることである<sup>187</sup>。

第 2 は、産業統計にもとづいて仕入税額の控除を認めるため、税額控除の配分問題が生じないことである。これは、オーストラリア及びシンガポールの制度において、認められる税額控除の割合が産業統計にもとづいて決められており、事業者において判断する必要がないためである<sup>188</sup>。

これに対して、部分税額控除の短所は、主に 3 点あげられる。

第 1 は、前述したとおり、セルフ・サプライ・バイアス及びカスケードが完全には解消されないことである<sup>189</sup>。これはオーストラリア、シンガポールにおいて産業統計を利用するためであり、また、ニュージーランドではゼロ税率の適用を受けるためには前述のとおり一定の要件を満たさなければならないためである。

第 2 は、産業統計にもとづいた仕入税額の控除を認めることから、金融機関ごとに異なる影響を与えることである<sup>190</sup>。これらの制度は、概算的に控除を認めるため、各金融機関における本来の仕入税額は考慮されない。なお、この点に関しては、シンガポールの制度は複数の基準を用いているために、その影響は単一の基準を用いるオーストラリアよりも小さくなる。

第 3 は、BtoB 金融サービスに対してゼロ税率を適用する場合にも、金融機関が顧客の属性を判断しないことにより、その一部は最終消費者の利益になり、したがって、最終消費者への過小課税という問題が大きくなることである<sup>191</sup>。

また、ニュージーランドの制度に関しては、金融機関において顧客の属性を確認しなければならないため、執行の複雑さも短所としてあげることができる。

---

<sup>187</sup> Zee (2006 : p.464) 参照。

<sup>188</sup> ただし、ニュージーランドの制度においては、顧客の属性にもとづいて税額控除を認めているため、依然として税額控除の配分問題が生じている。

<sup>189</sup> Zee (2006 : pp.464-465) 参照。

<sup>190</sup> Zee (2006 : pp.464-465) 参照。

<sup>191</sup> Zee (2006 : pp.463-466)、Schenk and Oldman (2007 : p.333) 参照。

## 第4節 加算法付加価値税 - イスラエル<sup>192</sup>

### 1. 制度の概要

イスラエルでは、金融機関に対して加算法付加価値税を課しており、その課税ベースは貸金と利潤の合計額とされている。また、金融機関以外に対しては前段階税額控除法付加価値税を課しているため、金融機関は仕入時に通常の付加価値税を支払うこととなるが、その仕入税額控除を受けることはできない。つまり、イスラエルでは、金融機関に対して過大課税し、さらに、金融機関がその税負担を価格に転嫁することにより、最終消費者の利子への課税を試みているのである<sup>193</sup>。

この加算法付加価値税は、イスラエルにおいて付加価値税が導入された1976年に、付加価値税の一部として導入された。しかし、以下に掲げる3つの理由から、1979年に通常の付加価値税とは分離され、独立した租税となった<sup>194</sup>。

第1の理由は、金融機関が非課税になっていると、金融サービスの顧客事業者において、そのサービスに含まれる付加価値税の仕入税額控除を受けることができず、付加価値税の連鎖が途切れてしまうことである。これは、金融機関がインボイスを発行できないために、顧客事業者において、その金融サービスに含まれる付加価値税を特定できないことにより生じる問題である。

第2の理由は、加算法付加価値税が付加価値税の一部であるならば、通常の付加価値税と同様、仕向地主義の原則に従い、金融サービスを輸出する際に免税としなければならないが、その調整が難しいことである。これは、前述の第1の理由と同様に、金融機関が取引ごとに含まれる付加価値税を明確にすることが困難なことにより生じる問題である。

第3の問題は、税額計算が通常の付加価値税と異なることにより、一般的に付加価値税とは別制度の租税と認識されたことである。

これらの理由により、加算法付加価値税は、1979年からは通常の付加価値税とは別制度として課税されている。そのため、イスラエルにおいては、通常の

---

<sup>192</sup> Tait (1988 : pp.93-95)、Schenk and Oldman (2007 : pp.328-329) を主に参照した。

<sup>193</sup> Schenk and Oldman (1990 : p.191) ; (2007 : pp.328-329) 参照。

<sup>194</sup> Tait (1988 : pp.93-95) 参照。

付加価値税が付加価値税管理局（付加価値税 Administration）により管理されている一方で、この金融機関に対する加算法付加価値税は所得税管理局（Income Tax Authority）により管理されている<sup>195</sup>。

## 2. 加算法付加価値税の長所と短所

加算法付加価値税の長所としては、下の2点があげられる。

第1は、金融機関の付加価値に対して過大課税し、金融機関がその税負担の一部を価格に転嫁することにより、結果として最終消費者に対して税負担を課していることである<sup>196</sup>。

第2は、通常の付加価値税と別制度ではあるが、付加価値に対して課税することにより、他産業との公平性は向上し、税収も増加することである<sup>197</sup>。

加算法付加価値税の短所について、詳しくは第2章第3節で述べたとおりである。

- ①カスケードの発生。
- ②仕向地主義との非整合。
- ③利益の算定の困難性。

## 第5節 減算法付加価値税 - イタリア（地方税）<sup>198</sup>

### 1. 制度の概要

イタリアは1997年に地方所得税、富裕税、及び国の医療財源である社会保障税を廃止し、地方税においてIRAP（imposta sulle attivit-productive）を導入した。IRAPは、減算法付加価値税であり、売上高から仕入高を差し引く

---

<sup>195</sup> Schenk and Oldman（2007：p.328）参照。

<sup>196</sup> Schenk and Oldman（1990：p.191）（2007：pp.328-329）参照。ただし、Hoffman, Poddar and Whalley（1987：p.551）、Tait（1988：pp.94-95）では、利潤を計算する際、仕入には支払った付加価値税が含まれているため、その分課税ベースは減少しているため、ある程度のバランスは保たれている、と指摘されている。

<sup>197</sup> Tait（1988：p.95）参照。

<sup>198</sup> Schenk and Oldman（2007：p.335）を主に参照した。

ことにより課税ベースを算定し、4.25%の税率を課している<sup>199</sup>。これにより手数料が明示されるサービスだけでなく、利子等を対価とする金融サービスにも課税されることとなる。ただし、支払利子、中間投入する財・サービス、資本財の減価償却分は課税ベースから除外されるため、IRAPは消費型付加価値税ではなく、所得型付加価値税となっている。

## 2. 減算法付加価値税の長所と短所

減算法付加価値税の長所としては、加算法付加価値税の長所と同様に、以下の2点をあげることができる。

- ①最終消費者に対する税負担。
- ②他産業との公平性の向上。

減算法付加価値税の短所について、詳しくは第2章第3節で述べたとおりである。

- ①カスケードの発生。
- ②仕向地主義との非整合。
- ③付加価値の測定の困難性。

---

<sup>199</sup> ただし1%の範囲内で地方政府に裁量権が認められている。

## 第5章 日本の金融機関の付加価値に対する課税のあり方

### 第1節 金融機関の付加価値に対する課税強化の必要性

本稿では、ここまで非課税措置の理由の合理性の欠落及び非課税措置による問題点、特に、金融機関の付加価値に対する課税が脱漏していることによる、他の産業との公平性の損失が著しいことに着目し、金融機関の付加価値に対する課税を強化すべきであると考えてきた。

ここで、金融機関の消費税に対する見解を推測する。というのも、前述のとおり、非課税措置による問題点のうち、②カスケード及び③仕入税額控除の配分問題については、金融機関がその問題を被る立場であり、今後のあり方を考える際、単に金融機関に対する課税を強化するのみでは不十分である場合が考えられるからである。

これを推測するために、全国銀行協会が毎年提出している、「税制改正に関する要望」<sup>200</sup>をみると、消費税に関する要望は見当たらない。このことから、金融機関は現状の非課税措置に満足していること、もしくは、少なくとも不満を持っていないことがうかがえる。というのも、第2章第3節で詳細に述べたとおり、金融機関は非課税措置が適用されることにより、自ら生産する付加価値には課税されないため、競争上有利になっていると考えられるからである。つまり、非課税措置により、金融機関には②カスケード及び③仕入税額控除の配分問題が生じることになるが、その一方で、付加価値に対して課税されないことにより競争上有利な立場となっているのである。したがって、金融機関は、これらの影響を総合的に考慮し、非課税措置による優位性を判断したと考えられる。

これに対して、前述のとおり、本稿では非課税措置の問題のうち、特に公平性の損失に着目し、金融機関の付加価値に対する課税を強化すべきであると考えている。

---

<sup>200</sup> 全国銀行協会、全銀協からの意見書・要望書参照。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/> [2013年1月6日閲覧])



## 第2節 課税のあり方

### 1. 純粋キャッシュフロー方式

#### (1) 純粋キャッシュフロー方式の優位性

本稿において、ここまで検討してきた課税方法のうち、日本に導入すべき理想的な制度は、日本の消費税との整合性を考えると、以下の理由から純粋キャッシュフロー方式が適切であると考えられる。

第1に、第3章第2節での分析から明らかなように、純粋キャッシュフロー方式は、前段階税額控除法付加価値税の枠組みで課税することが可能である。つまり、通常の消費税を課税した場合と同じ取扱いになるため、他産業との公平性が向上することはもちろん、非課税措置の問題点はすべて解消される。

第2に、純粋キャッシュフロー方式を実施する際に、正常利子率の決定を必要としない。TCA付キャッシュフロー方式及び修正リバースチャージ方式を執行する際には、これを設定することが不可欠であるが、実際にこれを特定することは大変困難である。したがって、各課税方法の執行上の困難のうち、正常利子率の決定に関する問題を解消することが最も難しく、執行上これを必要としない純粋キャッシュフロー方式が優れている。なお、この点については、第3章第2節で詳細に論じたので、そちらを参照されたい。

第3に、日本の消費税は、仕入税額控除を認める際の方法として帳簿方式を採用している。この点についても第3章第2節で詳細に述べたとおり、純粋キャッシュフロー方式では、インボイスを使用せず、課税事業者がキャッシュフローにもとづき、税額計算を行うのであるが、そのことが課税事業者に納税負担を課すこととなり、執行上の困難を招くものとして指摘されている。しかし、日本の消費税は、元来インボイスを使用しておらず、課税事業者において、キャッシュフローにもとづき税額計算を行うことに慣れている。したがって、純粋キャッシュフロー方式の、執行上の困難として指摘されている事業者の負担が、日本の場合は少ないと考えられる<sup>201</sup>。

---

<sup>201</sup> ただし、これは他国と比較した場合の相対的な評価であり、金融取引の量に応じた負担は生じることになる。しかし、取引をした場合に税額計算を行う

また、免税事業者に対しても特段の措置を設ける必要がなく、最終消費者と同様に税額計算を行わないことにより、適切に負担させることができ、通常の消費税と等し取扱いとなる。つまり、通常の消費税において免税事業者は、その実務上の処理能力に鑑みて、課税されない一方で、仕入税額控除が否認されることにより、仕入に係る消費税額については負担することになるが、純粋キャッシュフロー方式においてもそのようになる。

## (2) シミュレーションによる金融機関の納税義務及び税収の推計

金融仲介サービスに対して、純粋キャッシュフロー方式により課税した場合に、どの程度の税収となるかを推計する<sup>202</sup>。これを推計するために、国民経済計算における金融仲介サービスの付加価値を表す、FISIM (Financial Intermediary Service Indirectly Measured) を利用する。前述のとおり、国民経済計算においても、金融仲介サービスの付加価値の測定は、かつてから議論されており、93SNAにおいて導入されたのが FISIM である<sup>203</sup>。FISIM では、金融仲介サービスを貸付サービスと預金サービスに分けたうえで、それぞれの付加価値を、「貸付利子－参照利子<sup>204</sup>」、「参照利子－預金利子」により測定している。このように測定された FISIM は、企業や家計に配分され、企業に配分された FISIM は中間消費として扱われ、付加価値の増加には寄与しないが、家計に配分された FISIM は、最終消費支出として付加価値に算入される。

---

のは当然であること、また、純粋キャッシュフロー方式の制度の明瞭性を考慮すると、その負担は必ずしも耐えられないものとはいえない。

<sup>202</sup> なお、ここで金融仲介サービスを推計の対象としたのは、現在、課税から脱漏しているのが、金融仲介サービスの付加価値だからである。

<sup>203</sup> なお、国民経済計算でも税務上の取扱いと同様に、価格が明示される金融サービスの付加価値は、その価格にもとづいて測定されている。

<sup>204</sup> 参照利子とは、「金融仲介機関同士の預金・貸出の平均利回り」(日本の国民経済計算 2000年基準・93SNA) のことであり、本稿では、これが正常利子に等しいと想定している。

図表 5-1 FISIM の国内消費額及び各部門への分配 (2009 年度)

国内消費額	①16,571.4
(中間消費)	
非金融法人企業	4,514.1
金融機関	235.6
家計(個人企業)	③4,376.3
一般政府	2,137.7
対家計民間非営利団体	177.1
中間消費計	11,440.8
(最終消費支出)	
家計(消費者家計)	②5,130.6
最終消費支出計	5,130.6

(注) 単位は 10 億円。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課 (2011 : pp.3-4)  
を参考に、筆者が一部加筆。

ここで、図表 5-1 をみてみよう。これは、2009 年度国民経済計算における FISIM の国内消費額<sup>205</sup>及び各部門への分配を表したものである。2009 年度における国内消費額は 16 兆 5,714 億円であり、そのうち、企業の間接消費額は 11 兆 4,408 億円、家計の最終消費支出は 5 兆 1,306 億円となっていることがわかる。

図表 5-1 にもとづき、日本で金融仲介サービスの付加価値に対して、純粋キャッシュフロー方式で課税した場合における、金融機関の納税義務額及び税収の増加額を推計する<sup>206</sup>。ただし、ここでの推計はあくまで FISIM に課税した場合の金額であるため、実際に金融仲介サービスに対して、純粋キャッシュフロー方式で課税した場合の金額とは異なり、あくまで参考という点に注意していただきたい。

<sup>205</sup> 国内消費額とは、国内における金融仲介サービスの付加価値を、「貸付利子-参照利子」、「参照利子-預金利子」により測定した金額である国内産出額から、同様の方法により測定された輸出入を控除した金額をいう。

<sup>206</sup> 國枝繁樹 (2008 : pp.42-46) も、同様の推計を行っている。ただし、税収の増加を推計する際に、非課税事業者の影響は考慮されていない。

まずは、金融機関の納税義務額を推計する。これを、FISIM 国内消費額に税率を乗じた金額により算定すると、8,286 億円となる。

つづいて、税収の増加額を推計するが、これは金融機関の納税義務額とは一致しない。というのも、純粋キャッシュフロー方式は前段階税額控除法付加価値税の原則を満たしているため、企業の間接消費に係る税額は税収の増加とならないからである。つまり、税収の増加額は、家計による最終消費支出部分と中間消費のうち、個人企業の一部を合計した金額に税率を乗じた金額となる。ここで、中間消費である個人企業の一部が対象に含まれるのは、個人企業の中には非課税事業者が含まれており、それらは仕入税額控除を受けられないためである。

これを求めるためには 2 つの場合に分けてシミュレーションを行う。第 1 に、中間消費の個人企業が完全に対象に含まれる場合であり、これを Sim1 とする。第 2 に、中間消費の個人企業が完全に対象に含まれない場合で、つまり、家計の最終消費支出のみが対象となるケースであり、これを Sim2 とする。このとき求めたい税収の増加額は Sim1 と Sim2 の間の値となる。これに従い、税収の増加額を推計すると、2,565 億円～4,753 億円となる。

なお、ここでは、前段階税額控除法付加価値税の原則を満たす純粋キャッシュフロー方式による課税額を推計しているため、金融仲介サービスの付加価値に課税した場合、金融機関は金融仲介サービスを生産するための仕入に係る税額控除が認められることになる。そのため、金融機関の納税義務額及び税収の増加額は、当該仕入税額控除の分だけ減少することに注意が必要である。

図表 5-2 金融機関の納税義務額及び税収の増加額

金融機関の納税義務額
① 16 兆 5,714 億円 × 5% = 8,286 億円
税収の増加額
Sim1 : (② 5 兆 1,306 億円 + ③ 4 兆 3,763 億円) × 5% = 4,753 億円
Sim2 : ② 5 兆 1,306 億円 × 5% = 2,565 億円

(注) ①②③は、図表 5-1 と対応している。

(出所) 筆者作成。

ここで、図表 2-5 をもう一度みると、(7) 金融・保険業の②生産・輸入品に課される税（控除）補助金の金額は-70 億円となっている。これに対して、金融仲介サービスの付加価値に課税することにより、金融機関の納税義務額は、8,286 億円増加するため、②生産・輸入品に課される税（控除）補助金は 8,216 億円になる。これを評価するために、同等の③国内要素所得<sup>207</sup>が計上されている(4) 建設業と比較すると、(4) 建設業の②生産・輸入品に課される税（控除）補助金の金額は、1 兆 7,747 億円であり、依然として公平な取扱いとはなっていないことがわかる。しかし、図表 2-5 は、(7) 金融・保険業としてまとめられているため、保険業に対する非課税の影響も混入している<sup>208</sup>。したがって、金融機関に対して、純粋キャッシュフロー方式で課税した場合として評価すると、他産業との公平性は大幅に改善されるといえるだろう。

### (3) 執行にあたっての課題

ここまで、純粋キャッシュフロー方式の優位性及び純粋キャッシュフロー方式を適用した場合の影響について述べてきた。しかし、純粋キャッシュフロー方式を実施するには、以下に掲げる課題があると考えられる。

第 1 に、導入時及び税率変更時における金融商品の取扱いである。この点については第 3 章第 2 節で詳細に論じている。

第 2 に、純粋キャッシュフロー方式と通常消費税との関係についてである。これは、現在、金融機関の貸金庫サービス等の価格が明示されるサービスには通常どおり消費税が課税されているが、それらも純粋キャッシュフロー方式の課税対象とするのかという問題である。仮に、通常消費税を維持したまま、金融仲介サービスのみに、純粋キャッシュフロー方式を導入する場合には、金融仲介サービスをどのように定義するのかという法整備の問題も生じてくる<sup>209</sup>。

このほかにも、純粋キャッシュフロー方式には、理論的な課題も存在する。

---

<sup>207</sup> ここでは、国内要素所得を付加価値と想定する。

<sup>208</sup> 保険に対しても、消費税では非課税措置とされている。

<sup>209</sup> この点については、Institute for Fiscal Studies (2011 : pp.201-203) でも指摘されている。なお、Institute for Fiscal Studies (2011 : p.202) では、「現在課税されていない取引を課税対象にすればよい」と述べている。

その1つとして、自己資本の取扱いがあげられる。第3章第2節で述べたとおり、純粋キャッシュフロー方式では持分取引を税額計算の対象としていない。すなわち、キャッシュインフローにもとづく課税、キャッシュアウトフローにもとづく仕入税額控除は発生せず、不課税取引として扱われる。したがって、金融機関にとって、株式による資金調達には課税されないことになる。しかし、純粋キャッシュフロー方式の場合、金融仲介サービスを、預金サービスと貸付サービスに分解して課税していることから、株式もしくは預金による調達を問わず、貸付サービスを行う場合には課税されることになる。このとき、金融機関は株式により資金調達する場合には、不課税となるが、預金サービスの提供により資本調達する場合には、課税されることになり、公平な取扱いにはならないと考えられる<sup>210</sup>。

さらに、非課税措置によるカスケード等の問題に関する実証研究が不足しているものの、それらの問題の解消を早急に求める声がほとんど聞かれない現状を踏まえると、純粋キャッシュフロー方式を実施に移すのは時期尚早であるといわざるを得ない。したがって、現実的な改革案としては、以下で述べるとおり、加算法付加価値税が適切であると考えられる。

## 2. 加算法付加価値税

### (1) 加算法付加価値税の優位性

日本の消費税において、金融機関の付加価値に対する現実的な課税方法としては、加算法付加価値税が、以下の理由から適切であると考えられる。

第1に、加算法付加価値税とは、第1章第1節で述べたとおり、付加価値の構成要素を直接的に測定し、課税する方法であるが、金融機関の財務諸表から明らかのように、現状として少なくとも課税ベースの1つである人件費を正確に測定することは可能である。つまり、加算法付加価値税を適用する際の問題

---

<sup>210</sup> この点は、Wilson (1987: pp.119-132) でも指摘されている。なお、Wilson (1987: pp.119-132) では、貸付サービスを行う際の資金が、株式によるものなのか、預金サービスの提供によるものなのかを判断することが困難であるため、それらの取扱いを等しくするべきと考えている。また、この点を議論する際には、法人税において伝統的に議論されてきている資金調達の取扱いも参考になると考えられる。この点については、Institute for Fiscal Studies (2011: pp.406-428) を参照されたい。

として、利益の計算が困難であることがあげられていたが、実行可能性を考慮して、人件費のみを課税ベースとすれば、実施することは十分に可能であると考えられる。

第2に、完全ではないものの、金融機関の付加価値に対して課税することにより、他産業との公平性が向上する。なお、図表2-4からわかるように、金融機関において人件費は総費用のうち1/4以上を占めており、その課税額は1,553億円（＝人件費3兆1,069億円×消費税率5%）となることがわかる。

## （2）執行にあたっての課題

加算法付加価値税を実施するにあたっては、以下の課題が考えられる。

第1に、カスケードが生じることである。この点については、第3章第1節で詳細に説明している。ただし、現状の非課税措置においてもカスケードが発生していることを忘れてはならない。したがって、カスケードが発生することにもとづき、加算法付加価値税の実施に反対することはできない<sup>211</sup>。

第2に、法人事業税との関係である。日本では、資本金1億円超の法人に、外形標準課税を行っているが、その一部に所得型付加価値税の概念が組み込まれている。さらに、2000年に東京都と大阪府で、銀行の業務純益<sup>212</sup>を課税ベースとする銀行税を導入し、銀行側と法廷において争った経緯がある<sup>213</sup>。これらは、付加価値を課税ベースとしているが、応益原則にもとづいており、その性格は、消費税とは異なるものである。しかし、同じ付加価値を課税ベースにしていること、銀行税導入時における銀行の反発を考慮すると、加算法付加価値税も簡単には導入には至らないと考えられる<sup>214</sup>。

ただし、他産業の企業は法人事業税を負担しながらも、消費税を納税していることを考えると、この点も加算法付加価値税の導入に反対する合理的な理由

---

<sup>211</sup> ただし、非課税措置を適用した場合よりも、加算法付加価値税を適用した場合に、カスケードの程度が明らかに大きくなる時はある程度の合理性を認めることはできる。

<sup>212</sup> 業務純益については、第2章第2節を参照されたい。ここでは、付加価値に近い金額を表していると考えてる。

<sup>213</sup> 詳細については、水野忠恒（2000：pp.2-6）、神野直彦（2000：pp.7-12）、高橋滋（2000：pp.13-19）参照。

<sup>214</sup> 國枝繁樹（2008：pp.49-50）参照。

とはなりえない。したがって、これらのことから、少なくとも人件費を課税ベースとする加算法付加価値税を金融機関に対して課税すべきだと考えられる。

最後に、現状の非課税措置により発生している問題を再確認しておきたい。日本の税制が、公平・中立・簡素を原則として掲げているのにもかかわらず、過小課税及び金融機関に対する付加価値課税の脱漏は公平性を、カスケードは中立性を<sup>215</sup>、仕入税額控除の配分問題は簡素性を損なっている。

少なくとも人件費を課税ベースとした加算法付加価値税を導入することにより、公平性は向上し、また仕入税額控除の配分問題も解消される。したがって、3つの原則のうち、公平・簡素を満たすようになるのである。

---

<sup>215</sup> たとえば、カスケードにより生じるセルフ・サプライ・バイアスは中立性に反している例の1つである。



## 終章

本稿では、消費税の構造の論点の中で、金融サービスに対する非課税措置を取り上げた。その問題点として、①過小課税、②カスケード、③仕入税額控除の配分問題の3点が古くから指摘されてきている。それにもかかわらず、技術的な困難性を理由に非課税措置は継続されてきた。しかし、金融機関が金融サービスの提供にあたり、労働及び資本等を投入していることから、付加価値を生産していることは間違いないといえる。

そこで本稿では、金融サービスに対して非課税措置が適用されることにより、金融機関に対する付加価値課税が大きく脱漏し、他産業との公平性が著しく損なわれていることを、財務諸表及び国民経済計算を使用することでミクロ・マクロの両観点から確認した。そして、この点を非課税措置により生じる最大の問題ととらえ、金融機関に対する付加価値課税を強化すべきと考えた。

これに従い、諸外国において提案されている課税方法を、数値例を用いて詳細に分析し、日本に導入すべき課税方法を検討した。その際、欧米における研究の主流であったキャッシュフロー方式で課税する場合、これまで付加価値税を顧客に転嫁する方法が明示されておらず、実質的に金融機関の負担となっていることに着目し、これを前段階税額控除法付加価値税の取扱いと整合するよう、顧客負担へと修正した。

そして、数値例による分析の結果、純粋キャッシュフロー方式が理論的に最も優れていること、日本が仕入税額控除を認める際の方法として帳簿方式を採用していることの優位性を理由に、純粋キャッシュフロー方式が日本の消費税に適しているとの結論を導き出した。またシミュレーションを行った結果、純粋キャッシュフロー方式により金融サービスに課税することで、金融機関には約 8,000 億円の納税義務が新たに生じ、産業間の公平性は大きく向上されると考えられる。しかし、純粋キャッシュフロー方式が 25 年以上前に提案されているにもかかわらず、現在制度化している国がないことから明らかなように、執行上解消しなければならない課題が指摘されている。日本において導入する場合にもこれらの課題が生じるため、ただちに実施することは難しいといわざるを得ない。

そこで、現実的な課税方法としては人件費を課税ベースとする加算法付加価値税が適切であると考えた。これは、少なくとも人件費を正確に測定することは可能であり、また、なによりも課税することで産業間の公平性を向上させることを根拠にしている。ただし、これを実施する際にも、日本特有の課題が指摘されている。それは同じ付加価値を課税ベースとしている法人事業税の存在であり、また銀行税導入の際のように、金融業界の反発が予想されるのである。しかしながら、筆者はこれらの執行上の課題には正当化される理由はないと考える。したがって、日本の租税原則である公平・中立・簡素に従い、現状の非課税措置から、現実的な制度として加算法付加価値税を導入すべきだと考えられる。

また、今後消費税率の引上げやマイナンバー制の導入に伴い、金融機関が仕入税額控除を受けられないことにより、金融機関の負担の増加が予想される。その際、金融機関が消費税の枠組みで課税されていれば、仕入税額控除は認められるようになるのである。さらに、諸外国においては金融危機関連税制としても、金融機関に対する付加価値課税が議論され、導入に向け加速している。資本の国際移動性を考慮すると、諸外国の税制と整合させるためにも、日本において同様の税制の導入が必要とされることが考えられる。したがって、これらの問題が顕在化される前に、解決策を講じられるように、今後ますますの研究・検討が強く望まれる。

なお、本稿においては、金融機関の付加価値課税の脱漏による公平性の損失に主眼を置いて、金融機関に対する付加価値課税の強化の必要性を論じてきた。しかし、非課税措置により金融機関は仕入税額控除を否認されるため、不利な状況にあることも考えられる。したがって、今後の課題としては、現状の非課税措置の結果として、金融機関がどの程度の消費税額を負担しているかを明らかにする実証研究も重要となってくるだろう。

## 参考文献

(和文文献)

- Blanchard, Olivier [鵜田忠彦、知野哲朗、中泉真樹、中山徳良、渡辺慎一訳]  
(1999)『ブランシャール マクロ経済学 (上)』東洋経済新報社。
- Schenk, Alan、[立川正三郎訳] (2004)「国際課税 IFA 国際租税学会シリーズ  
(2)消費課税と金融サービス--欧州型アプローチからの離脱」『租税研究』  
第 652 号、116～121 ページ。
- Varian, Hal R. [佐藤隆三監訳] (2000)『入門ミクロ経済学 原著 第 5 版』勁  
草書房。
- 石弘光 (2009)『消費税の政治経済学』日本経済新聞出版社。
- 岩村充・新堂 精士・吉田 倫子 (2007)「金融取引と付加価値税制:金融サービ  
ス消費税の検討」ノモス第 20 号、29～43 ページ。
- 浦東久男 (1996)「消費税法の課税対象と非課税取引・輸出免税措置について」  
『総合税制研究』第 4 号、1～16 ページ。
- 大蔵省主税局税制第 2 課監修(1979)『一般消費税関係 税制調査会答申(報告)  
集』税務経理協会。
- 大蔵省主税局税制第 2 課編集 (1989)『消費税法のすべて』、大蔵省印刷局。
- 大森徹 (2003)「間接的に計測される金融仲介サービス」概念の検討」『日銀  
ワーキングペーパー』No.03-09。
- 金子宏 (1995)「総論 - 消費税制度の基本的問題点 - 」『日税研論集』第 30 号、  
日本税務研究センター、1～28 ページ。
- 金子宏 (2012)『租税法 第 17 版』弘文堂。
- 銀行経理問題研究会編 (2012)『銀行経理の実務 第 8 版』社団法人金融財政事  
情研究会。
- 國枝繁樹 (2008)「金融サービスに対する消費課税のあり方について」『金融所  
得課税の基本問題』証券税制研究会[編]財団法人 日本証券経済研究所、  
28～55 ページ。
- 國枝繁樹 (2012)「金融危機後の金融関連税制」『証券税制改革の論点』証券税  
制研究会 [編] 財団法人 日本証券経済研究所、1～31 ページ。
- 佐藤進 (1973)『付加価値税論』税務経理協会。

- 清水雅之（2010）「わが国における「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）」の SNA 本系列への導入について」『季刊国民経済計算』第 142 号、1～14 ページ。
- 神野直彦（2000）「外形標準課税と地方分権」『ジュリスト』第 1181 号、7～12 ページ。
- 鈴木将寛（2009）「VAT における金融サービス課税」『みずほ総研論集』2009 年第 2 号、37～60 ページ。
- 諏訪園健司（2011）『日本の税制 平成 23 年度版』財経詳報社。
- 総務省（2012）『地方財政の状況 平成 24 年 3 月』。
- 高橋滋（2000）「外形標準課税条例をめぐる訴訟上の問題点」『ジュリスト』第 1181 号、13～19 ページ。
- 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部分配所得課（2011）「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の導入による国民経済計算体系への影響について」『季刊国民経済計算』第 146 号、1～27 ページ。
- 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部（2012）『推計手法解説書（年次推計編）平成 17 年基準版』。
- 中里実（1995）「金融取引・不動産取引に対する消費税の課税」『日税研論集』第 30 号、227～291 ページ。
- 中里実（1999）『キャッシュ・フロー・リスク課税』有斐閣。
- 西山由美（2011）「EU 付加価値税の現状と課題 - マーリーズ・レビューを踏まえて - 」『フィナンシャル・レビュー』第 102 号、146～165 ページ。
- 沼田博幸（2011）「金融仲介サービスに対する消費課税について：Zee 氏の代替的課税方式に関する論文の紹介を中心として」『租税研究』第 736 号、264～297 ページ。
- 八田朋敬（2011）「金融取引における消費課税」『税研』第 27 巻第 3 号、92～99 ページ。
- 羽田亨（2008）「消費税における金融サービスへの課税について」『三田学会雑誌』第 101 巻第 1 号、29～52 ページ。
- 三木義一（1995）「非課税取引とゼロ税率」『日税研論集』第 30 号、197～226 ページ。
- 水野忠恒（1989）『消費税の制度と理論』弘文堂。

水野忠恒（2000）「東京都外形標準課税条例の評価」『ジュリスト』第 1181 号、  
2～6 ページ。

宮島洋（1986）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。

望月正光（2012）「オールド VAT、ニュー VAT：付加価値税理論の新潮流」『地方財政』第 51 巻第 8 号、4～13 ページ。

山口不二夫（2002）「銀行業における業務粗利益概念の有用性 - “銀行税”を  
再考するにあたって - 」『税』第 57 巻第 6 号、4～27 ページ。

渡辺裕泰（2012）『ファイナンス課税 第 2 版』有斐閣。

(英語文献)

Department of Treasury (1984) *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth, The Treasury Department Report to the President*, Volume3, Value-added tax, Washington, D.C.: Government of the United States.

Ebrill Liam, Michel Keen, Bodin Jean-Paul, Summers Victoria (2001) *The Modern Vat*. Washington, D.C.: International Monetary Fund.

European Commission (1973) *Proposal for a Sixth Council Directive on the harmonization of legislation of Member States concerning turnover taxes Common system of value added tax*.

European Commission (1996) *Value Added Tax-A study of Methods of Taxing Financial and Insurance Services*.

([http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/vat/key\\_documents/reports\\_published/methods\\_taxing.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/vat/key_documents/reports_published/methods_taxing.pdf))

[2013年1月10日閲覧]

European Commission (2006) *Consultation Paper on modernising Value Added Tax obligations for financial services and insurances*.

([http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/common/consultations/tax/modernising\\_vat\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/common/consultations/tax/modernising_vat_en.pdf)) [2013年1月10日閲覧]

Henderson, Yolanda K. (1988) "Financial Intermediaries under Value-Added Taxation," *New Economic England*, pp.37-50.

Hoffman, Arthur Lorey, Poddar, Satya and John Whalley (1987) "Taxation of Banking Services Under a Consumption Type, Destination Basis Vat," *National Tax Journal*, Vol.40, No.4, pp.547-554.

Henkow, Oskar (2008) "Financial Activities in European Vat," *EUCO Series on European Taxation*, Volume18, Kluwer Law international.

Institute for Fiscal Studies (2011) *Tax by Design*. Oxford: Oxford University Press.

- Kerrigan, Arthur (2010) “The Elusiveness of Neutrality – Why Is It Difficult To Apply Vat to Financial Services,” *International Vat Monitor* March/April, pp,103-112.
- McLure, Charles E. Jr. (1987) *The Value-Added Tax*. Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public policy Research.
- Merrill, Peter R. and Chris R. Edwards (1996) “Cash-Flow Taxation of Financial Services,” *National Tax Journal*, Vol.49, No.3, pp.487-500.
- Michael H. Wilson, Minister of Finance (1987) *Tax Reform 1987 : Sales Tax Reform*, Ottawa: Department of Finance Canada.
- Poddar, Satya and Morley English (1997) “Taxation of Financial Services Under a Value- Added Tax : Applying the Cash-Flow Approach,” *National Tax Journal*, Vol.50, No.1, pp.89-112.
- Poddar, Satya (2003) “Consumption Taxes: The Role of the Value Added Taxes” in P. Honohan eds., *Taxation of Financial Intermediation*, Oxford: Oxford University Press, pp.345-380.
- Policy Advice Division of the Inland Revenue Departement (2004) *GST guidelines for working with the new zero-rating rules for financial services*, Wellington: New Zealand, Inland Revenue Departement.  
( <http://taxpolicy.ird.govt.nz/publications/2004-other-gst-guideline-s-financial-services/overview>) [2013年1月10日閱覽]
- Schenk, Alan and Oliver Oldman (1990) principal draftsmen, “Analysis of Tax Treatment of Financial Services Under a Consumption-Style Vat: A Report of American Bar Association Section of Taxation Committee on Value Added Tax,” *Tax Lawyer*, Vol.44, pp.181-194.
- Schenk, Alan and Oliver Oldman (2007) *Value Added Tax*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tait, Alan A. (1988) *Value Added Tax*. Washington, D.C.: International Monetary Fund.
- Zee, H. Howell (2004) “World Trends in Tax Policy: An Economic Perspectives,” *Intertax*, Vol.32, August/September, pp.352-364.

Zee, H. Howell (2005) "A New Approach to Taxing Financial Intermediation Services Under a Value-Added Tax," *National Tax Journal*, Vol.58, No.1, pp.77-92.

Zee, H. Howell (2006) "Vat Treatment of Financial Services: A Primer on Conceptual Issues and Country Practices," *Intertax*, Vol.34, Issue10, pp.458-474.



(参考 URL)

- ・ Australian Taxation Office HP

<http://www.ato.gov.au/> [2012年12月29日閲覧]

- ・ 全銀協 | 全国銀行協会「全銀協からの意見書・要望書」

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/> [2012年12月29日閲覧]

- ・ 全銀協 | 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

[http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2\\_02/details/account2011\\_terminal/index/sogo23.xls](http://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2_02/details/account2011_terminal/index/sogo23.xls) [2012年12月29日閲覧]

- ・ 国民経済計算ホームページ「国民経済計算確報」

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h22/tables/22s2nf\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/tables/22s2nf_jp.xls) [2012年12月29日閲覧]

- ・ 財務省「消費課税の概要（国税）」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/100.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/100.htm)

[2012年12月12日閲覧]

- ・ 財務省「主要税目の税収（一般会計）の推移」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/011.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/011.htm)

[2012年12月12日閲覧]

- ・ 財務省「平成22年度租税及び印紙収入決算額調」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/account/h22.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/account/h22.htm)

[2013年1月7日閲覧]